

第十九回国会
衆議院

文部委員会公聴会議録第一号

(四二八)

昭和二十九年三月十三日(土曜日)

午前十時十五分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事相川 勝六君 理事竹尾 式君

理事長谷川 峻君 理事町村 金五君

理事野原 豊君 理事松平 忠久君

伊藤 郷一君 岸田 正記君

熊谷 憲一君 坂田 道太君

世耕 弘一君 原田 憲君

山中 貞則君 亘 四郎君

田中 久雄君 中嶋 太郎君

吉田 安君 高津 正道君

辻原 弘市君 山崎 始男君

大西 正道君 前田榮之助君

小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席政府委員

文部政務次官 福井 勇君

文部事務官(大臣官房會計課長) 内藤馨三郎君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(大学学術局長) 稻田 清助君

文部事務官(文部事務官(社会教育局長)) 寺中 作雄君

文部事務官(調査局長) 小林 行雄君

文部事務官(管理局長) 近藤 直人君

出席公述人

私立大学連盟常務理事 板橋 菊松君

議院新聞社編 金久保通雄君

集局教育部長 大茶の水 蠟山 政道君

お茶の水 蠟山 政道君

群馬県立 小中学校校長 齋藤 喜博君

京都大学学長 瀧川 幸辰君

東京大学 藤澤 常信君

T A 会長 松岡 弘君

信濃教育 執行委員長 小林 武君

日教組中央 執行委員長 日高第四郎君

元文部事務次官 専門員 石井 昂君

専門員 横田重左衛門君

委員外の出席者

本日公聴会で意見を聞いた事件

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について

○辻委員長 たいだいまより義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両法案について、公聴会を開会いたします。

開会にあたりまして一言本日御出席の公述人各位に、ごあいさつを申し上げておきます。目下当文部委員会におきまして審査中の義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案は、御承知のごとくきわめて重要な案件でありまして、教育界のみならず国民各位が深い関心を寄せておられる教育法案であります。従いまして当委員会といたしましては、その審査の重要性に思いをいたしまして、広く各界の学識経験者各位の御意見を聞きまして、本案の審査の万全を期し、一層權威あるしめようとするものであります。各位の豊富な御意見は、当委員会の今後の審査に資するところきわめて大きいものがあることを委員各位とともに期待するものであります。何とぞその立場々々より腹藏なき御意見の開陳をお願いいたします。本日は御多忙中のところ御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

なお議事につきまして一言申し上げるものと、公述人各位の御意見を述べられる時間は、大体十五分ないし二十分見当にお願いをいたしたいと存じます。なお念のため申し上げますが、衆議院規則の定めるところにより、御発言の際は委員長長の許可を得ることになっております。また発言の内容は御意見を聞くこととする案件の範圍を越えてはならぬことになっております。なお委員は公述人に質疑することができまが、公述人は委員に質疑することができませんから、さよう御了承願います。

次に委員各位にお願い申し上げますが、公述人に対する御質疑は、一応初め午前中四名の御意見の開陳の後にお願いを申し上げることとし、討論にわたらないようにお願いをいたします。

これよりまず私立大学連盟常務理事板橋菊松君より御意見を伺うことにいたします。板橋菊松君。

○板橋公述人 私は関西大学の板橋菊松であります。日本私立大学連盟では、関西大学代表として常務理事の役職についておりますが、本日ここで申し述べますことは、私一個の意見でありまして、関西大学を代表した意見でもなければ、また日本私立大学連盟を代表した意見でもないということをあらかじめ御了承願うておきます。

今回文部当局が立案された二つの教育法案である教育公務員特例法の一部を改正する法律案と義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案は、両者とも教育の政治的中立という点に關連があるのであります。東京大学の矢内原總長に言わせると、文部当局が日本の教育界全体を信用しないあるいは侮辱する考え方をしたものだそうでありまして、私は、文部当局は決してさような考え方をし、本案を立案したものでないことを確信しております。従つて第一の教育公務員に関する法律案には衷心より賛成いたします。ただ第二の義務教育諸学校に関する法律案は、その主たる条文の立法構想が複雑怪奇をきわめて、いささか納得できないものがありまして、よくと御再考を煩わし修正していただけないかと存するのであります。

いまさら教育とは何ぞやという詮議だてをする要もなく、また民主主義に

基調した政党政治の行われている立憲国においては、政治教育というものが欠くべからざるものであるというような説明もあらためていたす必要はないのであります。問題は教育の政治的中立という考え方が、実は教育の政治的中立と申しまして、これだけではわかつたようではからぬところもあるものであります。教育が政治的に中立するということは、政治は右か左か、極右か極左に片寄つたものとかつてに考えたことでありまして、一国の政党が極右党と極左党の二つしかないとして、そのまん中に空虛がある。その空虛に立つもの、すなわち政治的中立、こんなふうに考えて一体いのか、私はそうあつてはならぬと思つております。かりに一国の政党が極右党と極左党の二つしかないとしたら、それでは、それでいいかもしれませんが、その極右と極左とのまん中に中立というものがあつたならば、その中立の政治を支持するということもまた特定の政党を支持するということになりまして、ここには教育の政治的中立ということとは考えられないのではないかと申すのであります。ですから政治的中立ということとは少しあいまいでありますから、これを私は教育の不偏不党と考えたいのであります。そして教育の不偏不党ということとは極右党に偏してもならぬし、極左党に偏してもならぬのだ、かように考えます。わが国は今自由党内閣であります。今後

どの政党が政権を握つても、教育は御用党にくみしてもいけないければ、その反対党に片寄つてもいけない、かように存するものであります。これが教員としての教育的良識であると考えます。従いまして教員である以上は、国立学校の教員たるのと公立学校の教員たるのと、私立学校の教員たるのを問はず、ひとしく教員として今申し上げたような教育的良心があつてしかるべきだと思ふのであります。ところが国立学校、公立学校に教育公務員は、私立学校の教員に比べますとその身分は保障せられた俸給その他の特権給付によつて、より安定してゐるのであります。それだけに国立学校の教員、公立学校の教員は、私立学校の教員と違つて政治的に不自由な思いをし、その政治活動を制限されるのは当然過ぎるほど当然だと思ふのであります。東京大学の矢内原総長は、そのうき晴らしができませんけれども、とき／＼変なりくつをこねまわしますが、彼みずからはやはり教育公務員としてあきらめてはいるらしく、一般の公務員並に政治的拘束を受けて不平らしい顔もしておらぬのであります。国立学校の教育公務員ですにばかりといひますれば、公立学校の教育公務員がこれに準じて政治的行為を取締られるということは、教育そのものが一般の地方行政事務とは本質的に違つた国家的事業だといふ見地に立てばすぐに了解し得られるのであります。本日こちらに御出席になつております岩山さんが、近刊のジュリスト誌に発表された政治的中立性という論文の中に、教員の職務は教員であつて、一般の行政とは異なつてゐる、しこ

うして教員の職務と一般の行政との間に區別を設ける理由は十分認められねばならないと書いておられるのであります。これを国家公務員である国立学校の教員にあてはめると、やはり兩者の區別を設ける理由は十分認められねばならないことになつて来るのではないかと思ふのであります。私は教育はあくまで国家的事業である。教育基本法にも書いてあります。国家的事業であるといふので、地方の公務員といつてもこれを地域的に考えねばならぬと思ひます。かような見地に立ちますと、公立学校の教員も国立学校の教員の例にならつて、政治的制限をすることに何ら無理なところはないと思ふのであります。現に国立学校の教員の方が一般の国家公務員と同様に政治的行為を制限されていながら、特別にこれを人権蹂躪だの言論圧迫だのとおしやらない敬虔な態度に私は敬意を表するものであります。ですからおそれなく地方の教育公務員も、その職責の特殊性にかんがみられたならば、やはり現在の国立学校の教育公務員と同様に、教育は国家的事業であり、それに拘わつておるから政治的行為の制限をされるのは当然であるとお考えになると思ふのであります。

第二の法案であります。これは初めにちよつと申しました通り、どうもその主たる条文の立法構造が複雑で納得できないところがあるのであります。本法案が、近年問題になつた日教組のごとき政治的行動を防止して、義務教育の政治的中立性を守ろう、つまり私の申し上げた教育の不偏不党ということを確保しようという御趣旨でありますから、その趣旨にはもちろん私は賛成であります。しかしどうもその条文の書き方が変だと思ふのであります。日教組の政治的行動について、やつたのであつたけれどもそれはどうもやらないとか、そんな事実はないとか、いろ／＼新聞の上で拝見いたしますけれども、東京大学の矢内原総長も、今日までの日教組の行動の中には過激と思はれる点、行き過ぎと思はれる点が多かつたとは言えないと言つておられるのであります。さらに岩山さんも前述のジュリスト誌上におきまして、筆者も日教組の選挙運動については賛成しがたい点を認め、しば／＼その点を指摘して来たとはつきり書いておられるのであります。このお二人、この代表的自由主義者でも、日教組の政治的活動は目に余る、けしからぬものだと思つておられるのであります。ですから大達文部大臣として、怒髪まきに冠をついて、日教組の退治を思ひ立つたのは、当然過ぎるほど当然だと思ふのであります。しかし私はこの条文の第三条の「何人も」が、どうも教育法案にあふさわしくない字句だと思ふのであります。これはむしろ教員以外の何人かといふことではないでしょうか。たとえば第三者である共産主義者などがこれ／＼を教唆し、扇動したときに処罰しようというのであります。ところが、さような不逞の徒もありまして、これを取締らなければならぬとしたならば、それは別の刑事法規に譲るべきものではなかつたかといふように考へるものであります。そこで本法案では、ただ義務教育諸学校に勤務する教育職員を主体にして、これらの者が何々といふ条文に書いてあることをしたときには処罰するような意味で、簡素化できないものか

と考へるのであります。つまり第三条はちよつと読んでもはつきりしないように、何段階にも積み上げて書いて、そうして正犯抜きに教唆犯と扇動犯のみを定めたといふことは、法律条規の体をなしていないのであります。さらにその第二項で「前項の特定の政党等」を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等々を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育を含むものとする」と規定してありますが、これはあまりにもひねくりまわし過ぎて、結局こういう書き方をしておるために、悪法だとか、あいまいだとか、粗放だとか、粗雑だとか言われるのではないかと思ふのであります。私は本法案は一部の人たちが申されるように決して悪法だとは思ひませんが、何だか珍しい悪法のような気がいたしましたのであります。これが本法案の隠された弱点ではないでしょうか。

結論をいたしまして、私はこの両法案の趣旨には賛成でございます。しかし新新聞、雑誌の多くを私が手あたり次第調べてみますと、たゞ日教組——日教組と今明かに申し上げては失礼かもしれませんが、日教組のような、あるいは別の、教員を主とする教育団体が政治的活動に出たような場合は悪い、悪いけれどもよくそれをさとして、なだめて、そんなことは間違いないぞ、今後はこうしなければいけないぞ、と云うてやればわかるはずだといふ、まるで時代遅れの孟母の三遷の教えを今ごろ持ち出している評論家があるものであります。私は現実にかような客観的の事実がある。これがわが民主政治の民主化の上から見ても、教育の政治的中立、不偏不党の立場から見ても、断固として許すべからざるものであるとしたならば、それに対して改訂憲法のどのようとなまぬることは言わず、断固としてこれを取締る法規をつくつていいと確信して疑わないのであります。今問題になつてゐるいろ／＼な汚職事件にいたしまして、ここにもしお前は今後もう再びそんなことをしないか、しないならばもうこれで小背へ送らなくてもいいと言つておつては、社会の秩序は乱れるままに乱れてしまふのであります。ですからかくのごとき客観的事実、この間違ひのない客観的事実を握つた以上は、これをいかに処置してわが政治の民主化、教育の政治的中立を確保するかということについて、格別の御審議を願ひたいと思ふのであります。(拍手)

○辻委員長 次に読売新聞社編集局教育部長金久保通雄君の御意見を聞きいたします。

○金久保公述人 私は今御紹介にあずかりましたように新聞記者でございますから、主として新聞記者の立場から、この問題につきまして意見を申し上げます。最初に、この法案に對する、私の意見を申し上げます。この法案に、私自身が教育といふものをどういふふうにか考へてゐるか、そのことにつきまして簡単に話しまして、そのあとで法案に對する意見を申し上げます。

戦後の教育改革で、いわゆる新教育といふものが生れたわけであります。私は、この新教育の一番大きなね

はい、教育を政治から切り離すこと
にあつたのだらうと思つております。
教育を政治から切り離すということ
が、なぜ戦後の教育改革でわれわれに
けられなかつたかと申し上げます
と、今までの戦前の教育では、教育が政
治の、つまり政府の政策の道具に使わ
れてきたが、もし教育が
いつまでも政策の道具に使われており
ますと、われわれは教育を通じてりつ
ぱな人間をつくることができない、つ
まり教育というものは理想を追求する
仕事でございす、ところが現実の政
治というものは、皆さん御承知のよう
に目の前の問題、きよの問題を処理
することをおもな仕事としておるわけ
でありまして、そういう意味から申し
まして、教育と政治というものは当
然切り離されていなければならぬとい
うふうに、私自身は考へておるわけ
であります。そこで戦前のように、教育
が政策の道具に使われなかつたには、
政府から教育というものを一応引き離
しておく必要があるといふので、制度
の上では、教育の中央集権から教育の
地方分権ということが行われてゐるわ
けであります。つまり、今まで文部省
によつて中央集権的に統制されてお
りました教育というものを、今度は教育
委員会というものをつくりまして、教
育を住民の手、つまり国民の手に移し
たわけでありまして、この地方分権とい
うことは、つまり今申し上げたように、
教育が政府の政策の手段にならないとい
うことを、制度の上に端的に現わし
たことだらう、そういうふうに私は考
へておるわけでありまして、
それではなぜこのような教育の改革

が行われなければならなかつたかとい
うことを、少し具体的な問題につい
てお話ししますと、大体全体主義の国に
おきましては、教育というものは政治
に従属しておるといふことが言える
と思ひます。たとえば戦前の日本におき
ます教育は、文部省によつて指揮命令
を受けておりました。あるいはソビエ
トのような全体主義の国におきまして
は、教育は完全に政治の道具として、政
治の手段として、政治に従属されてお
るわけでありまして、全体主義の国にお
ける政治と教育のこのような関係は、
おそろく全体主義的な政治をやられ
てゐる人は、自分は指導者としてりつ
ぱな政治を行い、理想を追求しておる
のだから、教育も当然政治について来
ればよいのだといふふうにお考へにな
つて、その上で教育というものを政治
に従属させていることだらうと思ひ
ますが、全体主義というものが、政治
の形態としてはよくないことだとい
ふふうにお考へになりますれば、当然そ
ういふふうな全体主義における教育と
政治の関係というものは清算されなけ
ればならぬわけでありまして、
たとえばどうして教育が政治に従属
してはいけないかといふ一つの例を申
し上げますと、ただいまのわが国の政
府は自由党政府であります。自由党は
言うまでもなく自由主義経済あるいは
自由主義というものを理想とし、政治
の目標として政策を行つて来ておるわ
けでございまして、米の問題を取上げ
てみますと、この自由主義経済という
ものを政策の生命としております自由
党でさえ、やはり現実の米の事情から、
やむを得ず米の統制、米の配給制度と

いうものを行つておるわけではござい
ます。またソビエトの政治を見まして
も、ソビエトは究極には共産主義社会
というものを目標にして政治を行つて
おるわけではございまして、この共産主
義の社会といふものは、完全な人間の
自由な社会といふことだらうと思ひま
す。ところが現実の政治は、その自由
を追求しておきながら、完全に近いま
でに国民から自由を奪つておる。つま
り自由のために非常に不自由な政策が
行われておる。このように考へます
と、現実の政治といふものは、理想を
追ひながらも、目の前のいさゝかな事
情から、どうしても理想と離れた政策
が生れて来る。もしこのような現実政
治に対して教育が従属しておりました
と、やはり教育そのものまでそうした
理想といふものを一応捨ててしまふと
か、あるいはたな上げしてしまふと
いうような事態が起つて来るわけであ
りまして、こういうことから考へま
しても、教育というものは、政治から
完全に独立し、自立していなければなら
ないといふことが言えると思ひわけ
であります。

育基本法で教育の目的なり、教育内容
をかなり具体的に規定しておりますの
で、私がここであらためて申し上げる
までもございせんが、一言で申し上げ
ますと、今の教育は正義を愛する、
そうして自主的な精神を持つ健康な
子供をつくつて行く、そうして日本の
社会の進歩をはかるということであ
ると思ひます。そこで自主的な判断を
持つた子供をつくるということは、今
申しました非常に自由な教育でなけれ
ば、そういう子供の教育はできないとい
ふふうにお思ひます。私は教育とい
うものをそういうふうに一応考へてお
りまして、そういうふうな考へ方から
この二つの法案に対する私の意見をこ
れから申し上げたいと思ひます。
最初に結論から申し上げますと、私
はこの二つの法案に反対でございま
す。なぜ反対かと申し上げますと、一
つの法案は、教育公務員特例法の一部
を改正する法律案でございまして、こ
の法案は、端的に申し上げて、教員の
政治活動をほとんど禁止に近いまでに
制限するといふことだらうと思ひま
す。前の公述の方が申し上げてお
りましたけれども、私は一般の公務員とい
うものと教育といふ仕事は、やはり内
容が違ふのだと思つております。で
すから教員の政治活動はできるだけ自
由でなければならぬと思ひわけであ
ります。それではなぜ違ふかと申し上げ
ますと、たとえば通産省の公務員と
教育者の仕事といふものを比較してみ
たいと思ひます。通産省の公務員は、
とにかく政府がきめた法律をそのま
ま実行するといふ義務を持つておるわ
けであります。あるいは税務署のお役人

のことを考へましても、これは税制が
きめられた以上は、かりにその税制に
反対であらうと何であらうと、税務官
吏といふものは、その税制を執行する
義務を持つておるわけでありまして、
もしそれに反対したらやらないといふこ
とでは、公務員としての仕事は成り立
たない。ところが教育といふものは、
先ほど申し上げましたように、直接政
府のきめた政策なり法律なりを執行す
る仕事ではないのでありまして、むしろ
逆で現実政治を批判しながら理想を
追求して行かなければならないとい
ふふうな仕事であります。そういう意
味から申し上げますと、同じ公務員といふ身
分でありましても、一般公務員と教育の
仕事といふものはまったく性質が違
う、性格を異にしてゐるといふことが
言えると思ひます。
もう一つ反対する理由は、ただいま
申し上げましたように、これからの子
供は自由な、独立的な、しかも自主的
判断を持つた子供をつくらなければい
けない。そういう子供をつくる教師
が、かりに政治活動を極端に制限さ
れ、あるいは自由にもを言えないとい
うふうな不自由な人間になつてしま
つたら、どうしてもそういう自由な独立
心のある子供を教育することができ
ない。そういう二つの理由から、私は教
育公務員特例法の一部を改正する法律
案に対して反対するわけでありまして、
時間がありませんから簡単に申し上げ
ますが、もう一つの義務教育諸学校
における教育の政治的中立の確保に関
する法律案について反対する大きな理
由は、この法律案の骨子は御存じのよ
うに、子供を教育する教師を教唆、扇

動する者を取締りの対象としておるわけでありませう。ところが教育の中立性というものは、教師と子供たちの間の関係の問題なのであります。教師を外部から団体を通じて扇動する人と教師との間の問題ではなくて、教育の中立性というものは、教師と子供たちとの関係、教室における教育活動の問題だろふと思ふんです。ところがこの法律では教師と子供との関係については全然触れておりません。そして教師と団体を通じて教師に教唆、扇動をする人の関係を取締ろうということになつておるわけでありませう。十日の衆議院の法務委員会で大連文相が言われておりましたが、もしこういうふうな法律をつくらば、だれも法律違反をするような人がなくなるだらうから、この法律をつくることによつて、そうした問題をなくすることができるといふふうなことを言つておりました。これはつまり予防立法であるということだらうと私は思つておるわけでありませう。なるほど日教組の中にはある程度の行き過ぎはありました。私も今まで自分の職業を通じて、日教組の行き過ぎに對して、かなりきびしい批判を加えて来たつもりでございます。日教組の問題は、いろいろ立場々々によつて見方も違ふと思ふのでありますが、具体的に問題を申し上げますと、たとえばこの前の委員会で岡警長官が、日教組の中には約六百名の共産黨員があるといふふうなことを発表されておりましたが、私はこの資料は当局の資料でございますから、ある程度信用してさしつかへないと思ふのでありますが、とにかく日教組の中にも共産黨員の方も

おりましようし、あるいは容共と言われるような分子もいるかと思ひます。ところが全体の日教組としては、何とかしてそうした片寄つた方向に行かないように、全体の人はこうした片寄つた人たちは何とかして押さようとおるのではありません。たとえば昨年三月の義務教育費国庫負担法案のときなども、日教組としまして一斉陽曜の戦をきめておりました。ところがその前日術になりまして、内部でいろいろと、一斉陽曜という戦術はまずい、こういうことは教師の組合として適當でないというところで反対が出まして、その反対が勝ちを占めて、一斉陽曜戦術が前日になりまして中止されたといふふうなことがございました。また今度の二つの法案に對する反対運動でも、皆さん直接御存じだらうと思ふのですが、今までの日教組のやり方から言いますれば、相當過激な行動に出るだらうといふことが考えられたわけでありませうが、今までのところでは、かなり平靜に、組合としては冷靜な反対運動を続けておられます。そういう意味で日教組もかなり反省しておられます。

それから、これは私個人の考えであります。皆さんの中にも、一つの政党の中で右派とか左派とか言われる派がありませうし、日教組の中にも、たとえば主流派とかあるいは統一派といふふうな派があるいは呼んでいられる派があるのでございます。内部でそういうふうな闘いをやりながら、日教組はとにかく進んで来ておるのでありまして、一部の日教組のやり方が行き過ぎであるからといつて、全体の教師を取締るといふことは、何としましても適切でないと思ひます。もう一つ最後につけ加えておきたいことは、校長先生といふものは、私の知つていられる範囲では、今まで日教組とかなり鋭い対立の立場に立つて来ておられます。組合員でない先生が大半を占めておられます。ところが今度の問題に關する限りは、全国の小学校校長会あるいは中学校校長会も、この法案にはつきり反対の決議をしておりませう。また信濃教育会といふ非常に長い伝統を持ちました教育団体がございませうが、この教育団体はつきり申しますと、日教組とはつきり対立した立場をとつて来た教育団体でございませう。ところがこの教育団体がついに最近東京まで出て来まして、教育を守るといふ意味から反対の大会を開いておられます。それから私どもの仕事の上から言いますと、私はいろいろとこの問題について日本の全国の新聞の論調を調べたのであります。私の知つていられる限りでは、この法案に賛成をしていられる新聞は一つしか知りません。

す。しかしこの見解を發表いたしました以来、相當多數の人の賛成を得ておるのであります。学界におきましては、また教員の間におきましては、相当地と同意見の者のあることをお認め願ひたいと思ひます。

私のこの二つの法案に對する意見といたしましては、主として共通の点としては、この法案は、性格の上から申しまして、日本の議會政治に非常に重要な影響を与えるものであるといふことを共通の点として指摘したいと思ひます。議會政治は何と申しまして教育制度と警察制度をその根幹とする制度であります。この教育二法案は、わが国の民主主義の基礎である教育制度について相當大いなる影響を与えるおそれのある法案でありまして、法案の内容の前に、一言この性格の点を十分皆さんに御注意を與えておきたいと思ふのであります。申し上げまする点は、法案のそれ／＼について具体的に内容から申し上げてみたいと思ひます。

第一の教育公務員特例法の一部改正案であります。これは御承知のように地方公務員としての教職員を政治活動に關する限り国家公務員とするという見解を包蔵しておるのであります。これは國家公務員法と並びまして地方公務員法が制定されましたときに、この国会におきまして十分その点について地方公務員の特長性というところが指摘されたところでありませう。私も公迷人の一人として、その際にあの三十六条但書の根拠について申し上げた記憶があるのであります。この三十六条但書という問題がなぜ必要である

かと申しますと、これは言うまでもなく日本の地方制度にとりまして重要な問題であるからであります。これと密接な連関を持つておりますのが、この教員の問題につきましてそれ以上には――私はそれ以上と言ひたいのであります。この一般公務員から離しまして、政治活動の大幅の自由を、できるだけ特定の影響力を除いた地域におきましては認めるというものが、この三十六条但書の趣旨であらうと思ふのであります。それを今回その但書にかかわらず、特例法の改正によりまして國家公務員並にするといふことは、私にとつては理由を解するに苦しむのであります。ただこういうことがいわれると思ふのであります。國家もまた中央政府も教育に對して重要な責任を持つておる。しかしこのことは、國家公務員についてそのことがいわれるから、同時に地方公務員たるこの教職員に對しても適用できるといふだけの理由であります。なぜ地方公務員、特に地方の教職員が大幅な自由を持つていられるか、与えなければならぬかという理由を抹消することにはならないと思ふのであります。國家が責任を持つておるといふことは當然のことであり、すでに法で予定しておるところであります。それをさらに制限をしようといふについては非常に重大な理由がなくてはならないと思ひます。この意味におきまして、三十六条但書をそのままにして、今度は特例法でもつてこれを改正しようといふ立法的手続につきましても、私は理解するに苦しむのであります。特例法は御承知のように教員に關する特殊の人事立法で

ことに今日の文部省の設置法を見ますと、この点につきまして教育の地方化、分権化ということに非常に慎重な態度をとつておるのであります。文部省設置法第五条によりますと、地方における教員の身分に關しましては、ただ調査する、企画するという、その制度上の調査と企画だけにどめておるのであります。文部大臣の権限は、地方分権を非常に尊重しておるのが今日の文部省設置法の精神であらうと思ひます。しかるに今回もし特例法第二十一条の規定が挿入されることによりまして、政治活動に關する限り地方における教職員の行狀について監督すると

以上私は二点ないし三点からこの特例法一部改正案に反対するものであります。

第三の中立の確保という問題であります。この法案の趣旨につきましても私はわかりませんが、私にはわかりませんが、しかし立法の形式がはなはだ私にうとつてはふに落ちないし、非常に危険性を包蔵しておるものではないかといふ点と、さらにいま一つの点は、特にお私が現在閣僚をしておりますところの地位から申しまして、はなはだ困難なる責任を負わしめられるところの法案であるということを感じるのであります。

はなはだこの法案の内容において懸念にあたえませんのは、いわゆる第三条の規定でございます。一体公務員を自身について一般に言えることでありましたが、教員の場合におきましても

す。そういうように、この法律はほんとうに角をためて牛を殺すおそれのある法律であるということについて、私は大いなる反対をいたしたいと思うのであります。

的に規定されなければならないものであります。公務員といつては、自分の職務に、公務に熱心であればあるほどいいはずのものであります。ところがこゝうした立法がなされますという、その人がまじめに考えたことの結果がかかるといふて刑事上の犯罪に問われるというおそれもある問題でありますから、その辺の限界を明確にする必要があると思ふのであります。しかるにこの三条の規定によりますと、犯罪の構成要件でないものとの境目がすつかりわからなれない。この点が私はこの法律の最大へん欠点であらうと思ひます。特にそれが教唆とか煽動ということでありまして、一般に具体的な事件でありますからば、教唆とか煽動ということとは普通の刑事法の解釈で理解できるのでありますが、言論とか思想とかを通ずる場合に、教唆とか煽動というやうなことを用いるのでありますから、この点にきましてはよほど立法を注意していただきたいと思ふ。このような立法は、とうていこゝうした刑罰を課する値するやうなことでないといふ思ひして、はなはだ濫用を恐れる次第であります。そうなりますと、日本の教界におきまして従来一番大事に考え珍りました政治教育ということがでなくなりまして、基本法の第八条第項がまつたく無意味になつてしまひ

す。そういうように、この法律はほんとうに角をためて牛を殺すおそれのある法律であるということについて、私は大いなる反対をいたしたいと思うのであります。

第二の点は、私は特に力説いたしましたのでありますが、いわゆる監督機關請求の問題であります。この立法がなされなされたかというのを考えますと、あるいは直接に警察なり檢察庁の活動がなされないようにという親切心から出たかもしれませんが、はなはだもつてこれは不都合な法律であらうと思ひます。なぜならば、監督のもとにあるものでありますならば、たとひどのような事情において不当なる政治活動になりましても、あくまでそれは監督機關の責任でございます。しかるにこれは第三者であります。犯罪の構成要件といたしましては、教職員団体活動を通ずるということになつておられますけれども、問題は第三者なのであります。もし第三者についての何らかの活動を開始するとするならば、それに証拠を持たなければなりません。自分の配下にあるものならば、あくまでもその証拠を収集するに努めなければなりません。しかし第三者がどこかであつて活動をしたり、それに影響を受たというその因果關係を、どこで判するのでしようか。学長といたしましても、また教育委員会といたしましても、知事といたしましても、そのよな証拠をどこで収集するのでしょうか。おそらく警察は、あるいは文部局のような行政機關は、証拠を別々根拠において収集して、それを当該監督機關に提供するということになるを得ないと思ひます。自分の収

て、あるいは知事行政のもとにおいて、教育の中立性を守らなければならない。その内部において紛糾を来すような結果を来して、はかばかしてこの法の目的は達成できるでしようか。私はできないと思う。かえつて波乱を巻き起す結果にならないか。私はこの点を十分研究いたしたくないが、直接に本人に向つて自分を強要するやうなこともいたしたくないし、かりに任を発動できるやうな根拠がはたして得られるだろうかというやうなことを考えましたときに、この法律は当該督機関に対して親切に考へておられようでありますが、実はそうではない、結果は逆である、こういうやうなことをすること自体が、すでにもう望み違いではないかということを考えたのです。教育の中立性というやうなことは、このような手段ではとうてい守るものではない。教職員も、監督機関も、世論も、行政の監督官庁も一体なつて、教育の中立性を守るといふ神が出ないならば、とうてい守れるのではない。この点につきまして、この立法の全体の趣旨はわからないことはないのでありますけれども、どこの立法の形式、内容について、は賛成できないのであります。

最後に結論として申し上げます。教組それ自身に對しまして、この法はどのようなねらいを持つておるか、はどのようなことではできませんが、いろ

る想像しますと、日教組の活動、教職員団体の政治活動についての不安を持つておられることは明瞭であります。しかしもし日教組の政治活動につきましても、従来とられたところで反対の点があるとするならば、その点を直接に指摘すべきであると思います。たとえば日教組が特定の政党に対してのみ候補者を応援するというような形式はよくない、また特定の政党の候補者に対してのみ資金を提供することはよくない、また日教組が授業の途中で、授業を放棄して政治活動に出るようなことはよくない、そういうことを直接に日教組の規約の上に挿入せしむべきであるし、日教組が自発的にそれをやらなければ、立法手段において、地方公務員法の職員団体の規定の中にそれを明確にすれば、その目的は達成するのであります。このようないくつかの目的に到達するのに、職員団体の活動を相手にするのには、一般教員の政治的権利を制限するような立法は、憲法でなければ何でありましょうか。私はそういう立法がこの立法院において通過されることをおそれるのであります。皆さん方の慎重なる御審議を希望いたしますのでございます。(拍手)

○辻委員 次に群馬県島村小学校校長齋藤喜博君にお願いします。

○齋藤公述人 私は二十数年の教員もしくは校長としての立場から、実際の教育界のお話を申し上げまして御参考に供したいと思ひます。

先ほど金久保さんから、教育はどこまでも自主的なものだとお話がありました。しかし、教育はほんとうに自主的であり、創造的でないならばならないと思うのです。ところが現在の先生たちの状態は、およそその反対であります。現在もそうだし、前もそうだったと思うのです。前はもつとひどかつたのじやないかと思うのですが、無気力で自主性のないそういうものが教師の代名詞だ、こういうふうになつておりました。私もそうだと感じてみておるわけでありました。私自身もまたそういうところがあつたわけでありました。教師はいつても上司とか校長によつてばかり動いてゐる。今度来た校長はこういう考え方だから、こういうふうによつて行つたら都合がいいと、たゞ自分の考へと違つておつてもその通りに動く、もしくは臆測してその通りに動く、と、そういうのが今でも実態であります。私はそれを非常に心配してゐるわけでありまして、指導主事が来ますと、それに従つてどん／＼と動いて行く。また村の人、村長とか、町長とか、議員さんとか、そういう人たちによつてどうにも動かされて行く。現在でも動かされてゐるというのが実情であります。校長の立場を見ましても、校長などもおおよそそれと同じ立場であります。白いものを黒いと言つても、それに従つてゐる。こういう状態でありまして、およそ自主的な、創造的な仕事とは縁遠い仕事に落ちてしまふのが実情ではないかと思うのです。

今までもよく教師は社会性がないとか、役に立たないといふようなことを言われましたが、それはやはり教師が社会に接触しておらない、いつでもまわりから圧迫されて、ほんとうにいつけて、自主的でなくなつておる、政治の問題も考えなかつた、勉強もしなかつた、そういうところから教師が社会性がない、役に立たないといふようなことがつくり出されたと思ふのです。そういう教師にどうして自主的な、創造的な仕事ができるかと思ふのであります。従ひまして現在でも、教育基本法にありましますような、全うな政治教育といふものも、大部分の教師はやつておらない。全然やつておらないといふのが実情であります。法律の中にあるやるべきことも心配し、恐れてやつておらないといふのが実情だと思ふのです。そういうことですから、この二つの法案が出るといふことになりました現在、先生たちは非常に心配し、動揺しまして、さまざまの姿が現れておりました。

それは現在教へてゐる教科書の中から、危険だと思ふこと、こういうことをやつたら将来あぶないのじやないかと思ふことは、抜いてしまふ先生が相当出て来ております。それから子供に質問される。現在の子供は、お母さんが子供に質問されるのと同じだと思ふのですが、さまざまの質問を持つて来ます。そうして心配なことが出て来ます。それは先生にはわからないのだ、先生はそれに答えられないのだ、こういうふうに出て来ます。先生が相当出て来ておりました。高等学校の生徒、中学校の生徒、小学校の生徒の中にもそういう先生の態度に非常な不満を持つて来ている者が相当出ております。それからさらにひどいのは、こういう先生が出て来ましたが、これも私が直接聞いたのであります。この法案が通つたならば、私たちはもう一生懸命やらないう方がいんだ、一生懸命やればあぶないんだ、だから法案がきまるまではみんな休養しようじやないか、休養した方がいい、なるべくものぐさをして、楽をして休養しておこう、こういうふうな声も出て来ております。そういうようなことでありますから、将来この法案が通りましたならば、どういふふうになるかといふことを私考してみたいと思ふのですが、今までもそういうふうにならぬように、自主性のない先生たちがいふ／＼無気力になり、自主性がなくなつて、今後何も言わなくなつてしまふ、何も言わぬことが一番安心なんだ、こういうふうな先生になり、またそういう先生が幅をきかしてしまふといふことを感じておるのです。今までもそういう先生があらました。月給をもらつた大したよい仕事をしない先生がおつたのですが、これからは何もしたくない先生が幅をきかして来る、ですからそういうものぐさの先生たち、だめな先生たちが喜ぶ法案ではないかといふようにも考えておりました。

なお恐ろしいことは、こういうことなんです。これは今までの教師の本性でもあるのですが、教師の社会といふものは非常にお互いの中傷し合ふといふことが多いいです。教育界はきれいだというふうになつてゐるやうに思ふが、内部に入つてみますと非常に汚いのです。これはやはり教師が今までも圧迫されたといふことから出てゐると思ふのですが、そういう教育界の中にお互いの中傷して行く、これは戦争中もそうだったのですが、自分の論に負けたとか、自分が職場でくあいが悪いとか、反対されるとか、相手が気に食わない場合には、あれは自由主義者だといふことを言つて、その人をたたく

ことができたのです。そういう事例が非常に多かつた。ところが戦争が終つて、教員組合が盛んになりましたが、あの人は反動だ、あるいは保守反動だといふのでたたいたのです。それが現在ではあの人には赤だといふふうになつたばかりで、たゞたいてゐる社会なんです。そういうふうな教育界の非常にみじめな現在におきましては、この法案が通りますと、戦場の中に、教室の中に、そういう中傷、たたき合いといふものが非常に盛んに出て来るのではないかと思ふ。現在もそういう感じが前よりひどく出ておりました。こうなりますと、それが当然子供へも影響して行くわけでありまして、さらにまた恐ろしいのは、子供を使つてゐることが出来るのです。子供を使つてゐる教師が使つて、その先生の状況を調べさせるとか、父兄の中で反対の人が子供を使つて、あの先生の言つたことを調べるとか、そういうふうなことが戦争直後もあつたのであります。これから相当出て来るのではないかと思ふのです。それからまた父兄と教師との間にい／＼の摩擦ができて来ると思ふのです。父兄が先生のやつてゐることにい／＼疑心暗鬼になつて来て、探りを入れますから、そうしますと子供と先生と父兄との関係が非常に悪くなつて来る、これは父兄が先生を信用しなかつたならば、ちやうど夫婦げんかをしてゐる家の子供のやうに、どつちについてよいかわからない、そうして私たち夫婦げんかをしてゐる家の子供を見ますと、みんないじけてゐる。そうして積極的でない、消極的で無気力な子供になつてゐる。そういうことが

学校全体に及んで来ると思うし、そして教育というものは、どこまでも先生と生徒とが手をつなぎ合い、それから先生と父兄が手をつなぎ合い、みんながささえ合い、助け合つてその空気の中心にほんとうのよい教育ができると思ふのですが、それがめちや／＼になつて来る心配がありますから、そうなつて行くと、もう教育というものはほとんど成り立たなくなるというふうには心配します。

それから先ほど申し上げました、先生が生きてゐる限り創造的で自主的であつて初めてそういう子供がつかれますし、そういう教育界の空氣もできるのですが、今まで私が見ておりました、よい先生といふものはみなその逆の、ほんとうにつながら合つて自主的に創造的にやつて行く先生であつたと思ふのです。独創的な仕事をしつて行く、それから仕事を真剣にやつて行きますと、何か実践行動もしたくなる、たとえば私の村の学校の中学、私の学校ではありませんが、その中学には新制中学ができて七年間経ちましたが、まだオルガンが一台もなかった、ところが二十八年年度の予算で教材費がその学校へ行きましたもので、オルガンを初めて買ったのです。が、子供たちは初めて自分たちの中学校に一台のオルガンを置くことができた、それで父兄も子供も喜んだのです。が、そういうオルガン一台もないような学校に勤めている先生たちは、何とかしてオルガンを置けるように、村役場とか、県会とか、国会の方とか、文部省の方とか、さまざまのところにお願いをしたくなる氣持が出るのは当然だと思ふのです。それから給食の問題

にしても、非常に背の小さい体格の悪い子供を毎日見ておると、給食費を増してもいいやという要求を出したくなると思ふのです。それからこの間も私の県でもつて全県下の子供の調査をしたのですが、その中に非常に多かつたことは、学校でもつていろいろのお金を集めるわけですね。そうすると五円なり十円なりのお金を持つて来られない子供がある、その子供が大勢の同級生にばかりにされて学校に行かなくなつてしまつたという例がたくな

にあるのです。そういう姿を見ておると、私たちは何とかしてPTAの会費も少くしてもらいたい、いろいろのものが困り、県なり、村から子供の方にわたるようになってもらいたいといふことを、先生が父兄と一緒にやつて、県や村の当局にお願いしたくなるのは当然だと思ふのですが、そういう要求をしない先生は、先ほど申し上げたように非常にものぐさで何もしない先生だと思ふのです。

そうして現在日教組といふものが非常に評判が悪い、私は弁護するものではありませんが、組合運動にももちろん熱心な先生でした。やり方については間違ひもあつたと思ひますが、大体に熱心な先生です。そうして組合運動をいやがる先生たちは、家に畑を持つておつて組合運動をする時間があつたら早く家に帰つて田畑を耕やした方が米が何俵とれるというやうな計算をする。一緒に運動なんかしたくてもちやんと教材費が来るじやないか、月給も上るんじやないか、だから組合費を払つて夜まで働いて組合運動なんか

しない方が得だといふ先生です。そういう先生に限つて、ほんとうの子供の教育は実施しておりません。そういう先生でない先生の方が、私が見ておりました、ほんとうに子供を先生だと思ふ。そうしてよい仕事をしている先生だといふふうな先生は、私は校長としてしましてもそういう先生は学校にほしくないと思つてゐるのです。

それから私は自分の長女が初めて小学校の一年生に出たときに胸がどきどきしたのです。どういふ先生に教わるだらうかといふことでもうほんとうに心配だつたのです。これはどうしてかといふと、私は二十数年教師をしてゐるものですから、先生によつて子供がどうちへでもかわつてしまふ、ほんとうにあふないといふことがわかるのです。これは米や麦ですとよくわかりますが、教育の仕事といふものはわからなないのです。先生があなたの子供さんは頭が悪いのですよ、こゝういふに言われてしまふと、お母さんはだめなんです。ところが私も見ておりました、そうじやないのです。どの子供さんでもほんとうによくなる、私は自分でもそういう仕事をしました。また私の学校の先生たちもやつていますし、また全国のたくさん学校の先生にそういう仕事をしてゐる先生たちがいるのです。そういうことを知つてゐるのですから、ほんとうによい先生に教えてもらいたい、こゝういふふうに思つたものから、胸がどきどきしたわけですが、そういう私が教えてもらいたいといふ先生はみなやはり自主的な創造的な先生たちです。そういう先生にだけ私は教えてもらいたいといつも思ふわけがあります。

ところがこの法案が通りますと、現在でも先ほど申し上げましたやうな状態でありまふから、通つた場合にはもうそういう先生はほとんどいなくなつてしまふ、そうして全部の先生がほんとうに遊びに行つてしまふといふことになつてしまふのではないかとこゝろに思ふわけがあります。以上私は實際家の立場から申し上げまして、御参考になりましたと思ひます。

○辻委員長 以上で午前中の予定をいたしました四名の公述人の御意見を伺いました。これより四名の公述人に対する委員諸君の質疑をお許しいたします。午前中大体十二時半ごろで終りたいと思ひます。公述人の時間の都合もございまして、質疑の通告の方が相当たくさんございまして、簡単に交互におやりをいただきます。存じます。大体お申込みが九人ございまして、関連はお差控へいただきます。五、六分の程度でひとつお願いしたいと思ひます。世耕委員 一君。

○世耕委員 私は五、六分のつもりでお尋ねいたします。まず蠟山先生にお尋ねいたします。私も教育に三十年ばかり経験を持つ者の一人でありまして、昔は國家が教育を支配してゐたといふことは一応うなずかれます。現在に申しますと、現在は組合が教育を支配する。これは動かすべからざる事実ではないかと思ひます。こゝういふことが正しいかどうかといふことは論ずるまでもないことではあります。この点について先ほど日教組の例をとられて、日教組は行き過ぎであるといふことを認められた。その行き過ぎの程度が見解の相違になるかも知れません。

が、どの程度行き過ぎであるか。時間の限定をされたから、私は簡単にしていただく意味において申しますが、日教組の一つの形式を見ますと、闘争形式といふもの、あるいはビケ・ライオンといふもの、あるいは監視員を派遣する、こゝういふやうな共産黨の戦闘組織をそのまま受入れてやつておる。それだから善良であるべき日教組の優良教員がみなおじけつてしまふ。今公述人の一人の校長の教職を持つておられる方もおしやつたのであります。

が、実は日教組の優良な教員諸君が、共産黨の分子あるいは共産黨員の組織活動にがんじがらめに縛られておる。これを何とかはどいてやらなければならぬじやないかといふことが、立法の趣旨となつて現われておる、私はかやうに考へておる。この点について、あなたは一応理想論を先ほどお話になつたわけですが、同感だと思ひますが、もう少しつづ込んでこれをすみやかに除去して神聖な教育に当らしめねばならぬと思ひますが、その点をお尋ねいたします。

○蠟山公述人 今日何が日本の教育を支配してゐるかといふことについて、私は日教組が支配してゐると思ひます。やはり日本の教育制度に關する法律がありまして、少くとも行政的に支配してゐるものは同及び地方公共団体の教育立法が規定してゐるところであります。もちろん教育の自主性といふものは教員自体にありますから、それ自身につきまして教員の活動が重要視されておることは言うまでもないことではあります。しかし今日日教組の教育を支配してゐるということにつきまし

では、もちろん見解の相違があるとい
たしまして、かりにそうだといたし
まして、それをどうして防ぐかとい
うことになりますれば、教員自体の自
主性を尊重するということだと思いま
す。教員自体の自主性の中には、重要
な政治的権利というものの尊重がなく
ては自主性は得られないと思えます。
従つて今日の制度でも、教員は魂のな
い教員になつてはならない、萎縮した
教員になつてはならないということか
ら、事情のさしつかえない限り政治的
権利を認めたいと思ひます。

教育はやつて行かなければならぬもの
でありますから、私といたしまして
は、決して抽象論、理想論を言つてお
るのではなく、日教組の行き過ぎは認
める。先ほど言つたような三点にお
いて、今日の立法でやつておるの
ではなくて、別の手段で別の方法でや
らうとすることに私は反対をしておるの
であります。実際問題としても、教員
の自主性を尊重し、政治活動を認める
ことが日教組をよくすることであると
私は考えております。

〇世耕委員 結局蠟山先生の主張は、
理想論に落ちるという結論が出て来た
ようにしか思われぬ。それはなぜか
と申しますと、寒いからでたらを着る
という議論だ。同時に寒いからでたら
を着る以外に障子をしめるという議論
だ。あなたの言うのは一方的な議論
だ。一方的な議論だからこれ以上私は
申し上げません。

次は金久保さんにお尋ねいたした
い。日教組の行方、日教組はかくある
べしということについて、あなたは新
聞人だから相当資料をお持ちになつて
おられると思う。私も相当持つてお
りますが、今後はかくあるべしというこ
とについて知らせていただければあり
たいと思ひます。

〇金久保公述人 私あまり材料を持つ
ておらないのであります。しかし私の
知っている範囲で申し上げますと、た
とえば日教組の行き過ぎと考へてい
るような問題の中で、先ほど申しまし
たが、義務教育費国庫負担法案のとき
に、日教組が一斉職暇戦術をとらうと
したわけです。これは、言葉は一斉職
暇というような言葉で表現されてお
りますが、事実上ストライキというふう
なものとは私は考へたわけでありま
す。そういうふうな戦術は、教育者として
はやはり相当反省してもらわなければ
ならぬということですね。それからす
わり込み戦術というものが、かなり日教
組に対する批判として世間で言われて
おります。文部大臣室にすり込むとい
うか、あるいは夜おそく文部大臣の自宅
に行つて会見を求めるとかいうような
ことが新聞に載りまして、これは世間
ではどうも教師としての態度ではない
のではないかと申すようなことを言
つております。私もそういうふうなや
り方はなるべく避けた方がよいという
ふうに考へておるのでございしますが、こ
れはやはり文部大臣なり、文部次官、
文部省の幹部の方が、もう少し率直に
日教組の人と話し合ひをするという態度
に出ることによつて、そうした日教組
の、私が行き過ぎと思はれるような態
度が解消するのではないかと考へるわ
けでございます。

〇板橋公述人 お答えいたします。御
説の通りであります。教員である以上
は現実の政治に対しては不偏不党でな
ければならぬと確信しております。そ
れは先ほど申し上げました通り、そ
の点においては国立大学の教員と
公立大学の教員と私立大学の教員
とを問わないのであります。しか
し国立大学の教員は一方公務員とい
う身分になつておるのであります。い
やでもおもうも国家公務員法の適用を
受けなければならぬのであります。地
方教育公務員は現在のところでは地方

〇世耕委員 結局蠟山先生の主張は、
理想論に落ちるという結論が出て来た
ようにしか思われぬ。それはなぜか
と申しますと、寒いからでたらを着る
という議論だ。同時に寒いからでたら
を着る以外に障子をしめるという議論
だ。あなたの言うのは一方的な議論
だ。一方的な議論だからこれ以上私は
申し上げません。

次は金久保さんにお尋ねいたした
い。日教組の行方、日教組はかくある
べしということについて、あなたは新
聞人だから相当資料をお持ちになつて
おられると思う。私も相当持つてお
りますが、今後はかくあるべしというこ
とについて知らせていただければあり
たいと思ひます。

〇金久保公述人 私あまり材料を持つ
ておらないのであります。しかし私の
知っている範囲で申し上げますと、た
とえば日教組の行き過ぎと考へてい
るような問題の中で、先ほど申しまし
たが、義務教育費国庫負担法案のとき
に、日教組が一斉職暇戦術をとらうと
したわけです。これは、言葉は一斉職
暇というような言葉で表現されてお
りますが、事実上ストライキというふう
なものとは私は考へたわけでありま
す。そういうふうな戦術は、教育者として
はやはり相当反省してもらわなければ
ならぬということですね。それからす
わり込み戦術というものが、かなり日教
組に対する批判として世間で言われて
おります。文部大臣室にすり込むとい
うか、あるいは夜おそく文部大臣の自宅
に行つて会見を求めるとかいうような
ことが新聞に載りまして、これは世間
ではどうも教師としての態度ではない
のではないかと申すようなことを言
つております。私もそういうふうなや
り方はなるべく避けた方がよいという
ふうに考へておるのでございしますが、こ
れはやはり文部大臣なり、文部次官、
文部省の幹部の方が、もう少し率直に
日教組の人と話し合ひをするという態度
に出ることによつて、そうした日教組
の、私が行き過ぎと思はれるような態
度が解消するのではないかと考へるわ
けでございます。

〇板橋公述人 お答えいたします。御
説の通りであります。教員である以上
は現実の政治に対しては不偏不党でな
ければならぬと確信しております。そ
れは先ほど申し上げました通り、そ
の点においては国立大学の教員と
公立大学の教員と私立大学の教員
とを問わないのであります。しか
し国立大学の教員は一方公務員とい
う身分になつておるのであります。い
やでもおもうも国家公務員法の適用を
受けなければならぬのであります。地
方教育公務員は現在のところでは地方

〇世耕委員 結局蠟山先生の主張は、
理想論に落ちるという結論が出て来た
ようにしか思われぬ。それはなぜか
と申しますと、寒いからでたらを着る
という議論だ。同時に寒いからでたら
を着る以外に障子をしめるという議論
だ。あなたの言うのは一方的な議論
だ。一方的な議論だからこれ以上私は
申し上げません。

〇板橋公述人 お答えいたします。御
説の通りであります。教員である以上
は現実の政治に対しては不偏不党でな
ければならぬと確信しております。そ
れは先ほど申し上げました通り、そ
の点においては国立大学の教員と
公立大学の教員と私立大学の教員
とを問わないのであります。しか
し国立大学の教員は一方公務員とい
う身分になつておるのであります。い
やでもおもうも国家公務員法の適用を
受けなければならぬのであります。地
方教育公務員は現在のところでは地方

〇世耕委員 結局蠟山先生の主張は、
理想論に落ちるという結論が出て来た
ようにしか思われぬ。それはなぜか
と申しますと、寒いからでたらを着る
という議論だ。同時に寒いからでたら
を着る以外に障子をしめるという議論
だ。あなたの言うのは一方的な議論
だ。一方的な議論だからこれ以上私は
申し上げません。

次は金久保さんにお尋ねいたした
い。日教組の行方、日教組はかくある
べしということについて、あなたは新
聞人だから相当資料をお持ちになつて
おられると思う。私も相当持つてお
りますが、今後はかくあるべしというこ
とについて知らせていただければあり
たいと思ひます。

〇金久保公述人 私あまり材料を持つ
ておらないのであります。しかし私の
知っている範囲で申し上げますと、た
とえば日教組の行き過ぎと考へてい
るような問題の中で、先ほど申しまし
たが、義務教育費国庫負担法案のとき
に、日教組が一斉職暇戦術をとらうと
したわけです。これは、言葉は一斉職
暇というような言葉で表現されてお
りますが、事実上ストライキというふう
なものとは私は考へたわけでありま
す。そういうふうな戦術は、教育者として
はやはり相当反省してもらわなければ
ならぬということですね。それからす
わり込み戦術というものが、かなり日教
組に対する批判として世間で言われて
おります。文部大臣室にすり込むとい
うか、あるいは夜おそく文部大臣の自宅
に行つて会見を求めるとかいうような
ことが新聞に載りまして、これは世間
ではどうも教師としての態度ではない
のではないかと申すようなことを言
つております。私もそういうふうなや
り方はなるべく避けた方がよいという
ふうに考へておるのでございしますが、こ
れはやはり文部大臣なり、文部次官、
文部省の幹部の方が、もう少し率直に
日教組の人と話し合ひをするという態度
に出ることによつて、そうした日教組
の、私が行き過ぎと思はれるような態
度が解消するのではないかと考へるわ
けでございます。

〇板橋公述人 お答えいたします。御
説の通りであります。教員である以上
は現実の政治に対しては不偏不党でな
ければならぬと確信しております。そ
れは先ほど申し上げました通り、そ
の点においては国立大学の教員と
公立大学の教員と私立大学の教員
とを問わないのであります。しか
し国立大学の教員は一方公務員とい
う身分になつておるのであります。い
やでもおもうも国家公務員法の適用を
受けなければならぬのであります。地
方教育公務員は現在のところでは地方

〇世耕委員 結局蠟山先生の主張は、
理想論に落ちるという結論が出て来た
ようにしか思われぬ。それはなぜか
と申しますと、寒いからでたらを着る
という議論だ。同時に寒いからでたら
を着る以外に障子をしめるという議論
だ。あなたの言うのは一方的な議論
だ。一方的な議論だからこれ以上私は
申し上げません。

〇板橋公述人 お答えいたします。御
説の通りであります。教員である以上
は現実の政治に対しては不偏不党でな
ければならぬと確信しております。そ
れは先ほど申し上げました通り、そ
の点においては国立大学の教員と
公立大学の教員と私立大学の教員
とを問わないのであります。しか
し国立大学の教員は一方公務員とい
う身分になつておるのであります。い
やでもおもうも国家公務員法の適用を
受けなければならぬのであります。地
方教育公務員は現在のところでは地方

〇世耕委員 結局蠟山先生の主張は、
理想論に落ちるという結論が出て来た
ようにしか思われぬ。それはなぜか
と申しますと、寒いからでたらを着る
という議論だ。同時に寒いからでたら
を着る以外に障子をしめるという議論
だ。あなたの言うのは一方的な議論
だ。一方的な議論だからこれ以上私は
申し上げません。

次は金久保さんにお尋ねいたした
い。日教組の行方、日教組はかくある
べしということについて、あなたは新
聞人だから相当資料をお持ちになつて
おられると思う。私も相当持つてお
りますが、今後はかくあるべしというこ
とについて知らせていただければあり
たいと思ひます。

〇金久保公述人 私あまり材料を持つ
ておらないのであります。しかし私の
知っている範囲で申し上げますと、た
とえば日教組の行き過ぎと考へてい
るような問題の中で、先ほど申しまし
たが、義務教育費国庫負担法案のとき
に、日教組が一斉職暇戦術をとらうと
したわけです。これは、言葉は一斉職
暇というような言葉で表現されてお
りますが、事実上ストライキというふう
なものとは私は考へたわけでありま
す。そういうふうな戦術は、教育者として
はやはり相当反省してもらわなければ
ならぬということですね。それからす
わり込み戦術というものが、かなり日教
組に対する批判として世間で言われて
おります。文部大臣室にすり込むとい
うか、あるいは夜おそく文部大臣の自宅
に行つて会見を求めるとかいうような
ことが新聞に載りまして、これは世間
ではどうも教師としての態度ではない
のではないかと申すようなことを言
つております。私もそういうふうなや
り方はなるべく避けた方がよいという
ふうに考へておるのでございしますが、こ
れはやはり文部大臣なり、文部次官、
文部省の幹部の方が、もう少し率直に
日教組の人と話し合ひをするという態度
に出ることによつて、そうした日教組
の、私が行き過ぎと思はれるような態
度が解消するのではないかと考へるわ
けでございます。

〇板橋公述人 お答えいたします。御
説の通りであります。教員である以上
は現実の政治に対しては不偏不党でな
ければならぬと確信しております。そ
れは先ほど申し上げました通り、そ
の点においては国立大学の教員と
公立大学の教員と私立大学の教員
とを問わないのであります。しか
し国立大学の教員は一方公務員とい
う身分になつておるのであります。い
やでもおもうも国家公務員法の適用を
受けなければならぬのであります。地
方教育公務員は現在のところでは地方

〇世耕委員 結局蠟山先生の主張は、
理想論に落ちるという結論が出て来た
ようにしか思われぬ。それはなぜか
と申しますと、寒いからでたらを着る
という議論だ。同時に寒いからでたら
を着る以外に障子をしめるという議論
だ。あなたの言うのは一方的な議論
だ。一方的な議論だからこれ以上私は
申し上げません。

〇板橋公述人 お答えいたします。御
説の通りであります。教員である以上
は現実の政治に対しては不偏不党でな
ければならぬと確信しております。そ
れは先ほど申し上げました通り、そ
の点においては国立大学の教員と
公立大学の教員と私立大学の教員
とを問わないのであります。しか
し国立大学の教員は一方公務員とい
う身分になつておるのであります。い
やでもおもうも国家公務員法の適用を
受けなければならぬのであります。地
方教育公務員は現在のところでは地方

公務員法の適用を受けておりますが、私が先ほど申し上げた通り、教育というものは地域的なものではない、国家の大事業であると考えますからして、地方の公務員もまた国家の公務員と同じように取扱つて行かなければならぬ。そこで私立大学の教員の問題であります。私立大学教員に對しまして、国家公務員法あるいは地方公務員法に類似するような身分保障的なものがありとしないならば、当然この拘束を受けなければならぬものと思つております。また別の考え方として、日教組のごとき、私は材料を持つておりません。最も權威ある東大の矢内原總長、ここに御出席の蠟山さんのお書きになったものによりますと、政治的行動としては相当行き過ぎておるといふのであります。もしさうなことが私立学校の教員にもありましたらば、いかなる法律をおつくりになつても、甘んじてこれに従わなければならぬといふことをはつきり申し上げておきます。

○野原委員 次に蠟山先生に二点を一括してお尋ねいたします。憲法の第九十九条には「公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と、こう述べておられるわけですが、私は教育の中立といふことは、結局今日の教育は日本憲法と教育基本法の上に立つてなされるわけでございますから、憲法及び教育基本法を擁護することだ、このことに尽きると考えるのでございまして、先生の御見解はいかがでございましょうか、これが一つ。

もう一点は、教育基本法の第八条第二項には、御承知のように、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、

又はこれに反對するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。」このように述べてあるわけでございますが、これは「法律に定める学校」でございまして、一般市民としての政治活動は、教育基本法第八条第二項によつては制限を受けていない。ところが今回の義務教育学校特例法の改正によりますと、一般市民としての教員、つまり学校における子供の教育に携わる教員でなしに、一般市民としての教員の基本的な権利が大きな侵害を受けておる、これは明らかに憲法違反ではないか、このことに對する先生の御見解を承りたいと思ひます。

○蠟山公述人 教育の中立といふことについて積極的な基準があるかどうかという問題で、憲法の九十九条の問題をお出しになりましたが、私は必ずしも憲法のその点に限定すべきものとは思つておりません。要するに政治的中立といふことは、政治に對して教育が偏同しないといふことであります。それから、これを積極的に定めることについては相当問題があるだらうと思つておる。ただそのうち有力なものは憲法であらうと思ひます。また憲法の基本精神が民主主義といふものならば民主主義であらうと思ひます。現に文部省は民主主義に關する教育の指導要綱といふものをつくつておられます。そういうものなこともやはり一つの基準になると思ひますが、こういう政治的中立といふようなことを法律的にきめるとなると非常にむづかしいと思ひるので、せいか、教育委員会法が不当な勢力の排除といったような抽象的な規定にどめておるといふところがむしろ賢明なのであつて、積極的に中立について

の基準を設けると危険になると私は思ふ。今お説のような点には有力なる解釈論の一つになるのではないかとと思ひます。

次に教育の市民活動の問題であります。要するに教員は御承知のように市民と同時に教職員といふ一つの公務員に從事しておられますから、市民活動の限界と教職員活動の範囲とがどのようになつておるかといふことが、まさに問題であらうと思ひますが、現行制度におきましては、やはり市民活動といふものを認めることが必要であつたか、市民活動をできるだけ公務員にきつかに基いておるのではないかとと思ひます。それは教職員といふものが政治教育をいたしますときに、いわゆる良識ある公民を養成するための政治教育は、政治に對する市民としての実践がなくては、とうてい生命のある、魂のある教育はできないのです。そういう点から教職員が選挙活動などを行つたとして、不当な影響を与えるようなことがないならば、できるだけの範囲にとどめて、あとは大幅に市民活動を認めようといふのが、現行制度の精神であらうと思ひます。これはつばな精神であり、過去の日本の経験に徴してこのような立法がなされたと思ひますが、今回の法案はそれをやや逆転させるおそれがあるといふ意味におきまして、私は反對をしておるのであります。

○辻委員長 竹尾式君。

○竹尾委員 蠟山先生にひとつお尋ねいたします。私は先生の最近書かれた、学問上じやなく、この問題に關するものをたいてい今読ませていただいておりますが、それで……。

○辻委員長 竹尾君、ちよつと御発言中ですが、質問は蠟山先生ですか。蠟山先生は一時近くまでおられるといふお話ですが、屋敷にお歸りにならなければならぬ御予定の先生がおりますから、あとでやつていただきたいと思ひます。

○竹尾委員 了承いたしました。

○相川委員 私は齋藤先生のお話と金久保先生のお話に關連して質問いたします。齋藤先生のお話は、私率直に言つて胸を打たれたのであります。あなたの方のお氣持を十分露出できるようにしておりますが、この法案の精神だと思つておられますが、大分この法案の趣旨が、日教組あたりの事実と違つた逆宣傳でもつて、迷わされておるといふことを悲しむものです。われわれは憲法の精神によつて、日本に自主性のある、創造力のある活発なる教育が行われることを希望して、この法案をつくつて審議しております。大體日教組の、精神は、平和教育と言つておりますけれども、どう考えましても、ソ連は平和勢力であつて、アメリカは侵略勢力であるといふ断定的なものに立つておるのであります。そういうところに於ておる事実、ソ連のやうな共產教育をやるのが、日本の平和教育を実行するゆゑんだといふ考えに立つておると、われわれの根本的に反對するゆゑんであります。教育は、ソ連によらず、アメリカによらず、あらゆる方面のよいところはとり、悪いところは捨てる、自主的、創造的な教育であることが教育の精神だと思つておる。この点をひとつつかり御研究願ひたい。

そうして現在、学校の先生が自主的に、創造的に、活発な教育をやることを希望いたしますが、日教組のやうした偏同的な、ソ連一辺倒的な考えをもつて、組織的な力をもつて、学校の先生に、身分の上においても、あるいはその他の点においても、一種の威圧を与えて、団体の組織的な力をもつてその精神を無理やり押しつけておる。この極端なことはさういふのがこの教育法改正の精神であります。従つてこれさえ除かれればわれわれの目的は達する。どうか先生方の団体が本来の面目に帰つて、憲法の条章に従つて自主的、創造的な教育をやつてもらいたいといふことなんです。従つてこの法案ができましたら、今おつしやつたやうなオランダがないから買つてくれとか、あるいは給食の問題をどうしてくれとか、そういうことは御自由でございまして、この法案が出てから日教組が出した出版物といふものは、皆様方のあらゆるやうな運動が封殺されるということをお望みして、日教組のこの偏同的な指導精神によらずして、皆様が御自由にやられることは、今まで以上にやりやすくなるのであります。

○辻委員長 相川君、御質問の要点を……。

○相川委員 学校教育の自主性の精神は、十分生かすつもりでわれわれも考えております。どうか法案の真精神を御理解願ひたいと思ひますが、この点についてどういふふうにお考えになりますか、御質問いたします。

○金久保公述人 今のは私御意見として承つておつたつもりでおるのです

おりますと、たとえばつい東京の話ですが、今赤い教育というやうなものがあつたとします。かりに赤い教育をやると、すぐお父さんやお母さんの方に響いてしまつて抗議が来る。現に杉並区のある小学校の校長先生に私最近お会いしたのですが、あなたは教育の中立性というものは、教室の中の活動の問題だから、外からはなか／＼うかがい知れないと言われるけれども、かりにそういう片寄つたことをすればすぐわかつてしまつて、これは私もさんざんやられるのだ、今のお父さんやお母さんは非常に賢くなつて来て、われわれはできないというのです。従つてそういうふうなことで直して行くことが私は民主的な方法じゃないかというふうに考えるわけです。

○吉田(安)委員　そういうことも一つの方法であるとは思ひます。御承知の通り、戦後長い間日本は占領されて、辛うじて独立国になつて数年を出ない今日なんです。それで思想的には非常に混乱をしておつて、これをまじめに教育の自由というやうなことでやつて行くことは、ほんとうに困難だと私は思ふのです。そういうことからこうした教育二法も出ましたでしょうし、あるいは教育基本法のごときものも出た時代でありますが、いろいろ例をとつて言へば、外部から赤の教育が騒々乎として入りつつあるやうな気がするのです。だからおつしやるやうに理想としてはそれはやはり住民の手にわたつた自由主義的なやうがまない、ほんとうに平和なまじめな穏やかな教育をやつて行かなければならぬのだけれども、そういうことではどうしてもいかに

ないというときに、地方教育委員会もあるから、それによつてそうした悪い波をさしとめ、防がなければならぬところが、それができないんだ、こういうところには来ていやしないかと私は思ひます。だから理想的に言へば、地方にまかしておいてもいいだらうけれども、それはあぶなくてどうしても本来の目的が達せられないという状態のときには、やはり国家はこれに手をのべて、これを何とかかりつぱに、行き過ぎがあれば引きもどすというやうなことで育成をするというところに努力をしなければならぬと考えます。その点についてはあなたのお考えと大体において同様に考えます。またさういふお言葉と私聞いております。一例を申し上げますと、ある県のある学校ではどうしたとか、ある先生が自分の教室に、これは御承知だと思ひますが、憲法九条を大きく書いて張つて、そして毎朝一定の時間になると生徒を集めて、それを何べんも／＼繰返し／＼読ませる。そして読ませるだけならいいけれども、それによつて現吉田内閣はどうであるとか、あるいはこれによつて軍備というものは一切まかりならぬ、それを今の政府は軍備を盛んにやろうとしておる、そして現内閣を誹謗する、そして朝一ぺんならぬいけれども、屋と午後にはまたやる、だから教育委員会では見かねて、再三この人をないしよと呼んで、いわゆるこのごろのあの疑獄事件で検察当局が某君をないしよで某所に呼んで調べたというやうなかつて、その人の名譽を重んじて、さうしてその人には、さういふことはどうだらうかというのを再三再四反省を促すけれども、どうしても

やめない、しかたがないから委員会は村民大会を開いて、その村民大会の決議においてそれを差しとめたけれども、なおよめなさい、とう／＼これを解職した。そうするとその人は公平委員会にかけて、赤旗がとり巻いてゐるからもう委員会はほとんど進行ができないうのや、さういふのです。さういふのをやはり教育は自由でなくてはならぬという名のもとに、国家も政府もそれをほつておいてよろしいかというところが、小さい話のように見えますけれども起つて来る。ここに私は今回考へるのです。しかしさういふことをここで言つておりましたも議論になりますからこれは申し上げません。

○吉田(安)委員　さういふこととすことは、さいぜんのあなたのお話の中に、教育二法案について、これは間違ひだとおつしやつたやうでありましたが、それが私の聞き違ひならば幸ひだと存じます。教育は先生と生徒の間の結びつきでなくちやならない、しかるにこの中立確保の法律案のごときは、その先生を扇動するものを罰するといふことにしておるが、これは間違ひだといふやうなことをお言葉のようでありましたが、これは私の聞き違ひであれば幸ひであります。この点、大事なあなたの御発言でありますから、もう一ぺんお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○金久保公述人　今の点で、私の間違ひだと言ひましたら表現が悪いので、教育の中立性というものは、私はやはり教室の中における教育といふものに關連した問題だと思ふのです。今度の教育の中立性確保に關する法律と

いうものは、教室活動の中は一応問題にしないで、先生を外から団体を通じて教唆扇動する人を取締らうといふことですが、文部省の方の御説明によりますと、間接的に教室の中の教育の政治的中立性を守らうといふことだらうと思ふのです。しかしこれは長くなりましますから申し上げませんが、その先生が外から教唆扇動されまして、その扇動によつて子供に偏激的な教育をやる先生だといふふうにお考へになつて、さういふ法律が成立つたんだらうと思ふのですが、實際にその教室の教育の面における政治的中立性を確保するといふことは、教室の中の活動といふところまで掘り下げて行かなければ私目的を達することができないと思ふのです。それでかりに教室の中で五十人の生徒に対して一人の先生がいますとします。私はよく言うのですが、非常にこの先生が片寄つた考え方を持つた人で、非常に巧妙に世間にわからないやうな方法でもつて片寄つた教育をかりにやつたとします。これはだれにも発見することはできない、従つてほんとうの意味の教育の政治的中立性といふものは、先生の良心に期待する以外にないといふことを私考へるのでございませう。さういふ意味で先ほど申したわけです。

○高津委員　齋藤先生にお尋ねいたしますが、あなたは先ほど教員組合の活動に熱心な人は教育に熱心だといふお話をなさつたが、私は自分も相当教員と交際もしておりますが、まったくそれに同感であります。ピアノの話をなさいました。教員組合の人は、ピアノがなければピアノの設備の充実のために一生懸命に熱心に運動をする、さういふことを言われたのでありますが、私は日教組は施設の完備あるいは設備の充実あるいは教育研究大会あるいは教師の待遇改善といふやうなことに大きい功績があると思ふのです。日教組は今まるで板橋公述人、いな板橋検事などから被告席にすえられておりますが、日本郵船の浅尾社長は、飯野海運の俣野健輔氏の功績をほめて、海運界に大功績があつたと、さういふことを言つてゐるのを讀んで驚いたのでありますが、私は日教組は被告席にすえるべきものではないと思ふ。この法律が通つたならば、待遇改善については日教組が弱くはならないこと、運動はできないことになつてしまつて待遇改善はできない、インフレになれば政府でも資本家でもベースを上げてくれるといふものではないのであります。要求しなければ上げられないではないです。大学の常務理事であつてもさういふやうが、管理者として、教師が黙つておつたらあなたは月給を上げやしないでしょう。それだからこの法案がもし通れば、教員の組合活動といふものがなくなるのです。さうしたらもう全国五、六十萬の教師の待遇といふものは全然めぢや／＼になつてしまふ、さういふことは私は感じますが、あなたは同感をしてくださるかどうか、これが一点です。

○高津委員　齋藤先生にお尋ねいたしますが、あなたは先ほど教員組合の活動に熱心な人は教育に熱心だといふお話をなさつたが、私は自分も相当教員と交際もしておりますが、まったくそれに同感であります。ピアノの話をなさいました。教員組合の人は、ピアノがなければピアノの設備の充実のために一生懸命に熱心に運動をする、さういふことを言われたのでありますが、私は日教組は施設の完備あるいは設備の充実あるいは教育研究大会あるいは教師の待遇改善といふやうなことに大きい功績があると思ふのです。日教組は今まるで板橋公述人、いな板橋検事などから被告席にすえられておりますが、日本郵船の浅尾社長は、飯野海運の俣野健輔氏の功績をほめて、海運界に大功績があつたと、さういふことを言つてゐるのを讀んで驚いたのでありますが、私は日教組は被告席にすえるべきものではないと思ふ。この法律が通つたならば、待遇改善については日教組が弱くはならないこと、運動はできないことになつてしまつて待遇改善はできない、インフレになれば政府でも資本家でもベースを上げてくれるといふものではないのであります。要求しなければ上げられないではないです。大学の常務理事であつてもさういふやうが、管理者として、教師が黙つておつたらあなたは月給を上げやしないでしょう。それだからこの法案がもし通れば、教員の組合活動といふものがなくなるのです。さうしたらもう全国五、六十萬の教師の待遇といふものは全然めぢや／＼になつてしまふ、さういふことは私は感じますが、あなたは同感をしてくださるかどうか、これが一点です。

第二点は齋藤先生にお尋ねをいたしますが、現在の教師は憲法に基いた教育基本法、さうして権柄づくに与えられた教科書、それによつてコース・オブ・スタディとか、いろいろ／＼さういふやうなものによつて平和教育をやつてゐるのではありません。それを憲法を改正しないでおいて、それを飛び越えて、それ

らの運動を、平和教育は赤だというよ
うなことを一部の人がとらえて騒ぎ立
てるのであります。私はこういう学校
の教師のやつておることは、五人や十
五人の例外は別ですが、大体はそれが
正しいのだと思うのであります。先
生はどのようにお考えでありますよう
か。

それから第三に、板橋先生にお尋ね
いたします。日教組は共産党の手先
なつてゐる、共産党の走狗だ、こうい
うことを言われるのであります。わ
れわれの理解によれば、共産主義とは
暴力革命を奉ずること、独裁政権を主
張すること、連あるいはコミンテル
ンの指導に対して百パーセント服従す
ること、国会の活動を過小評価して、
院外闘争というか直接行動に百パーセ
ントの信頼を置く、象徴天皇をも否定
する、これらの要素がそろつた場合に
共産主義だといふのであらう。日教組
の場合は大よそそういうふうなもので
はないのであります。あなたのラフ
な観察によれば、日教組は平和を唱え
る、日本共産党も平和を唱える。日教
組はベース・アップを言う、日本共産
党もベース・アップを言う。共産党は
国際問題は話し合いで行くんだとい
うが、日教組も話し合いで国際問題
を解決せよと言う。だから日教組は共
産党の走狗だ、それはあんまり乱暴で
すよ。観察が……。(学者じやないよ)

はおると言うが、それだからといつ
て、日教組を弾圧する口実には絶対に
ならないと思う。あなたは保安隊の中
に何か疑獄があれば、保安隊を全部取
締るような、そういう法律をこしらえ
ることがいいと思われませんか。あ
なたに対する質問は二点です。保安
隊全員を取締るための法律をつくるの
か。この三人の公述人に、言葉は足り
ませんがお尋ねをする次第でありま
す。しかし、教えられるところ
は多かつたですよ。

すると思ふのです。それをしない教師
というの、よほど鈍感な良心のない
教師ではないかと思ふのです。
○嶋山公述人 平和教育についてどう
思ふかというふうな問題であります
が、たゞ／＼憲法第九条の条項との関
連がありますので、この問題は公立学
校の教職員の場合についてどうい
う教育をしておるか知りませんが、私も
大学教育におきましても、多年平和教
育については非常な苦心をしておりま
す。すなわち平和問題を学問的に研究
すること、その場合において自分が
どの程度信念を持つかということ、さ
らに現行の日本憲法もしくは時の政府
の政策がどうかというふうな三通りの
問題があるのであります。大学教育に
おきましては、教師としては十分注意
をして、その点を学生には理解させて
おるわけでありまして、これが一般の社
会科の教育などにつきましてどのよう
に取扱われておるか、事実は詳細には
知りませんが、非常にむずかしい問題
だと思ひます。しかし私は、教育とい
うものには、ある程度学問的な知識並
びに信念、そして現行の憲法、制度
等に対するいろいろの要素をみな含ん
でおると思ふのであります。そうなり
ますと、そういう場合に信念を持つて
教師が平和憲法の趣旨を徹底せしめ
べく生徒に教えることがあるのは当然
ではないかと思ふ。ただその場合、そ
れがたゞ／＼特定の政党の政綱なり政
策なりと一致したというふうな場合に
おいて、この法案で問題になつてお
りますようなことと混同されるおそれ
はないかというふうな点につきまして
は、この法案があつてもなくても、教
師としては十分に注意をしなければな

らぬことである。すでにそれは教育基
本法第八条第二項で示されております
が、これが十分に徹底していないとい
うことから、またそこ何らかの濫用
があるというところから、こういう法案
をおつくりになつたのではないかと思
ひますが、これが私は間違ひだと思
ひます。それは非常にむずかしい問題であ
ります。それは、教師のこれからの指導訓
練によつてやるべきことであつて、逆
にこういう法案を出してつくつてしま
いますと、平和憲法の趣旨というよう
なもの、その人の信念と、学問的の
知識が全部混同されてしまつて、一律
に、外部から見ても、一政党の宣伝をす
るのではないかというふうな取締ま
れるおそれがありまして、自己の信念
を持たなくなる、学問的知識を持たな
くなるような先生が出て来るおそれ
があると思ひます。こういう法案の方向
については私は疑問を持つておるの
であります。

○板橋公述人 高津さんにお答えいた
します。高津さんと私は何十年來の
昔なじみで、社会革新については一脈
どころか、何脈も相通するものがある
のであります。話せばよくわかる
であらうと思ひます。(笑)私は先ほ
ど高津さんのときでしたか、申しまし
たが、高津さんに、私が共産党と言つ
たように聞かされて恐縮しております。私
共産主義の手先と言つたつもりでござ
いまして、(それで同じです)と
呼ぶ者あり)同じですか。(笑)共産
主義のことは高津さんの方が十二分に
研究していらつしやいますので、私が
これこれ申し上げても、何でもラッパ
だ、(笑)こう言つて片づけられ
てしまいますから、とやかく申しませ

ん。共産党は合法的な政党でありま
す。しかし国民教育の不偏不党とい
う原則から申しますと、その共産党に片
寄るといふことは、すでに教育の政治
的中立を失つてゐるのだと思ふので
あります。しかし共産党でなく、共産
主義と共産党を同じだと言われなく
て、共産主義について相当研究になつて
おる高津さんのお言葉とも思へないの
です。私は共産党と共産主義とは全然
違ふと思ふのであります。一方は合法
的政党であり、一方は共産主義という
ものでありますので、必ずしも同じで
ないと思ひます。しかしながら今の日
教組が全面的にやつておるあのやり方
が、共産主義者のやり方と大体同じよ
うなやり方だと言ふのであります。が、
ここまでは時間の制限がありますから、
昔なじみとして、そのほかのことは高
津さんの御想像にまかせます。それか
らまた保安隊の中に一人何かあつたな
らば、全部の保安隊を取締れといふの
かというお言葉でございましたが……
(高津委員)この法律はそうなんです
よ。(と呼ぶ)この法律はそうだとわか
れるが私はそうだと思ひないのだ、高
津さんはそうだと思つておる、私はそ
うだとは思ひないのだ。その保安隊の
中に一人あるから保安隊が悪いとい
ふのは、これは保安隊の問題であつて
、今の日教組に共産党の者が何人お
るとか、共産主義者が何人おるとか、そ
ういふ問題でなくして、今までの動きが
全体的に見てわれ／＼として黙つて
おられないから、それを取締るための
法案がけつこうでございましてと言
ふのであります。

○坂田(道委員) 齋藤先生にお伺いし
ます。例の偏向教育の例といたしまし

は、これは十分に徹底していないとい
うこと、またそこ何らかの濫用
があるというところから、こういう法案
をおつくりになつたのではないかと思
ひますが、これが私は間違ひだと思
ひます。それは非常にむずかしい問題であ
ります。それは、教師のこれからの指導訓
練によつてやるべきことであつて、逆
にこういう法案を出してつくつてしま
いますと、平和憲法の趣旨というよう
なもの、その人の信念と、学問的の
知識が全部混同されてしまつて、一律
に、外部から見ても、一政党の宣伝をす
るのではないかというふうな取締ま
れるおそれがありまして、自己の信念
を持たなくなる、学問的知識を持たな
くなるような先生が出て来るおそれ
があると思ひます。こういう法案の方向
については私は疑問を持つておるの
であります。

○坂田(道委員) 齋藤先生にお伺いし
ます。例の偏向教育の例といたしまし

は、これは十分に徹底していないとい
うこと、またそこ何らかの濫用
があるというところから、こういう法案
をおつくりになつたのではないかと思
ひますが、これが私は間違ひだと思
ひます。それは非常にむずかしい問題であ
ります。それは、教師のこれからの指導訓
練によつてやるべきことであつて、逆
にこういう法案を出してつくつてしま
いますと、平和憲法の趣旨というよう
なもの、その人の信念と、学問的の
知識が全部混同されてしまつて、一律
に、外部から見ても、一政党の宣伝をす
るのではないかというふうな取締ま
れるおそれがありまして、自己の信念
を持たなくなる、学問的知識を持たな
くなるような先生が出て来るおそれ
があると思ひます。こういう法案の方向
については私は疑問を持つておるの
であります。

は、これは十分に徹底していないとい
うこと、またそこ何らかの濫用
があるというところから、こういう法案
をおつくりになつたのではないかと思
ひますが、これが私は間違ひだと思
ひます。それは非常にむずかしい問題であ
ります。それは、教師のこれからの指導訓
練によつてやるべきことであつて、逆
にこういう法案を出してつくつてしま
いますと、平和憲法の趣旨というよう
なもの、その人の信念と、学問的の
知識が全部混同されてしまつて、一律
に、外部から見ても、一政党の宣伝をす
るのではないかというふうな取締ま
れるおそれがありまして、自己の信念
を持たなくなる、学問的知識を持たな
くなるような先生が出て来るおそれ
があると思ひます。こういう法案の方向
については私は疑問を持つておるの
であります。

は、これは十分に徹底していないとい
うこと、またそこ何らかの濫用
があるというところから、こういう法案
をおつくりになつたのではないかと思
ひますが、これが私は間違ひだと思
ひます。それは非常にむずかしい問題であ
ります。それは、教師のこれからの指導訓
練によつてやるべきことであつて、逆
にこういう法案を出してつくつてしま
いますと、平和憲法の趣旨というよう
なもの、その人の信念と、学問的の
知識が全部混同されてしまつて、一律
に、外部から見ても、一政党の宣伝をす
るのではないかというふうな取締ま
れるおそれがありまして、自己の信念
を持たなくなる、学問的知識を持たな
くなるような先生が出て来るおそれ
があると思ひます。こういう法案の方向
については私は疑問を持つておるの
であります。

は、これは十分に徹底していないとい
うこと、またそこ何らかの濫用
があるというところから、こういう法案
をおつくりになつたのではないかと思
ひますが、これが私は間違ひだと思
ひます。それは非常にむずかしい問題であ
ります。それは、教師のこれからの指導訓
練によつてやるべきことであつて、逆
にこういう法案を出してつくつてしま
いますと、平和憲法の趣旨というよう
なもの、その人の信念と、学問的の
知識が全部混同されてしまつて、一律
に、外部から見ても、一政党の宣伝をす
るのではないかというふうな取締ま
れるおそれがありまして、自己の信念
を持たなくなる、学問的知識を持たな
くなるような先生が出て来るおそれ
があると思ひます。こういう法案の方向
については私は疑問を持つておるの
であります。

は、これは十分に徹底していないとい
うこと、またそこ何らかの濫用
があるというところから、こういう法案
をおつくりになつたのではないかと思
ひますが、これが私は間違ひだと思
ひます。それは非常にむずかしい問題であ
ります。それは、教師のこれからの指導訓
練によつてやるべきことであつて、逆
にこういう法案を出してつくつてしま
いますと、平和憲法の趣旨というよう
なもの、その人の信念と、学問的の
知識が全部混同されてしまつて、一律
に、外部から見ても、一政党の宣伝をす
るのではないかというふうな取締ま
れるおそれがありまして、自己の信念
を持たなくなる、学問的知識を持たな
くなるような先生が出て来るおそれ
があると思ひます。こういう法案の方向
については私は疑問を持つておるの
であります。

は、これは十分に徹底していないとい
うこと、またそこ何らかの濫用
があるというところから、こういう法案
をおつくりになつたのではないかと思
ひますが、これが私は間違ひだと思
ひます。それは非常にむずかしい問題であ
ります。それは、教師のこれからの指導訓
練によつてやるべきことであつて、逆
にこういう法案を出してつくつてしま
いますと、平和憲法の趣旨というよう
なもの、その人の信念と、学問的の
知識が全部混同されてしまつて、一律
に、外部から見ても、一政党の宣伝をす
るのではないかというふうな取締ま
れるおそれがありまして、自己の信念
を持たなくなる、学問的知識を持たな
くなるような先生が出て来るおそれ
があると思ひます。こういう法案の方向
については私は疑問を持つておるの
であります。

て、山口県の小中学校の日記が問題になつております。あの欄外の記事につきまして先生お読みだと思ひますが、こういう教材というものは現場の先生としてはいいものであるか、あるいはこれはやはり一つの偏同教育で、こういう取扱ひ方はよくないのだというふうにお考えになるか、その点が第一点でございます。それから先ほど、学校の先生方が従来の教育においては非常に無気力であつたというふうなお話があつたのでございます。たとえば最近に起りました岩手県の一斉賜暇にいたしましても、あるいは北海道の一斉賜暇にいたしましても、あるいは近く行方れんとして十五日の振りかへ授業でありますか、私から言わせれば一斉賜暇だと思ひますが、こういう賜暇というものを日本教職員組合の指令によつてやるという場合に、末端の先生においては、それはよくないとお考えの人もあるかもしれないにもかかわらず、これを強制しようということとは、われ／＼といたしましてはどうしても納得が行かないのでございます。この点についてどういうお考えをお持ちされるか。よく日本教職員組合の方々は、われ／＼は教育を守るんだ、あるいは子供を守るんだ、こう言われるのでございますけれども、とにかく子供は義務教育を受ける権利を持つておる、その持つておる子供の権利を蹂躪して、教壇を放擲するということとは、私は教師としてあるべき姿ではないと思ひますが、現場の先生としてどういうふうにお考えになつておられるか、齋藤先生についてはそれだけでございます。

左派になつていろいろなことをやる一つの足場にこれを使つておる。いわば政治のしもべにこれを使つておる、こういうふうにおかれ／＼は考へるのでございませうが、こういう点について金久保さんはいかがお考えになるか。しかし先ほど、中国の例あるいはソビエトの例をおとりになつて、ああいう全体主義的な国家においては教育が政治のしもべになるということも、実は私も同感でございますが、ところが「冬の友」なりあるいは「山口日記」なり、私たちが偏同の事例として取上げております中には、アメリカに反対し、誹謗し、そうしてソビエトあるいは中国を礼讃しておる。私は礼讃することはよろしい、礼讃するところがあるならしてもよろしいと思ふ。しかしあなたがおつしやるように、根本的には全体主義的な面であつて、そうして一方の思想なり一方の考へ方を押しつけようとしておるのが中共の考へ方であり、その思想に反対する者はこれを肅清しようというのが中共の教育政策であります。こういう根本的な教育政策を持つた中共というものを取出して、ただ無批判にこれを礼讃するような教材を取入れることこそ、あなたの最初考へておられた考へ方とまつたく反し、たとへば、やめなければならぬ事態が今日日本国中に発生しておる、こういう現実面に立つてわれ／＼はこういう法案を出さなければならぬ、こういうふうにお考へるのでありますが、日教組に対するあなたの、私が今申しました点について御見解を伺いたいと思ひます。

それからもう一つ、「山口日記」のような学習帳とか日記帳というものを先生たちが自分たちの教へている子供たちに対してつくつてやる、そういう努力をする先生たちに私は敬意を捧げたいと思ふのです。それから一斉賜暇の問題であります。そういうことがありました。昨年ですか、私の方の郡で一斉早退をやるといふことがあつたのですが、いつても日教組が一斉早退とかそういうふうな運動をやる場合には、各学校から郡に学校の意見を持つて集まる、郡のまとまつた意見というものを県に持つて行く、県の意見は日教組へ持つて来て多数決でいつのきめるわけですが、その一斉早退のときにも、郡全体の大会でもつて論議されまして、多数決でもつて一斉早退をやるといふことになつたのです。私たちの学校の先生たちは、非常に反対したそうなんです。そして帰つて来たのでありますが、反対した多数決できまつたときに、全部でろつてくれなければ困る。ここで約束し

たのに、その目になつてやらないというずるい先生がいるというところは困るから、そういうことだけは絶対としてくれというのを発言して来たそうなんです。さあ実際となると、一斉早退はやらないというわけなんです。そこで先生たちがやらないというのでは、私は校長の立場からそれは困る、全部一斉早退をしてくれというので、私がけしかけてしまつた。運動したわけなんです。それはなぜかと申しますと、全部のところでは約束した、そして多数決でもつてきまつたことを守らない先生、そういう先生は子供に約束を守れという、そういうことを教へられないと思ふのです。だから私は自分の先生に約束を守つてくれ、こういうふうにお申しわけであります。

それから一斉早退とか一斉賜暇というふうなことは、できるだけ私もやりたくありません。ただいまお話がありましたように、ほんとうに子供がかわいそうですから、私もやりたくないと、先生たちもだれもやりたくないと申すのです。先生たちは、先ほど申しましたように、みんな非常に弱いのです。また子供が非常にかわいいのですから、やりたくないのですけれども……（日教組の圧迫だ）と呼ぶ者あり）圧迫じやありません。決議によつてやるということは今申し上げました。それともう一つは、いろいろの手だてをその前に尽していると思ふのです。これは金久保さんからも出ました。今度の問題につきましても、日教組としましては、PTAとしましては、校長会としましては、教育委員会としましては、みんな手を尽くしております。それがよく／＼ここでもつてこ

ておるのだからと思ひます。従つて、日教組が決して日本の教育を支配してゐることは、私は思つておりません。

それから自由党配布の問題は、私は実はよく読んでおらないものですが、何とも申し上げられませんが、こういう時期にあつたものが配られるという事は、少くともあまり教育的しやないというふうな印象を持つております。

○蠟山公述人 教育に対する不当な支配をどう考えるかというお尋ねでございしますが、不当という意味は、私は制度的の意味であると思ひます。制度を通じて、それが不当の支配の機会を与えるという意味であらうと思ひます。

個々の場合ではないと思ひます。戦前の場合におきましては、日本の教育に關する法律が、すでに法律上の根柢を持つておりません、全部が命令でありました。そういうようなことから始まるのであります。また内容に至りましても、非常に中央集権的であつたといふこと、また教員自体の政治上の權利が非常に制限されておつたといふようなこと、そういう一切をさして、制度的の問題ではないかと思ふのであります。しかしこの制度は、もちろん國の制度ばかりではありません。もつと広い意味であらうと思ひます。また教員自体から見て、内外のいすれをも問わないと思ひます。従つて教員組織の場合においても、やはり一つの制度的の問題であらうと思ひます。教員自体は、すでに地方公務員法上の制度なんであります。これによつて認められてゐる制度でありますから、それが教育に不当なる支配を与えるとするならば、この制度をかえればよいのであつ

て、私は先ほどからそれを言つておるのであります。教育自体に關するいろいろの權利、その他に對する制限を加えるべきではない、こういうふうに考へて、私は制度に對する不当な支配というふうな意味でお答えをいたしま

○齋藤公述人 私の學校にも、御質問の自由黨報がのくらしい厚く配られて來たのですが、そのときに先生は、これを配らずにおきましようかといふことを私に言つて來たのです。しかし私はそんな必要はない、全部配つてくだされば、前の方からお話がありましたけれども、今の時期には、自由黨としてはやはりちよつとかつこの悪いやり方だと思ひます。今後あつた自由黨報でも、社會黨報でも、日教組の情報でも、どんなにたゞで私どもの學校にもらへば、非常にありがたと思つております。先生たちがそういうものをどん／＼いたゞいて、自主的に批判的に事實でものを考へて、子供の仕合せになるような教育はどうしたらよいだらうかと考へる、そういうような先生になつてもいいかと思ひます、私はずつとこの二つの法案に反對してゐるわけでございます。

○辻委員長 原田君。○原田委員 私は金久保さんと齋藤さんに御質問申し上げます。金久保さんは、先ほど自分は教育のことよくわからないといふふうにおつしやいましたが、これは御謙遜であつて、新聞社の編集局の教育部長でありますから、日教組のことについても相当お詳しいと思ひます。日教組内には統一委員会というものを共產黨がやつ

ておる。それから國民教育會議という言葉が最近盛んに出て來てゐることをよく御存じだらうと思ひます。坂田君が山口日記の問題を言いました。また高津正道君が保安隊の汚職事件が起きた、それだから保安隊をなくしてしまへと言へましたが、あなたはこれは偶発的な事件であつて、統一的に行われておらないように御断判のようでございます。保安隊の中で汚職をやれといふことを統一的上司が命令して、全部がそういうことをやるようになったら、保安隊をつぶさなければならぬ。現在山口県の記事も、あれがすべてに行き渡つて、子供があれで判断して、あれで動いて行くことになるにつつたら、これはたいへんであります。災害が少かつたからわれ／＼は安堵いたしておる次第であります。しかしながらこれは偶発的な事件とは私たちが考へておらないのであります。日教組の指導方針書、これは戦前の教育勅諭であると思ひますが、この指導方針書には、明らかに、アメリカを中心とする獨占資本が、世界の各所において戦争を企ててゐるという世界觀をもつて割切つております。そしてローガンとしては、平和四原則を守れとか、再軍備反對とか、あるいは吉田内閣打倒というスローガンが現われて参りました。學校ではこれ／＼の教育をするようにといふことが書いてあるものであります。そこから現れて來たものが一つは山口県の記事であるといふぐあいに私たちは考へて、これが全国的に蔓延して、すべてがそうなる場合には、日本の國家の革命であると思ひ考へております。今度の防衛大会は、國民教育會議の準備会であるとい

われております。國民教育會議というのは、言いかえれば一つのソビエト組織でありまして、戦前の日本の組織でいいますと翼賛會に相当すると思ひます。國會あるいは府縣會といふような國民の投票による民権の代表機關を越えて、ほかにそういう組織を持つといふことは議會制度の改革であります。あなたにお尋ねしたいことは、あなたはその御判断を持つておられるやうでございますが、こういう動きに對してどういふお考えを持たれるか。

いま一つお尋ねしたいことは、日本の國は戦争に負けてわづか十年でございします。いわゆる民主主義の把握をこれからして行くのです。その間にありましては、労働界だけでなしに、すべての社會におきましていろんな問題が起きて來ると思ひます。イギリスの例をとりましても、イギリスの労働組合運動、その中の教員組合運動を見ましても、最初に結成されて、これが非常に左傾した。そして弾圧されて支離滅裂になつた。また再編成されて、また弾圧されて支離滅裂になつて、また今の組合が結成されて、順調な道を歩んでゐる。これは歴史的過程でありまして、私は今、日本の日教組を中心とする左傾的な行き方は、當然取締られる段階に來ておるというふうな判断しておりますが、あなたは新聞人としてどう考へておられるかお尋ねいたしたい。

それから齋藤先生にお尋ねいたしたいことは、あなたは相川さんの質問に答へられて、學校の先生が給食をやつてほしいといふことを言えなくなると思つておつたら、そうじやないといふことを知つて安心したと申されまし

た。先生は先ほど、日本の先生は自主性がないと言われたが、あなたが安心したといふことをここで言われるといふことが自體がみづから知らなかつたといふことになるのであります。それはそういうことになつたといふことをあなたはどう考へておられるか、この法案の中、どこにそういうことを取除くと書いてあるかといふことをお尋ねしたい。

それからあすは日曜日です。あすの日曜日に學校へ子供を集めて教育をやる、そしてこれを父兄に参観さすといふことが一ヶさの毎日新聞を見ますと「日教組が全國に秘密指令」といふ見出しでトップに出ておりますが、あなたの學校はどうされるのか、この二点についてお尋ねいたしたいと思ひます。

○金久保公述人 日教組の内部に統一委員会があるといふ情報は私も知つております。さつきちよつと統一派といふ言葉でお話したつもりですが、この統一委員会がどのくらいの勢力を持つておるか、これは私自身の判断です。が、それほど多いとは思つておりません。従つて山口県の小學生日記事件は私自身は非常に適切じやないと思つておりますが、統一委員会が日教組の勢力全体を握つてしまふといふふうには私考へておらないのであります。これは別の話になるかも知れませんが、御存じのように終戦直後日本でも共產黨の勢力が非常に伸びまして、一時は衆議院に三十五の議席を持つたことがございします。ところがだいたいは御存じのように議席は三十五から一に減つておるわけでございます。そういう意味からいひましても、教師の大勢がい

第一類第七号附屬の一 文部委員會公聴會議録第一号 昭和二十九年三月十三日

つまでも統一委員会に引きずりまわされておるといふことではなくて、これからだん／＼と自主性を持つて、日教組の運動が健全な方向へ行くといふふうに私思つておるわけです。

それから国民教育会議、これは私案はよく知らないのです。準備会に出てくれという話がありましたけれども、私出なかつたのですからどういふふうな内容なのか、あるいはどういふふうな構成になつておるか知らないわけですが、ただこの間の新聞で、五月三日に発会式があるといふことだけは知らないのですが、私一番先に申し上げましたように、教育は国民全体のものだといふ意味で、もしあの国民教育会議といふものが国民全体に基礎を置いて教育を考へて行くといふような組織でしたら、これは非常にいい組織じやないかといふふうに思つております。そうでなければいい組織じやないといふふうに考へております。

○齋藤公述人 先ほど私は安心しましたけれども安心できないといふふうな申し上げたのですが、それはよくよく申し上げたように、あまりにも先生たちの実態を知つておりますし、そういう行動をとる場合に、やはり一人一人の教師が子供のために、子供の代弁者になつて、お母さんや、お父さんや先生全体で運動する場合には、日教組とかそういう団体の力でもつて行動しない限りそういう要求は通らないと思う。そういうことができないかといふ心配を持つたわけでありまして、それから十四日の問題であります。私の方では今度の法案に對しましては、教育委員会も反對、PTAも反對、全部反對になつておりますので、

先生たちどんなことでもやつてほしい、私たちもできることはどんなことでもやるからといふことになつておりますので、指令の通りに私の方ではやると思ひます。

○辻委員長 竹尾式君。

○竹尾委員 私は少し詳しくお尋ねしたいと思つたのですが、一時を過ぎましたので御迷惑もあらうと思ひますから、ごく簡単にお尋ねいたします。しかし機会がありましたら、先生に教へて請ひたいと思つております。ほかの公述人の方もそうでありまして、特に蠟山先生のお言葉、言論といふものは、先生御自身が認められておられるように、非常な影響力を及ぼしますから、私のお尋ねがしどろもどろになるかもしれません、できるだけ明確にお答えを願ひたいと思ひます。先生の最近お書きになりましたジュリストの最近号の論文は一番まとまつておると思ひますので、これも参照してお尋ねしたいと思ひます。

第一番目に、先生は地公法の制定にあつては、御努力をされたといふことであります。この地公法の中で、先生は、地方公務員とそれから教職員の政治的行為には自由を認めておる、しかし教職員に對しては特に政治的行為に對して自由を認めておるのだ、こうおつしやつておられますが、それはどうかと思ひます。この素材の把握の仕方によつて錯誤があるのじやないかと思ひますが、地方公務員と教職員に對しては政治的行為に對して同一の取扱ひをしておるのじやないかと私は思ひますが、その点をまずお尋ねしたい。

○蠟山公述人 地方公務員法ができた當時は、まだ地方教育委員会は末端まで行つておらない當時でありました。當時地方公務員としての教職員の身分がはっきりしておらず、たとへば給与の問題あるいは任命の問題につきましても、あるいは府県の教育委員会の干渉事項であつた場合もありました。しかるに當時この三十六条但書をきめられた場合におきましては、地方公務員についてはそれ／＼の所属機関、教員についてはその設置団体の処在地といふことにきめておるのであります。場合によりましては、當時は府県に教育委員会が一個しかありませんでしたから、教員といひました。これはむしろ府県単位に限定せらるべきの區域といふたこと、その三十六条の但書で市町村といふ末端の區域をその區域といたしたといふことは、つまりできるだけ教員に對しては政治的自由を認めたい、しかしその區域がその所屬しておる市町村の區域だけにきまつておる、先生であるがゆゑに影響力があるからといふわけ、その所屬いかんにかかわらず末端の團體の區域のみに認めたといふことを、私は特に教育については高調した記憶もありまして、そういう趣旨であらうといふふうに解釈しておるのであります。

○竹尾委員 今先生もおつしやられたように、このジュリストに、現状は地方公務員の政治的行為と教職員の行為は違ふ、こういふふうにお書きになつておるようですけれども、現状は違つておらぬと思ひますが、その点はどうなんですか。

○蠟山公述人 この問題は、今地方教育委員会まで認められましたから、現状はほぼ同じになつておりますが、その趣旨においてはかわりはないのでございませう。特に地方公務員一本にいたしませんで、一般公務員と教職員とを區別いたしました根拠は十分に残つておると考へております。

○竹尾委員 どうもその点が実ははっきりしないのですが、私は現状では同じだと思つておる、先生がお書きになつたもので、特に教職員に對して自由を認められておるといふことに對して私は実は承服できないのですが、これは時間の關係で先に進みます。その次に先生は、教育の地域主義と申しましたか、あるいは地域性と申しましたか、それを非常に尊重されておる。非常にけつこくなことだと思つておる。非常な、この間の地教委の存続の問題では、ほかの人たちが大部分反對であつたのにかかわらず、先生は敢然としてこの地教委の存続に對しては賛意を表された。この点に對しては非常に敬意を表します。ところでこの地域主義、地域性と、国民全体の全体性と申しましたか、その結びつきの問題ですが、先生は、これを国家公務員並にするといふと、地域主義、地域性といふものを無視することになる、その点でこれは非常に反對だ、こうおつしやられますけれども、私はそれは思ひない、そこは再三言われました通り、教職員の公的地位、身分にかんがみても、これは国家公務員並に取扱う方がむしろ教育の地域主義、地域性を重視するゆゑにならうと私は考へております。その点についてひとつ……

○蠟山公述人 地方の住民が、あるいは財政上の負担においてもあるいは精神的な負担においても、教員といふものを地方公務員にしてみたいといふ氣持は、十分に私はあると思ひます。つまり地方住民の地域社会といふものと離れてしまふといふことはよくないといふことが、この根本の制度ではなかつたかと思ひます。しかるに政治活動であるがゆゑに、非常に重大な点であるがゆゑにこれを国家公務員並にしてしまふといふことになりまして、国家公務員でも、教員は政治活動がある程度まで認められるという考へがあるなら別ですけれども、私は国家公務員について非常に制限をしておることについてすら今反對なんです。しかし現行制度がありますので、そういうところに持つて行つてもさしつかえないじやないかといふ議論にも承服しないのです。つまり国家公務員にすることがすでによくないのであるから、それを地方公務員にする必要があるのに、さらに国家公務員にしてしまふといふことは、法の体系を乱ることにならないか。地方公務員としての教職員が、政治活動という重大な權利を制限されておるとき、一体この身分はどうなるのだ、あいつのこの身分になつてしまつて、地方の制度がまづたく混乱した原理によつて支配されるということにならないか。教育制度もまたしかかといふ問題はありますけれども、その身分がはっきりしなくなるようなことは、立法体系としてよくないといふのが私の考へであります。

○辻委員長 竹尾君に申し上げますが、予定より大分時間が遅れたものですから、残余の御質問は一括してひとつ……

○竹尾委員 簡単にやるから。先生は今立法体系及び立法の技術上の問題をお述べになりましたが、私は法律家ではありませんからよくわかりませんが、大体のところ戦後特にわが国の立法体系というのは私の考えでは非常に乱れて来ている。たかさんの手続法が出ておりますが、それによつて実体法を縛つておられるとさうございませう。これはある意味では法律体系の混乱であるというふうに思いますが、やはり問題は法律体系云々の体系の問題ではなく、本質の問題であると私はこう考へるのです。それから今の身分のことですけれども、なるほど教育公務員特例法は人事法でありましたが、しかし人事法は身分とは密接な関係があるので、むしろあの中に教職員の身分を持つて行くことこそ、教職員の身分権を尊重するゆゑんである、こういうふうに私は考へておられるのですが、その点についてどうか……

○蠟山公述人 もし教職員の身分が特例法の規定するところになつた場合においては、地方教育委員会はどのような権限になるのでしょうか、知事はどのような権限になるのでしょうか、その点を私ははつきりしておきたいと思ひます。ですから依然として地方の教職員は地方公務員法上の存在であると思ひます。そうならば知事も地方教育委員会もそれ／＼身分について責任を負つておる。そういう意味から、この点の身分がはつきりしなくなる。そういう考へを持つておる。その点を指摘したのであります。

○竹尾委員 この点は蠟山先生は最近の論文で強調されております。いずれ

時間がありましたら御茶の水大学に参りましてお教えをいただきたいと思ひます。

その次は中立性の問題、これは再々言われておりますが、先生は政治的中立性というものは非常に曖昧模稜としてわからない、こうおつしやられたのであります。わからぬから、こういう曖昧模稜たる法律には反対である、こういうような御見解のようでありませうけれども、おおよそ法律というものは、私があなたに申し上げるのは非常におかしいけれども、大原則はみんな曖昧模稜としておるものだ。例の公序良俗の大原則にしても、戦後における信義誠実の原則にいたしましても、時と所によつてはかわかることは当然の語であつて、私は具体的には書けるものではない、こう考へております。

そこでさらにお尋ねいたしますが、今そちらの委員の方からお尋ねがありました、政治的中立というものを先生は学問的な立場からどう考へてはいるのか。この雑誌においては具体的な例を出されておりますけれども、私はその本質におきまして政治的中立とは具体的に何ぞやというところを、先生の行政学上の立場からでもつけようですから、ちよつとお答えを願ひたいと思ひます。

○蠟山公述人 私は、中立という問題はあらゆる場合において政策上の問題であると思ひます。それを制度的に改めようとするのは、消極的に規定する以外にないのじやないか。しかるにこの中立法案によりますと、それに触れるところのものは権利の問題である。権利の問題は曖昧模稜たることを許さない。罪刑法定主義というものが

できましたのは、できるだけ罪については明確な規定を要する。これは竹尾さん十分御承知の通りだと思ひます。その意味におきまして権利の問題であるがゆゑに明確を欲するのであります。曖昧模稜たることを許さない、こういうふうな考へております。

○辻委員 質疑はこの程度にとどめて、午前中の会議をとるにあたりまして、一言委員長より公述人の皆さんにお礼の言葉を申し上げます。本日は御多忙中にもかかわらず貴重な時間をおささぐださいまして御出席を賜わり、貴重な御意見の御開陳を賜りましたことは、委員諸君とともに深く感謝にたえないところであります。各位の豊富な御意見は必ずや当委員会のこの教育二法案の審査に資するところ多大なるものがあることを痛感いたし、ここに委員諸君とともに深甚な感謝の意を表明いたす次第であります。厚くお礼を申し上げます。

午前中の会議はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後一時十八分休憩

午後二時二十二分開議

○辻委員長 休憩前に引続き、公聴会を開きます。

午前にも申し上げましたが、開会にあたりたいま御出席の公述人各位にごあいさつを申し上げます。

目下当文部委員会におきまして審査中の義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、並びに教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案は、御承知のごとくきわめて重要な案件でありまして、教育界

のみならず国民各位が深い関心を寄せている教育法案であります。従いまして、当委員会といたしましては、その審査の重要性に思ひをいたしまして、広く各界の学識経験者各位の御意見を聞きまして、本案の審査の万全を期し、一層權威あらしめようとするものであります。各位の豊富な御意見は、当委員会の今後の審査に資することとさう考へて大いなるものがあることを委員諸君とともに期待するものであります。何とぞその立場々々より腹藏ない御意見の開陳をお願いいたします。本日は御多忙中のところ、御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

なお議事につきまして一言申し上げますと、公述人各位の御意見を述べられる時間は、大体十五分ないし二十分見当にお願いをいたしたいと思ひます。

なお念のため申し上げますが、衆議院規則の定めるところにより、御発言の際は委員長長の許可を得ることになつております。また発言の内容は、御意見を聞くこととする案件の範囲を越えてはならないことになつております。なお、委員は公述人に質疑することができまが、公述人は委員に質疑することができませんから、さう御了承を願ひます。

次に委員各位にお願いを申し上げますが、公述人に対する御質疑は、一応五名の公述人の御意見の御開陳の後にお願ひを申し上げます。討論にわたらないようにお願いをいたします。

まず京都大学学長瀧川幸辰君にお願いをいたします。

○瀧川公述人 今委員長からお話になりました教育に関する二つの法案について、私の考へをお話させていただきます。

まず第一に、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、この方から申し上げます。実はこれはまだ申訳ないのですが、この法律案が新聞に載りましたときに読んだのですが、どこに重点があるかというところが私にはわからなかつたのであります。このたび印刷物を衆議院のこの委員会からいただきましたので、詳細に読んで初めてわかつたのであります。この法律案は世間で非難されておる、あるいは歓迎されておる点と食い違つておるような気がするものであります。

第一に非難であります。この法律案は教育職員を主とする団体——主として日教組でありましたが、日教組を弱める法律案だと新聞なんか書かれております。しかしこの法律案を讀みますと、日教組には何ら触れておりませんが、第三案は——これは御承知のことですから詳しくは申し上げませんが、とにかく何れも教員の組織するある団体——かりに日教組としてもよろしい、日教組を通じて学校の教員に政治的にへんばな教育を教唆し、扇動した場合はいけない、こういう規定があります。これには罰則がもちろんついておりますが、罰則はあとで申し上げます。この法律案の内容に書いてあることを見ますと、日教組を通じて教員を教唆、扇動した人間を罰する、こういうことになつておるのであります。日教組のそのものはこの法律によつて何らの規制を受けておりま

せん。實際問題として「何人も」云々と書いてありますから、その「何人」の中に日教組の首領者であるとか、あるいは役員であるとか、そういう人があるのだらうと思ひます。またおることが多いかもしません。そういう場合にはこの日教組の役員が——日教組と申しますのは、何も日教組に限らないのですが、簡単に日教組と申しておきます。日教組の役員が、たとえ日教組で何らかの決議をしてその決議を執行する場合、その決議の執行が、学校の教員に対してある政治的へんばな教育を指令した、こういうことになればそれは日教組の役員が罰せられるというのであります。しかしながら日教組は主たる役員がそのために罰せられるから力が弱まるということがあるかもしませんが、これは間接の結果であります。直接には日教組は何も触れておらないのであります。もし世間に伝えられておるがごとく日教組を規制するという法律なら、もう少し日教組を中心とした団体——教員を主たるメンバーとしておる団体を規制する法律案をつくらなければだめだと思ふのです。もう少し極端な言葉を使わしていただきますと、これは横から云つたら、右を見、左を見てつくつた非常に弱い法律という感じがするのであります。ほんとうに日教組のような団体を規制するならば、かつての破壊活動防止法——あれがいいか悪いかというところに言い及ぶわけではありませんが、あの法律は少くとも暴力団体を規制しております。ところが、この法律は日教組に対して何ら規制もないのであります。ただ日教組のメンバーが罰せられる、こういうことだけでありま

す。世間はなぜこれが日教組を弱める法律だと考えられたか、これはわかりません。わからぬが、私の推測では、おそらくは日教組のメンバーが日教組の中に教唆、扇動して、ある決議とかある指令を出して、教員に何かへんばな政治教育をやらすということ、間接に日教組が罰せられるから、日教組を目標にした法律だというふうにいれたのじやないかと思ひます。もう一つは、この法案を起草した人——と申しますと、どなたか存じませんが、そういう人たちの新聞に話された言葉が悪いので、何か日教組をやつつけるのだというやうなことを言つておられるのですが、これを讀むと日教組は何らやつつけられておらないのです。それだからして、これは日教組を規制する法律としては、はなはだ無力な法律だと私は断言します。もちろん間接に日教組がこれによつて規制されるということはあるのじやないか。しかしながらそれは日教組を主眼としておるのではなくて、そのある効果をおつておるのであります。こういう立法は立法としてはいささか卑屈なやうな感じがするのであります。もう少し正面から堂々と切り出すべきではないかと考えます。

その次に罰則であります。一年以下の懲役三万円以下の罰金ということになっております。突如としてこれに刑罰を科するということに問題があるかと思ひます。少し話が前後しますが、教育基本法の第八條第二項では、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」ということが書いてあります。今度のこの法案は、教育基本法第八條第二項の中に全部含まれております。教育基本法は非常に広いのであります。この法案はそれを少し具体化したというだけでございまして、そして違つた点は、第四條で罰則をつけておるだけの違いしかありません。教育基本法には、もちろんこれは義務的の規定でありまして罰則はついておりませんが、これにはついておりません。ところがこの罰則で私がいけないと思ふのは、国家公務員法の第二條の規定で、やはり公務員の政治活動のある程度制限しております。それに対しては第百十條で罰則がついております。国家公務員法の場合は、国家公務員の政治的活動は刑罰をもつて臨んでおります。国家公務員法では何ができるかという、ただ投票することと政党に加入すること、この二つくらいしかできません。それには罰則がついております。ところが教育公務員特例法とかあるいは教育基本法には罰則がないのであります。これはよく考えてみますと、同じ公務員であつても、教育公務員と一般公務員とは非常に性質が違ふと思つております。私は小学校、中学校、高等学校は生徒や学生としておつただけで教えたことではないので存じませんが、たとえば大学をとつてみますと、研究する場合に、どうしても政治関係の研究をしてゐる人間は、その学説の立場からして現実の政治を批判することがあるでしようし、あるいは賛否を述べることもあるでしようが、それが人事院規則によつて罰せられはしないかという疑問が、昭和二十四年でしたか、出たことがある。そのとき人事院の説明では、それは学者が学問上の研究を発表する場合、その現実の政

治に対する批判は罰せられないのだというふうな説明しております。しかしながらそれを疑ふ人は、人事院に法律解釈の決定権があるのではなくて、これは最高裁判所にあるのであるから、最高裁判所がそう言わない限りは人事院くらいが言つても役に立たないと言つております。しかし日本の最高裁判所は、そう非常識なことはいないと思つておるのであります。それでありますからして、この大学教授が政治上の批判をするのはもちろん許されておるのであります。ところが中学校や小学校の義務教育になると、よほど事情が違つて来ると思ひます。生徒は白紙のやうな人間で、何もそういう政治的傾向を持つていないのであります。そういう人間をつかまえて、ある政治的傾向を教へ込むことは問題だらうと思ひます。私は大学についても、大学の教授が自分の政治的見解を教室で宣傳することは卑劣な行為であるといふも言つております。なぜならば学生は講義を聞きに来ている人間だ。聞くのが義務なんです。批判はしません。批判のない場所では自分の主張を一方的にしゃべることには卑劣な行為であるといふことを私は前から言つております。また書いてもおります。それは義務教育に従事する人々に対しては強く要求されることではあります。自分の政治的見解を子供に教へることは卑劣な行為だと思ひます。しかしながら今申し上げた通り、ただちに罰則をもつて臨むことがよいか悪いかというところは疑問であります。教育公務員特例法にも罰則はついておりません。それから古い話であります。昔の小学校令、明治二十三年十月勅令二百十五号、これに、小

学校の校長とか教員が職務を粗漏にしたり、上司の指令に違背したりまたは体面を汚辱する行為があつたときには懲戒処分と処するといふことで、懲戒処分にとめております。明治二十三年十月と申しますと、前の大日本帝國憲法が交付されてまだ発効する少し以前であります。そのときから教育者に対しては刑罰を考へておりません。それからちやうどそのころに集會条例という政治的自由を拘束する条例が出ております。これによつて罰金処分を受けたところの学校の教員あるいは政党に關係するものは、これは事情々々によつて府県知事から文部大臣に上申して、その府県内において教員となることをさしとめるという規定にとめております。そういうところから見ますと、一般公務員と教育公務員とはよほど事情が違つたらうと思ひます。それからもう一つのこの法律の非難ですが、この法律に対する非難としてこれは教員の思想の自由を拘束する法律だといふやうに、非難しておりますが、私は全然その自由を拘束してないという見解をとつております。と申しますのは、ある教員が教室を閉じて自分の一方的な政治思想をつぎ込むことは法律で禁止しております。しかしながらその教員が保守主義者であらうとあるいは進歩主義者であらうと、主義主張のいかんにかかわらず、その教員が発言することは自由であります。たとえばその教員の家に児童が遊びに来たときに、どうも今の政治が悪いからもう少し進歩的な政治がよいとか、あるいはもつと具体的にいへば共産主義がよいとか言うことは、その教員のかつてだらうと思ひます。こ

まで拘束するつもりはありません。であるからして教員の思想の自由は拘束しておりません。ただ教員が教育の場を通じて、それを生徒につぎ込むというのを禁止しておるだけでありま

す。そこで結論的に申し上げますと、これは目的から行つて、新聞に書かれたように日教組なる団体を規制する法律だとすれば、さういふ弱い法律だ。間接にまわり道を通つてやろうとする法律だということになるのであります。

それからもう一つ、ただちに罰則をつけることは少しお考えいただきたいと思ふのです。と申しますのは、私は刑法が専門なんですが、刑罰を科するということとは、ドイツ語でタート・ペスタントと言つておりますが、ある犯罪の構成条件が、その犯罪のわけにきちつとはまつておるのを罰するのだ、だからわくからはずれておるのは道徳的に非難するところはあつても罰しないという主義をとつておるのです。こういう場合に教職罰動とかいう、多少法律上議論のある、範圍の明確さを欠くところの表現を用いておりますから、さういふ表現によつて罰することは考えものだと思います。むしろそれよりも行所処分にする、つまり罷免をするとかなんとかいふ方向に向うべきではないかと思つております。

それから次の教育公務員特例法の一部を改正する法律案、これは申すまでもなく国家公務員としての教員と、地方自治体の教員との間に同一性がないのです。具体的に申しますと地方の教員であるという、自分の区域外に行けど選挙運動をやつてもいいということになる。ところが国家公務員になれ

ば、どこへ行つても選挙運動も何もできない。ただ自分は投票するだけだ、こういうことになるのです。この点は国家公務員である教員と、地方公務員である教員との間に区別を置くことはおかしくないことなんです。だからどちらかへならへということになるだろうと思ひます。これは国家公務員にならへという法律なんです。だからこれから地方公務員は、かりによその県へ行つて選挙運動をやつてはいけなく、やつた場合には罰せられる、こういうことになつておるのであります。この政治活動についてはいろいろ種類があると思ふのです。たとえば言論をもつて選挙の応援をするということは教育に關する地方公務員であるうと、国家公務員であるうと、同一に言論の自由は認めたいと思ふのです。地方公務員であれば、他府県へ行つて選挙運動をすることができ、国家公務員はどこへ行つても何もしやべれない。これはあまりにも国家公務員の言論を制限しておるということになるのではないかと思ふのであります。それですからどちらかにならへということになるのではないかと思ふのであります。私と一緒にしなければいけないと思ふのです。だから教育基本法に規定してある範圍内、あるいは今度の法律が規定する範圍内においては、これは同じように扱つていいと思ふのです。しかしながらもう少し教育公務員の言論の自由を認める法律にかえていただきたいのです。これでは教員というものは何もしやべれない。人事院規則が問題になつておるのはそこなんです。何か現在の政治機構を批判する、あるいは政策に賛意を表する、反対をするという場合には、

人事院規則にひつかかりはしないかという疑問が出て来るのは、さういふところから出て来るのではないかと思ひます。その点で今教育公務員はさういふものをめられたような状態になつておるのです。むろんこの法律に書いてある通りに、教育の場を通じて、ある一方に偏した教育をやることは禁止すべきだと思ひます。しかしながらあらゆる面において公務員であるから、政治上の発言が全然できないということは無理なことであらうと思ふ。大休時間も参りましたのでこれで終ります。

○辻委員長 次に東京都PTA会長塩沢信君にお願いいたします。

○鹽澤公述人 公述を先に立ちまして一言を述べさせていただきます。一応私の立場を御説明申し上げます。私東京都PTA小学校協議会会長のほかに地区協議会あるいは東京都協議会等いろいろの協議会に關係しておりますので、よく私がいろいろ発言いたしますと、PTAの代表的な意見のように、あるいは總体的な意見のようにとられるおそれがございますので、一応お断り申し上げます。

今度の法律案につきましては、各単位のPTA大部分あるいは組織協議会というものは、多くは可否いづれも結論を持つておりません。また出さないように現在いたしつづけております。しかしながら事教育に關しましては、父兄といたしまして無関心ではあり得ませんので、常にこころした問題の起りますたびにPTAの会合を持ち、あるいはその他の方々と話し合ひまして研究討論を續けております。現在も續けております。従ひましてその討議の中からい

ろいろと父兄の声であるわけがございます。私は率直にその父兄の声を皆さるに御紹介申し上げまして御参考に供したいと思ふのであります。もとより父兄の声としてその研究討議の中に現われて参たものでありますから、いろいろお話しさわりもあるかもしれませんが、その辺は御了承願ひたいと思ひます。

父兄の意見を大分分類してみますと、三つの形になつて現われております。その第一は政府の方針にまつたく賛成であるという意見。第二は政府の方針には絶対に反対であるという意見。もう一つはいづれでもないから早くこうした問題が片づいてほしいという三つの意見が大体起つております。この三つの問題をさらに理由づけしてみますならば、第一の意見に賛成の人々の意見は、大体におきまして、文部大臣がおつしやるように、一部にさうした誤りがあるならば、当然さういふ処置をした方がいだらう、あるいは日教組に対するいろいろな反感というものが出て来て、この際さういふ法律ができて教組の行き方を是正した方がよいのではないか、さうするにはさうした立法措置が当然に要必だという理由が強いのでございまして、第二の政府の案に反対だという意見は、文部大臣のおつしやるような教師がもしおられても、これは全国五十万の先生方から見ても、少数である、この少数の人たちのために多くの善良な先生たちが拘束されるような制度ができたならば、教育に關する情熱は失われて来るのじやないか、またさういふ苛酷な処置をしなくても、すでに反省の時期に入りつつあるのだからさういふじやないか、むしろさういふ苛酷な処置に出るよりも、この際父兄と先生方と語り合うことによつて、さうした問題を避けて行けるのではないだろうかという意見がかなりを占めております。第三のどちらでもないという方は、これはまたさういふ簡単で簡単でありまして、この問題は結局は自由党、日教組のけんかである、このけんかの中に教育がまぎ込まれてゐる、だからわれわれはどうでもいふから早く片づけて、さうしてさういふものの中に教育がまぎ込まれないようにしてほしいというやうなことを言つておる人たちがあるのであります。

以上が大体父兄の間に出来て来ておりますところの意見でございます。もとよりさういふ人たちの意見は、大体フジオの解説とか、あるいは新聞の報道とか、あるいは先生方の説明というやうなものから出て来たものでございまして、いろいろ法的な根拠を研究したり、理論的に考へたというやうな方々もあるにはありますが、ほんとうの、たとえば全国に起つたいろいろな傾向教育の問題につきましても、實際の状態をつかむことが私どもはできませんので、多くの父兄は結局これは政府の発表にもかなり誇張がうかがわれるやうだし、あるいは教組の言ひことも誇張があるだらう、PTAはその中間を見て、さうして正しい判断をして行きたいと思ひます。大体父兄の多くは以上のご意見でございますが、以後私は子供の親といたしまして、この機会に私の考え方を申し上げてみたいと思ひます。

もし先ほど申し上げましたように、文部大臣がおつしやるような危険な先生方が全国にたくさんありとするならば、おそらく私が文部大臣であつても、やはり同じような処置をとらなければならぬのじやないだろうか、かように考えるのでございます。ところが全国的に見まして、学校の先生方の数から見まして、このくらいの率は大したことでございせん。現在の官吏の中にもやはり悪い人もあり、またいろいろの方々の中にも悪い人があるものでございまして、あえて学校の先生だけの中にあるということとで特に取り上げられるようなことはないと思つてあります。先生方の行き方につきましては、私も父兄といたしまして、今日までかなり不満を持っております。しかしこれは終戦後学校の先生方だけが過ぎたのではなくて、あらゆるものが過ぎ過ぎておつた。いわゆる終戦後の空白時代、虚脱の中から出て来たものは、その方向も与えられず、伸びたいほうだけに伸びて行つて、昨今になつてようやくおちつきをとりもととして、みずから反省の段階に入つて来たというのが現在の状況ではないだろうか、かように思つてございます。私は現在小学校、中学校、高等学校にそれ／＼子供をお預けいたしておりますので、いわゆる教育の第一線の先生方、御父兄の方とは非常に密接な関係を持っておりますのでございまして、少くとも私どもの知っております範囲におきましては、決して危険な先生は見当りません。むしろ安心して子供を預け得る状態にあるのでございす。先ほど来問題になつておりますい

わゆる教組の組織につきましても、いろいろお話が出ておるようでございすが、下部におきます先生方、あるいは下部における教組の方々は現在反省の段階に入つております。こんな状態ではいけないじやないかというように考え方が出て来ておりますので、教育のために非常にけつこうでございす。私もPTAの役割は、先生方と教育の問題を語り合つて、教育を正し仕事でございす。従つて今後こうした先生方と語り合つて、もし先生方にも歩みに誤りがあるなら、私もはともどもに相談をして、子供を正しい教育の中に持つて行きたい、かように思つてございす。私どものような父兄は、子供の教育にあたりましてやはり中立性を強く願ふものでございす。もしこの中立性を侵されるような教育が行われるといたしましては、皆さん方が御心配になる前に、まづ私も父兄が先に立ち上つて、この問題を取上げて行くようになると思ひます。またならざるを得ないのであります。人の子供を預けておるのでございすから、もしそういうような措置がとられるならば、おそらく見ておられない。当然父兄が立ち上つてこれを解決するといふつもりであります。私もほかのような考え方でございすので、願わくはこうした法案によつてやることが出来るなら控えていたいただきたいといふことをお願いしたいのでございす。

私が一番心配いたしますことは、結局子供が学校で安らかに勉強ができていないこととございす。しばしば先生方が、いろいろな事情のもとに教壇を離れたりすることは、私も父兄にとりまして実にたいへん苦痛でございす。従つて反省の時期に入り、非常に軌道に乗りつつあるとき、さらにこうした本問題をもつて刺激を与え、先生が教育意欲を失つてしまつたり、あるいはまた、沈滞した空気が出て来ても困ります。また逆にこれが反動的になつて、反感をもつて今後しばしば教壇を放棄されるようなことがあつては困るのでございす。私はいつも先生にお願いしておりますが、先生が、子供がかわいい、子供がかわいいといつて公園や外濠をまわらないでくれ、先生方はほんとうに子供がかわいかつたならば、教壇に飛び帰つてこれを守つてくださいといふことを私はお願いしておりますのでございす。この機会にむしろ皆さん方の方から、そうした行き方ではなくて、教育のためにお互いに話し合つて、そしてこういうような法案を出すことでなくて、話し合ひを進めていただきたい、かように願ひます。

○辻委員長 次に信濃教育会副会長、松岡弘君にお願いします。
○松岡弘君 私も初めに少しばかり立場を申し上げます。私のところの信濃教育会というものは職能団体でございまして、約七十年の歴史を持つておる現職の先生のみで約一万六千人の組織を持っております。そういう立場におきまして、私代表ではございせんが、個人の意見でありますけれども、一万六千の現場の先生の声はもちろんこれは反映しておるわけでございすから、そのおつもりでお聞きとりをお願いしたいと思います。

今度の法案を出されたということ、行き過ぎがある、あるいは偏同教育があるからというところであらうと存じます。ところが現行法で、あるいは教育基本法、あるいは学校教育法、あるいは教育特例法、地方公務員法、この法律による教育委員会、県教育委員会、地方教育委員会において、十分これは取締りができる、私はそう確信しております。従つてすでに現行法において教育者の政治活動を制限しております。これは当然であらうと思ひます。基本法の第八條にもあります通り、中立維持もすることになっております。それにもかかわらずなお法律をつくり、あまつさへ刑罰をもつて臨むというようなことをしなくてはならぬ。県教育委員会、地方教育委員会において、十分行き過ぎなり偏同教育は取締り正せられて行くのである。先ほどPTAの会長さんからもお話がありました。が、なおその上に父兄の声、また輿論が行き過ぎや偏同教育は許しません。これらの点からしまして十分是正でき行く、こういうふうな考えなのであります。しかるにもしこの法案ができるとしますならば、どういふ結果になるでございせん。今多くの先生方は自主的に、いかなるものが参りましても、たといあつたとしても、あるかないか知らぬが、とにかくみずから守り、みずから行き過ぎないようになつておる。多数の先生はそうでありまして、この法律によつて教育者を守ると文部大臣は申されておりますが、教育者は法律や刑罰で守らなければ守つていけないか、さような貧弱なものに見えらるるか、またこの法律や刑罰がなければ行き過ぎてしまふのか。行き過ぎあるいは偏同教育をしておる者はごくわずかでございまして、五十万の教育者のうち、事例は二十四というように文部省では御発表のようでありまして、これも事実無根のものもあるようでありまして、五十万分の二十四、かようなわずかな行き過ぎあるいは偏同教育があつたとしても、これは十分取締れる。それにもかかわらず、大多数の先生に對しましてこういう法律や刑罰を設けるということは、私はあまりに教育者を信じないじやないか。法律や刑罰でやらなければ守つて行けないのだ、また行き過ぎてしまふのだ、大多数の教育者にしてどうしてこれを信じないのか、私は実に情なくなるわけでありす。

設けずして、現行法及び教育協議会、地方教育委員会、父兄の声、輿論によつて是正されるべきでありませぬか。しかもそれは少数です。私の憂えるところは、よくわづか、九牛の一毛とも申していいような者のために、善良にして一生懸命にやつておる教育者をもなおこれをもつて取締る、刑罰を与えるという事は、先ほど申した通り、実に教育者を信じないものである、教育者の自尊心を傷つけるものである、もつと極端に言えなければならぬ、輕蔑しておるものである。信なきところに教育は行われません。上好きとこころ下これよりはなはだしきはなし。政府が大多数の善良なる、熱心なる教育者を信じないならば、世の風潮はいかになりませぬか。多くの善良なる、熱心なる教育者を信じない、重んじないという風潮が現にある。父兄は申しております、また生徒も申しております、その声を聞きまして。先生たちはだめだから、こういう法律や刑罰をこしらえられるのだ——これでほんとうの教育ができるでありませうか。またこれができたあかつきは、善良なる多くの教育者を一方へ追いやつてしまふ、私は非常にこれを憂える。国家は思想の悪化なきを保しがたいでしよう。教育者をして一層凶悪なる思想を持たしめることなきや、これをおそれる。また法律や刑罰というものはいくらもぐつてできます。いかに多くの法律があつても刑罰があつても、犯さないようにして——もし見えるものならば、事務ならばそれはいい。教育は思想であり、人格の感化であり、心と心の影響である。法律がいかにたくさんあつても、それが見えない

ようにしていくこともできます。そういう方へ追いつたらどうなるか、私は非常にこれを憂えるのであります。従つて私はこういうわづかな少数者のために、それをためるために——しかもそれは是正できている。現行法です。おこつておる。それにもかかわらず、なには私は反対です。

私は概括的に申したわけでありませぬが、昔から思想には思想をもつて制するといふふうに行つております。子供を教育してゐるとわかつてありますが、あまり学校で厳格にやれば子供は萎縮にまゐつて悪いことをやるようになります。善良な熱心な先生をそういうことで縛つたあかつきは、どういふ結果になるか、これを私は国家のために憂うるのであります。信任は尽忠を生むと申しますから——行過ぎや偏向教育は、もしあれば私もいいとは思ひません。もしあつたとすれば、それは先ほど申すようにちやんと現行法で取締ることができるといふから、まずそれ以上の多くの教育者を信任しなければならぬ。現場の先生は、自尊心を傷つけられ、権威を落し、たえられぬといふふうに行つております。だから政府は教育者を尊重することが大切であり、教育者を尊重することが大切であります。

次にこれに概括的に申すことになりませぬが、教育基本法、これも私が多く述べるまでもなく皆さん御存じの通りであります。その前文で「日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とあるように、憲法で定めたこの理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものであらう。それほど教育は大切なものである。またその次に、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」とあります。教育は実に大切なから教育を重んじなければならぬと私は思う。教育を重んじなければ教育の実は上りません。この重んじべき教育をする教育者はやはり重んじていただきたい。重んじなければならぬ。尊重しなければならぬ。尊重するといふことはどういふことであるか、物心両面において尊重することでありませぬ。待遇することでありませぬ。まず物質的の待遇から申しますと、まだ薄いと思ひます。先生たちは人の子供は教育することはできるが、自分の子供は教育することはできない。私は信州であります。信州の先生は子供を東京へ勉強に出せません。しかしその物質的の待遇は甘んずるとして、せめて精神的の待遇、教育者を重んずるといふこと——戦前都是製糸が全国一の良質の糸をつつたといふが、これは結局社長が教育を重んじたからであります。物質的の待遇も大事であります。それが薄くとも、せめて、教育は大事である、教育者は大事である、重大な使命と責任を持つておるから、これを信じ、これを重んずる、こういうふうにしていただかなければ、私は教育の実は上らぬと思ひます。ところが今度の法律は、精神的待遇どころか、逆に法律で刑罰を科す、これは実に教育者を侮辱し輕蔑するものであると考へます。

またある論者は言ひました、いくつてその子供が世に立つたときには、それに応じた職業を得て生活するとも、基本法にあるように平和と真理を愛する子供をつくらせ、その子供が将来世に立つたときにはどうか、それはその生活が問題になります。どの子供もみんな個人の尊厳を重んじて、たとへば能力の悪い子供でも、何かしらやつて世の中に立てさせなければならぬわけですが、現在ではそれもできないほど悪い世の中でありませぬ。子供が将来世に立つたときには、憲法に規定されてあるような民主的で平和的な文化国家ができるようにいふことを教育者は切に願つて、毎日量的には小さいけれども、それをやつておるわけでありませぬ。この憲法にある大理想を理想として日々の仕事に當つてこそ、初めて教育者に熱が出る、小さいながらもそれをやるという意義があるものであります。しかしそうやつたけれども、もし国の政治が民主主義に反したり、平和主義に反したり、文化主義に反したり、うな政治をやられれば、粒々辛苦した教育者の努力は水泡に帰してしまふんです。従つて教育者は自分の子供を教育すると同時に、国家のために政治、政策を批判して、その政策がもし教育の理想にかなう政策ならば、また教育を重んずる政策ならばこれに賛成し、これを支持する政策を支持するのであります。もしその政策にしても、われわれの理想を不可能ならしめ、妨げる、あるいは教育を重んじないような政策に反対し、それを支持する政策には反対する。これが真の政治的中立である。私は思う。教育者は両方やらなければならぬ。もしそうでないならば、戦時中のようにその政府に盲従して、またちつとも批判しないで、こつこつや

つてもその効果はあがらない、いい国はできないんです。そうしてそのときの政府に盲従するというようなことになつたのでは、教育基本法にあるところの大事な理想がそのときにかわつてしまふ、一貫できない。つまり私が言うのは、教育の理想に照らして、教育をほんとうに重じ、この教育の大事な使命を果す上において、いい方に賛成し、いけない方は批判し、反対する。私はこれが教育者として非常に大事だと思ふ。ところが私は今の教育者には教育の理想を貫くところの熱意、国家を思う熱情がまだ薄いと思ふ。『説教はやめたまえ』『説教じやない』と叫ぶ者あり、説教じやない。この法案が出た結果は、この理想を貫く熱情、国を思う熱情を教育者から失わせやしないかというところをそれるから申し上げる。

次に各案について申し上げます。第一の政治活動の禁止の法案であります。が、地方公務員というのは意味が非常に深いのであります。なぜかといふと、国家の国民をつくる、従つて国家に対する理想を理想としてやるとともに、町村の先生であるから、いい町村民をつくるということが非常に大事なのであります。従つて地方公務員の身分ということは、その町村の先生というところである。町村に根をおろし、腰をすえて、打込んで、將來子供がよい町村の奥情をよく調べて、將來子供がよい町村民になつて、その町村をよくするといふところに、私は地方公務員というものの大事な身分があると思ひますが、その地方公務員法のうちの政治活動のところだけを国家公務員並にするといふことは、私は法律の体系上非

常に疑義があるのであります。同じ地方公務員でも、役場の吏員も地方公務員である、先生も地方公務員である。役場の吏員は政治活動をするのができるが、先生だけは差別待遇するといふことは、はなはだよろしくない。ことに地方教育委員会を抑制するというところは、地方分権ということに背馳しやしないか、こういう点において私は政治活動制限の法案には反対である。なお先ほど申し上げたように、国の大事な教育の理想を貫き、ほんとうに使命を果すためには、やはり教育を重んずる政治が行われなければならない。それがためには、議会へ教育の理想を貫いたり教育を重んずる議員を送らなければならぬ。そういう点において、やはりいざとなれば教育者も団結して、大いに教育の理想を実現し、教育を重んずるような議員を送ることとはさしつかえない。さしつかえないどころじやない、むしろやつた方がいい。さういふ意味においてこの特別法には反対である。

次の中立性であります。『何人も』といふのであります。が、教職、運動といふことは実にはつきりしないのである。まして、はたして教職、運動しているのかどうか、またそれを受けた先生が教室で特定の政党を支持しているか、反対しているかといふことはなかなかわからないのであります。いま一つつけ加えることは、この法律ができれば、この法律に対する責任は司法行政である、この法律が調査する責任は責任を持つてこれを調査することになるのであります。今でも思想調査をやるといふような非難がありますけれども、これに対して責任を負うのは司法官であり、警察官である。そこで運動しているかどうかといふことを調べなければならぬ。そしてまた子供にそういうものを運動させてやつたかどうかといふことも調べなければならぬ。ここに私は警察官の介入といふものを非常におそれるのであります。当局は介入させないとおつしやるけれども、現在すらも警察官は行き過ぎをやつておる。それをただやらないといふくらいでなく、行き過ぎをとめる法律を一緒にこしらえてもらわなければならないという結果になる。こしらえないときには、これは警察官の責任として、運動しているかどうか調べなければならぬ。また先生が運動されて、教室で特定の政党を支持し、反対することを子供に教えるといふことが調べなければならぬといふことになるのであります。これも実に困つた法律である。教育委員会の要請とありますけれども、教育委員会が要請するまでに必ず警察官が介入する憂いを持つものである。

時間をはなはだちました。初め概括的に申し上げ、次に二法案のいけなさを申し上げ、絶対に反対する。○辻委員長 次に日教組中央執行委員長小林武君にお願いします。○小林公述人 私は絶対に反対の立場でございます。私も日本の教育を考へて行く上において一番考へなければならぬことは……

〔発言する者あり〕

○辻委員長 御静粛に願います。○小林公述人 戦争前あるいは戦時中の教育に対する反省点に立たなければならぬといふことが第一だと思つて

けであります。新しい教育といふものがそういう反省の上に立つて行くといふこと。これを戦争に負けたから余儀なくされたといふような考へがあらば、これは非常に不適な態度だと言わなければならぬ。私は思ふわけです。そういう意味でまず第一に日本の教育のことを考えますときに、私はやはり戦争前の特微的な点をあげてみなければならぬと思つておる。

第一に、戦争前に一番問題になつたのは、政治権力に教育が奉仕したといふ点であります。これは御承知のように教育勸諭といふものがあり、国定の教科書があつて、その教科書は教育勸諭というふうなものによつて示されておりましたから、相当非科学的なことが行われておつたり、こういうふうな教育や学問に対する統制といふものは相当強いものがあつたといふことは、過去の日本の教育史を知らなければよくわかることだと思つておる。こういう点、たとえば教師の中に、おいても、戦争中につづり方事件なる事件が起つて、つづり方をやつた教師が数年牢獄につなされたといふ事実があるわけでありまして、それらの人たちが戦後出て参りまして、あまり共産党員になつた人間も見当たらないところを見ますと、これはどうも縛つたのが誤りであつたように私は考へておるのであります。そういう学問、教育に対する一つのきびしい統制の背後には治安維持法というふうな非常なきびしい法律があつたわけでありまして、そのために教師が非常に無性格になつておつた。いわゆる一個の人間として描くところの人間像とはおおよそ

対の存在のものが教師であつたと私は思ふわけなんです。こういう教師がまつた盲目的に——これは私も含めてでありますけれども、政治権力に奉仕した教育をやつた。その結果、敗戦になりましたときに、われ／＼教師は当時どういう批判を受けたかといふと、日本の教師といふものは、少くとも教育にあつたつて殉教的な精神を発揮するまでは行かなくても、少くとも最小限の抵抗といふものが教育的良心から出なかつたかといふ批判であります。これは私ももとより批判であります。これは私の過去の教育の欠点を肯定し、その反省に立つて今後の教育に対する方途が危うきおそれるべきことだといわなければならぬと思ひます。

こういう観点に立ちますと、今度の二つの法律案は、法律上専門的に言へばいろいろあるでしうけれども、私は教育の中立を維持するといふ建前に立つていふものだとするわけですが、教育の中立を確保するといふよりか、政府やあるいは政治権力というふうなものが教育の中立を破壊する方向に持つて行く危険が非常に含まれていふ点非常におそれる。私はそういう点非常におそれる。これはもう、何とかこのような法律案は出ないでございまして、このおそれがあるため方によろしいと私は考へておるわけでございます。法律上のことは私はよくわかりませんが、教育公務員特例法の一部改正の法律案につきましても、やはり教職員の基本的な人権を剝奪するといふことのために、先ほど申しました教師のいわゆる新時代の人間

としての人間像にほど近い存在にしてしまふおそれが十分であると私は思うのであります。

日本国憲法が制定されるにも、国民の基本的人権と自由の福祉を確保するということは、政府の専断による戦争への突入を予防するものであるというふうな意味のことが書かれてあつたことを私記憶しておるわけでありまふ。このようにわれ／＼の基本的な人権とか自由の福祉というものは重大なものであると思ふわけでありまふ。そういう政治並びに国民が認めて、そして日本の憲法はでき上つたものだ、過去の帝國憲法並びに過去の日本の一切を洗い流してでき上つたものだと思ふわけでありまふ。今それを導いていくということはどうも納得がいかないのでございまして、この点は、私は教師ばかりでなく、他の公務員の問題も含めて、世界の労働組合の一つである国際自由労働連合あたり問題にしておる点にこそだと思ふわけでありまふ。なお国際自由労働連合では、かような考え方の発展がやがて日本をして侵略国たらしめる危険性があるというこの警告を發しておるのではありません。そういう点私は教職員から基本的人権を剝奪するということの危険性を看取るわけでありまふ。

つて規定されておるわけでありまふが、今度の法律によりまふと、どうも身分規定は地公法ではございませうけれども、その行為の内容については国家公務員法の適用を受けるというふうなことを、ということは、どうも法律の立場からそういうふうなあいまいな取扱ひをしておつて、そして国家統制に公立学校を持つて行くという行き方ではないかと考えるわけでありまふ。大達文部大臣の第一回の御答弁の中に、教育というものの性質上一地域に限るべき筋合いのものではないのでありまして、公務たる教育の特殊の性格にかんがみまして国家公務員並に規制することでありまふ、というふうな意味のこととございまして、私はこの考えの中にも、どうも教育の地方分権というふうなものをご否定する考え方がありまふように考えられるわけでありまふ。これは教育の中央集権化をはかるあつた考え方であると考えておるわけでありまふ。またこの大臣の御答弁の中にある問題の一つとして、公務たる教育の特殊性というこの解釈でございませうが、私も公務たる教育の特殊性という点からいって、教育者には特に政治的な批判力がなければならぬ、自主的な政治的判断の立てられ得るところの能力がなくちやならぬ、こういうものが欠如しているためにこそ、過去の戦前の日本の教育というものは誤つたといふこととからして、私はどうも大臣の御答弁の中にある公務たる教育の特殊性といふことが、かえつてゆがめられて間違つた方向に持つて行かれていけるような考えがしてならないわけでありまふ。この法律を一瞥いたしまふと、教育委員会がどうも没却

されて、文部省の末端機関になるというふうな傾向が多分に現われて来るといふふうな考えるわけでありまふ。大臣のお言葉の中にもあつたのでございませうが、監視機関としての地方教育委員会を、強化育成するという考へ方があつたと思ひます。こういう考へ方がこの法律案の中にあるので、私もはきわめて危険であるといふふうな考えるわけでありまふ。

もう一つ、問題の教育の中立性確保に関する法律案でございませうが、私はどうも教育の中立性という概念のあいまいさの中に隠れて、一方的に教師だけが何か問題にされておるというふうな考えるわけでありまふ。御承知のように、日本の過去の教育を調べてみまふと、政治中立の確保に対して教師がじやましたといふことはあまりないのであります。政府にあまり奉仕したために、日本の教育を誤つたと私は申し上げましたが、こういう建前から言へば、基本法に示されている問題でも何であつても、国家も教師もともに中立性というものは守つて行かなければならぬ。ところが今度の法律改正に至りましては、特に教師だけを指摘いたしまして、政府、国家における教育政策、教育行政の面に関するものに対して何ら触れられておらないといふのは、過去の体験からいたしましても、これはすこぶる危険性を持つていふことを考えなければならぬ。それから私は教師といたしまして、この法律の罰則についてでございませうが、適用されることの具体的な行動といふものが、どうも明瞭でございませぬ。こういうふうなことからこれはきわめて拡大解釈をされる危険性があるわけでありまふ。これは私も文部省にお伺ひしたときにおいても、これは予防法であるといふことを聞いたわけでありまふが、予防法であるといふことになれば、これは事が起らないうちに十分調べるのでございませうから、これは教師に非常に疑いの目をもつて警察官が臨まなければならぬといふことになるのでありまして、こういう法律の出る前触れといたしまして、現実にはたくさん問題が起つておるわけでありまふ。これは御承知のように全国的に巻き起つておりました、新聞あるいは私どもの調査に徴しても明らかであると思ふわけでありまふ。こういうふうなことから、今度の警察官の取調であるいは文部省の思想調査に類するやうなものを言へば、どうも少し功名心が働いて、特に警察官の場合には功名心が働いてきたために、行き過ぎがあつたといふようなことが多数あるわけでありまふ。静岡県の場合に現われまして、警察官が自分の子供を使つて同級生の子供を調べる手助けをしたといふやうなことも、これは実は私の方では事子供に関するものであるから、事件は事件であるけれども、外部に出すことを極力避けたのでありますけれども、かえつて、反対の側からそれが出されておるようございませう。やむを得ず新聞等に出るところまで行つたわけでありまふ。特に私はここで申し上げたいのは、今度の二十四の件数にわたつて出された資料でございませう。これはまづたけの資料でございませう。これはまづたけの私どもの心配している濫用されるおそれの見本のようなものであると私は思ふのであります。こういうふうなや

り方で、現在まだ法律化されておらない段階においてもこれまで行くのでありますから、もしこれが法律化されて、正当化されますならば、私はどこまでこれが拡大解釈されて拡張するかかわらないといふことを考えるわけでありまふ。特にその二十四件にわたるいろいろな御調査を当文部委員会ではなされたのであります。私は新聞紙で見たのでありますけれども、認識の相違であるなどといふことがいろいろお話し合いのときに出了らうでございませうが、私は認識の相違などといふ危険性を特に取上げたいのでございませう。これは今のところまだ法律が出ないから認識の相違くらいで収まるのでありますけれども、それが法律として出て、びしびし適用されることになれば、認識の相違といふやうなやういふ論争は抜きにいたしまして、いきなり効力を發して、どのような態度にも出れるということになるのであります。特にやういふ場合における文部省の態度として、警察官が学校に入ることはやむを得ないだらうといふ態度をとつておられるといふことになる、私は事は重大だと思ふのであります。こういう点で、私もはきわめて反対の態度をとつておるわけでありまふ。

なお私も、教師の立場としてどうしても反対しなければならぬと思ふことがございませう。私もはきわめて、教育勅諭はありがたいものだと思ひ、国定教科書に従つて、政府の指導に従つて、そしてわれ／＼は教育者なりまふと、これはまづたけ教師の責任であるといふことを追究されたわけであ

ども、私はやはりそうは思わないわけ

です。占領下で行われたのだからこれはまたたくした方ないというような考え方は持つておりません。やはり今の教育基本法、その教育基本法の源泉をなしている憲法、その中にうたわれている教育の見方というものを私は是といたします。これはまた今日の教育がこの結論に近いものだとは私は考へておりますので、やはり過去の教育はあやまちが多かつたと考へております。

○中嶋委員 次に、あなたは日教組の幹部であられるのでありますが、日教組の中に共産黨員が六百名近くいるというのを聞きますが、これは事実でございますか。

○小林公述人 私は知りません。何人おるか調べる気持もありません。何人ということはわかりません。

○中嶋委員 これは共産黨の人が日教組の中におられるのかからわからぬのか、言いたくないのかわかりませんが、で、次の質問が少し弱くなりますけれども、できれば一言でよろしゅうございませうが、今日の日本共産黨は世界共産黨の支部であつたのがデミトロフのテーゼ以来人民戦線の戦略を用ひましてかかつております。しかしながら日本共産黨といふ、あるいは中国共産黨といつても、実際は國際共産黨のカムフラージュしたものであるということに聞き及び、また大体私たちもさういふふう信じさせられておりますが、あなたに日本共産黨に対する御認識があれば、ただ参考のために聞きしたい。

○小林公述人 私は共産黨とか自由黨とか、それらのほかの政黨の批判をしたりするような考へは持つておりません。それはお答えできません。

○辻委員長 前田榮之助君

○前田(榮)委員 まず第一に瀧川先生にお尋ねする次第であります。今回の法案の教育公務員特例法の問題の中で、人事院規則の例によるというようになことがありまして、政治活動を制限する点を地方公務員を国家公務員並にして、国家公務員は人事院規則によつていふ／＼な制限を受けておられるのであります。国会で決定した法律で刑罰や行動の制限というものをしないで、国家公務員は人事院規則に基かなければならぬことになつておられるために、多くの行動の制限を受けておられるわけですが、こういうことは立法上法学者として認められる制度であるかどうか、先生の御見解をお伺いしたいのであります。

○瀧川公述人 理論上はまづい立法法だと思ひます。法律を規則で制限するといふことはまづい立法法だと思ひます。

○前田(榮)委員 それでは新しい日本の民主主義政治のもとにおいてかようなまづいことが行われようとしておられるのであります。世界の立法法のうちにかような無理なやり方が多少あります。先生の広い見聞の中でどういふものがあるのかどうか、私はふしぎに思つておるのであります。もし例があるといひましたならばお知らせを願ひたいと思ひます。

○瀧川公述人 今その点についてどういふ例があるか私存じません。しかし法律をつくるという場合に、刑罰を命令に委任しておられる例はたくさんござい

○前田(榮)委員 次に松岡さんによつとお尋ねするわけですが、長野県は昔から教師の恩恵活動が全国的に非常に

に活発であつたことは御承知の通りであります。今度の文部省の偏向教育の事例の中には、長野県はないようでありませう。どちらかというと、偏向ではないか、赤色化されるのではないかと世間で思われるような長野県にそれがなくて、むしろほかのところ、山口県等にあるというふうなことになるのであります。長野県の教職員団体に關係されておられる教育家として、これはどういふところに特色があると思ふか、それには何か理由があるのか、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○松岡公述人 今の御質問にお答をするのはちよつと困るのですが、自分のことにもなりませうし、別に理由といふほどのものもないわけですが、学校のなかにかく教育基本法には、学校のあり方といつても非常に漠然としたものでありますが、その中には義務的要素も含まれておることだし、従つて教育活動も当然含まれておるので、その学校内において特定の政黨を支持したり、反対したりすることはいけなくなつておる、それを守るわけですが、これは地方公務員法にもちゃんと規定されてい

ることであります。それから県の教育委員会では、教育基本法に対する意見書といふものを提出している。これをみな先生たちも承知しておられるといふようなこともありますし、いま一つは、これはどうも自分のことになつていけません。私の方は実は組合と教育界とが並行してございまして、それ／＼の分野をきめてやつております。組合は待

遇改善、身分その他のこと、教育界は文化、教育の実際のことといふふうに分野をきめてやつておりますが、それ

がためにだかどうかはわかりませんが、またどういふところからさう言うのだというところと私どもでは困るのですが、要するに先生たちが自主的にやつておられるということもあるのじやないか、それに教育基本法その他の教育三法を守るということ、行つていふことじやないか、こんなふうと思ひます。どうも御満足なお答えができませんで……。

○前田(榮)委員 その次に日高さんにお尋ねするわけですが、日高さんは今回の二つの法律案に御賛成の意思を表明されて、教師たちは教育に専心せねばならない關係もあつて、教師が政治活動等をやることは教育生活の上からむしろ逸脱しておるがとき御意見があつたのであります。現在の法律の上でも義務教育關係はいわゆる地公法の制限を受けておる。地公法は一切の政治活動に對し制限なしといふのじやございせん、多少の制限をしておるのですが、この制限では足りないで、国家公務員並の制限をやるのが妥當だといふ建前で今度の法律が出

ておる、これは賛成だと言われるのであります。午前中の公述人の意見にも出たのでありますけれども、むしろ国家公務員法といふものは無理な制限をしておるのであつて、右へならえせねばならぬ場合においては、むしろ地方公務員法の精神を國家公務員法に當てはめるのが妥當じやないかといふのが、大體の識者の意見だと私は思ふのであります。

○日高公述人 私の申しましたのは、義務教育の場面にできるだけ政治的闘争を導き入れないための用意として、その方が安全であらうといふふう

に考へたのであります。

といふことはよくないことは、私も認めるのであります。しかしながら、この人は同時に市民生活をいたし、学校教育職員という職を勤めながらも市民生活を営んでおる、国民生活を営んでおる。国民の立場で國家を論じ、國政を批判する、これができない國民はどうかの野蠻國のする仕事であらうと私は思ふ。そういう意味で地方公務員法によつて現在の義務教育職員に適當な制限を——これが適當であるかどうかは別といたしまして、私から見ると大體今の制限は、学校の通学区域内におけるところの一つの制限を受けておるわけですが、これをまたとんでもない、關係のないところまでも制限をしようといふのが今度の法律であり、國家公務員並にするといふことなのであります。あなたが現在の教職員の市民生活、國民生活の制限までせねばならぬといふが、長い間文部省にお勤めになつたからだと、そんなことを考へられたのはどういふ理由のもとに、またどういふ立場で考へられたのか、その点をお聞かせ願ひたいと思ふ。

○日高公述人 私の申しましたのは、義務教育の場面にできるだけ政治的闘争を導き入れないための用意として、その方が安全であらうといふふう

に考へたのであります。

○前田(榮)委員 どうも私には今の御答弁はふに落ちないのであります。これは討論の場ではありませうが、別に討論はいたしません。しかし義務教育の場に政治を持ち込むおそれがあるといふことは避けなければならぬといふことは、私前から言つておるのであります。それには、やはり地方公務員法においても一つの制限はあると

あると

思うのであります。それを一層今度政治的活動の制限をするという意味での特例法の改正になつておるのであります。そこまで制限せねば、あなたが文部省におられたときの気持から考え、全国の教職員は信用がでない、あふないと——これは悪いことを言うなら、マル共や何かの連中は別として——これは全国で六百五十九人だそうでありまして、多少これに輪をかけて、支持者を加えたところで、そう大した数ではないと思ひます。五十数万の教職員が、その市民生活の上で適当に政治を論じ、また政治を善導しようとして行動を起すことまで制限しなければならぬほど、あなたらは日本の教職員は信用できない、あふないと思つていらつしやるのか。あなたが職場へそういうものを持ち込んでいかぬといふことはわかりません。しかしこういう法律を持つて行けば、職場へ持ち込まれないのか、あるいは現在あるから職場へどん／＼持ち込んでゐるのか。そういうことを明確にされずに、私は教育に理解を持つてゐるものだといふことを前提にしてここで公述されて、いかにも日本の教育通、教育の權威者であるがとき言ひぶりで御公述なさつたのであります。それにしてもあまり学校職員を御信用なさる点が薄いのじやないかと思ひるのであります。その点の御見解はいかがでございましょうか。

○日高公述人 私は教育通とも申しませんし、そう思つてもおりません。ただ日本の教育に対して深い、強い関心を持つて、それを愛しているという意味において申したのであります。それから私の率直な意見を申し上げます

れば、私は先ほど申しましたように日教組そのものの役割には敬意を持つておりますし、その役割も十分認めてゐるつもりでございまして、私の過去の経験から申しますと、遺憾ながら教員組合に政党と違ふところがないような行動があまりに多過ぎたといふことを痛切に感じてゐるのであります。五十万の組合員の中には、いろいろの政見が異なつてゐるはずでありますから、それらの者が自由に政治上の立場をとれるようになってこそ、組合と政党との区別がつくのだと思ひます。これは組合が基本方針を授けて、たくさんの組合員がいればその手先になつて働かなければならぬような情勢のありことをしる／＼私は聞かされております。私の目で見ただけじやありませんけれども、そういうことを聞かされております。そういう意味から、私は政治的運動にあまり深入りしないために義務教育の内容を守るために、やむを得ない制限と考へてゐるのであります。

○前田(榮)委員 もう時間が来たようです。最後にごく簡単に伺ひます。教育に非常に関心を持ち、理解がある方でありまして、理解がある方にしてはどうか——日教組の行き方が適當でないように聞かされてゐるというところでなしに、理解がある方ならば最後までつづ込んで事実をお調べになるくらいの熱意があつてほしいと思ひます。

それは別としてしまして、午前中の蠟山博士の公述によりますと、文部大臣が文部行政の長官として五十万教職員に対して腹を割つて話をしたといふことを聞いていないと言つていらつしやいました。そういうことで、今日あなたが御心配なさるような、職場へいろいろな政治活動を持ち込んだと御認識なさるようなことが起ることになるのだ、こういう話であつたのであります。が、こういうことはあなたはどうお考へになりますか。むしろ文部行政をやつてゐる人は——あなたは次官としてやつて来られたのですが、たゞい教職員の中にやじを飛ばす人があつて何があつても、積極的に自分の意見、教育に関する抱負を述べて、国家国民とともに日本の教育行政が建設的に発展するように努力が足りないかつたと言つてゐるのであります。そういう点に対する御見解はいかがでございましょうか。

○日高公述人 私は文部省にも欠陥があつたと正直に思ひます。しかし組合の方にもずいぶん非礼な点が多かつたと思ひます。たゞて申しますと、腹を割つて話をするために人数を限つて入つて来てくれと申しまして、もど／＼入つて来て、いわば多数の暴力でもつて私どもの言ふことが言えないほどたくさん入つて来られるのであります。私も誠意を尽して話をしようと思つてもできないような、いわば闘争形態をもつて来られるのである。まして、闘争形態は話合ひの形態ではないのでありますから——もちろん文部省にも足りない点があつたと思ひますし、私自身にもそういう点があつたと思ひますけれども、しかしこれは私どものだけの責任とは決して思ふことができないのであります。これは組織的な力によつて、私どもと話してわかつたといつて帰れないような空気で来られるのであります。この点にはもう少し御了解をいただけると幸いです。

○辻委員長 次に竹尾式君。

○竹尾委員 滝川学長さんと小林委員長さんにお尋ねいたします。第一に滝川学長さんですが、先ほど先生はこういう法律が刑罰をもつて臨むことはどうであらうか、こういうことでございまして、これには教唆扇動——これは先生の領分で私どもの領分じやございせんが、教唆の独立性と申しましたら、教唆だけでは縛れないといふことも言われておりますけれども、危険があれば刑罰の対象になると思ひます。教唆の独立性を認めて刑罰を科することと考へられると思ひますが、その点いかがですか。

○滝川公述人 今のお話は教唆は従属してゐると言われますが、理論上正犯が成立した場合に教唆犯があるんだ、こういうことになりまして、この法律の場合には、正犯が成立してゐることを前提にして、正犯は罰しないといふ意味なんです。教唆を罰するといふ意味なんです。これを今お尋ねになつたことを関連して申し上げると、正犯も成立してゐる、教唆犯も成立してゐる、しかも教唆犯だけを罰して正犯を罰しない、こういう法律だろと思ひます。そういう場合に片方だけを罰して片方を罰しないという法律はありせんし、それから私がどうも扇動といふ觀念がはなはだ不明瞭だと申し上げたのは、教唆といふのは相手方の意思のないものに対して相手方に意思をつくらして何かやらす、扇動といふのは一方的の行為なんです。だから非常に証明はむずかしいと思ひます。だから刑罰法としてははなはだ不適当だ、こういうことを申し上げたのです。教唆の方は前からある觀念から相手方の意思を確定さすといふ条件を持つております。扇動の方はどうか一人言を言つても扇動になるかどうかわからないが、これは問題なんです。たゞさんの人間をつかまえて大いにストをやれといつた場合に、ストライキの扇動になりまして、横を向いてストをやれといつた場合に扇動と解される危険があるかどうか、扇動も刑罰の規定としては少し不適当だといふことを申し上げたのであります。

○竹尾委員 それは私はそう思ひますが、ただ問題は教唆の問題でありまして、先生のおつしやられるように、教唆は独立して教唆だけで罰することができ、こういうことでございまして。

○滝川公述人 教唆を独立して罰するといふのは、この場合には正犯を罰しない、むしろ正犯を罰しないので教唆だけを独立して罰することはできません。

○竹尾委員 そういうことをしてもよろしいんじやないか、私はこういう結論を出したわけなんです。午前中に私は蠟山先生に対してもう少しお尋ねしようと思つたのですが、罪刑法定主義を蠟山教授がおさめまして、そうして罪刑法定主義がおそらく絶対のものであるといふように感ずるが、ごとき御答弁でございまして、これは御承知のやうに学長さんが一番よく御存じなもので、戦後の立法はとにかく大部分がその首条に目的を書いてうたはれておるというやうなことは、これはもう罪刑法定

主義のある意味の軟化現象であつて、
そういうことは学界としても当然認め
られることだと思ふのです。そういう
意味で刻下のいふ／＼な問題がいわゆる
政治の中立性からんで問題になつて
おりますけれども、私は午前にもちよ
つとお尋ねしたのでありますが、政治の中
立性、特に教育の政治的中立性といふ
ことが一番問題になるのであつて、こ
の点を先生はどうお考えになりますか、
ひとつ御回答願ひたいと思ひます。

○滝川公述人 今の教壇を独立して罰
するといふ点はいかまわぬのですか、
お尋ねになつていないのですか。

○竹尾委員 それはもうよろしゅうござ
います。

○滝川公述人 罪刑法定主義といふこ
とを磯山さんがどういう意味でお使ひ
になつたか私承つておりませんが、罪
刑法定主義といふのは、ある行為が犯
罪であるといふこと、その犯罪に対し
てどういふ刑罰を科するかといふこと
を法律で定める、こういうだけのこと
で、正犯を罰しない場合に、教壇犯を
罰していいか悪いかというようなことは、
罪刑法定主義とはおそろく関係ない
と思ひます。

○竹尾委員 それは私もそういう意味
では関係がないと思ひますが、なぜ私
はそういうことをお尋ねするかと申し
上げますと、罪刑法定主義が固定不動
の非常にゆるがし得べからざるところ
の学説であつて、それをわれ／＼は大
いに逸法しなかつちやならぬというよう
なお言葉のように、伺ひましたけれど
も、そういうことは戦後の法律現象と
してだん／＼軟化しつつある、そこで
こういう法律に対しても、戦後独自の

見解のもとに、教壇の独立性を認めて
立法してもよろしいのじやないか、こ
ういふことをお尋ねしたかつたので
す。

○滝川公述人 それは教壇の独立性を
認めて立法するといふことは、罪刑法
定主義とは関係ありません。

○竹尾委員 それは関係ございませ
んでしょうか、ただそういう法律現象が
非常に固定したものであるというよう
なことをおつしやつたようですから、
そういうことは戦後には、とにかく首
条の法律の目的云々と書いてあるよう
なところは、これは国家のある意味の
指導、極言すればある意味では統制と
いつてもよいかと思ひますけれども、
そういう思想が——文化国家思想なん
という思想も出てくる現状であります
から、かわつて来ている、だからかわ
つて来た現象に対しては、独自の法律
をつくつてお尋ねなんでありませう。

それから教育の政治的中立、これを
どうお考えになりますか、これは非常
に大事なことです。曖昧模糊として概
念がつかめないと言ひますが、どうお
つしやる……。

○滝川公述人 政治的中立性といふこ
とはこれは必要だと思ひます。つまり
一党一派の意見にゆだねてはならない
といふことで、これは大学もむろんそ
うですが、それ以上に特に大学以下の
学校では政治的中立性といふことは必
要だと思ひます。

○竹尾委員 そうしますと政治的中立
性とは一党一派に偏しないことである
と、こゝろでございませうか、どう
も私はもう少し深い学問的な理論的指
導があつてしかるべきだと思ひます

が、その点はどうなんですか。

○滝川公述人 これは大学の教育と、
それ以下の学校とは違ふと思ひので
す。大学は政治の探究を目的としたお
究の自由の立場から、これはもうすべ
て許されると思ひます。ただ学生を
通じてそれを宣伝するとかといふこと
は、これは許されないとしよう。しかし
ながら研究すること自体、考えること
自体は大学で許されているものです。

ところが高等学校、中学校、小学
校——小学校ではこれわやはり国民と
して今から白紙の状態に進んで行くも
のですから、それに対して一党一派と
いふ言葉が非常に抽象的な表現ですが、
それ以上のちよつと適当な表現を持ち
ませんからそう申し上げたのですが、
ある種の政治思想を注ぎ込むとはい
へない、こゝろのことなんですか。

○竹尾委員 どうも私のお尋ねに對し
て、私の尋ね方が悪いと思ひますが、
それでありはつきりした御返答もい
ただけなのですが、これは与党の諸
君に私はしかられるかもしれませんが
嚴密の意味における政治的中立なん
といふことは、これは学問的には私はな
いと思ひます。そうすると、現在流布さ
れておるところの法律學説のある一派に
傾くといふようなおしかりを受ける
かもしれませんが、そういう意味では
ないのです。統一された国民の思想と
いふような理論が今行われているよう
ですが、とにかく多数者の意見といふ
ものが少数の意見を支配する、こゝろ
のような考え方が当然考えられること
だと思ひます。そこで、そういう考え
方からすれば、国にはおのずから国民
思想の統一された一つのものがなけれ

ばならぬ。それがやはりそうした思想
を追ふことが、私どもの務めじやない
か、こゝろ思ひます。おのずからそこ
には国是と申しましようか、何と言つ
てもよいけれども、とにかくそういう
ものがある、そういうものに適合する
ものが正しくあつてよいものである
と、こゝろいふふに私は思ひます。こ
の点はこゝろなんですか。

○滝川公述人 社会生活においては、
今おつしやる通り多数決に付するの
が当然と思ひます。ことに国会制度を
つて以上は、少数者は大いに議論
を闘わすことは必要であります。議
論を闘わした結果、自分の説が少数で
負けの場合には、多数にゆだねるだけ
の雅量があることが必要だと思ひま
す。

○竹尾委員 そこで、そうなりますと
統一された国民の意思といふものがあ
るのですから、その意思をお認めにな
る以上は、それに相反するような立法
やその他の行政はこれは悪である。悪
いことである、こゝろいふふに私も
は考へておりますので、その場合にこ
の二法案といふものは統一された国民
の思想にマツチする法案であると、こ
ういふふに私は考へてゐるのですが
その点ひとつ……。

○滝川公述人 悪であるとか善である
とかとおつやることは不適当だと私は
思ひます。

○竹尾委員 その点は取消します。

○滝川公述人 しかしこの二法案が国
会で多数決をもつて通過すれば、国民
としてはそれに従うだけの雅量を持つ
ことは当然だと思ひます。

○竹尾委員 わかりました。

○滝川公述人 ちよつと、あなたはさ
つき学問とおつしやいましたが……。

○竹尾委員 いや、私は学者ではあり
ませんから、その点は……。

それは小林委員長にお願いいたし
ます。この日教組の問題ですが、この
間委員長さんが、日教組は特に共産党
とは何ら関係がない、こゝろいふよう
な談話を発表されておつたように私は記
憶いたしております。これは記憶でござ
います。こゝろで日教組は政治団体
と見てもよろしいのだというような説
をいふ／＼なしてゐるものがあります
が、この点日教組は本来から行けば、
委員長が一番よく御承知の通り、これ
は職員団体であつて政治運動をしては
ならぬ団体でありませう、現実におい
ては日政連とか何やらその形において
てゐる。そこで日教組はそういう政治
活動を現実——形はどうでもいい
のです、そういう政治活動を認めてお
られるのかどうか、その点をひとつ。

○小林公述人 共産党に關係がないと
言つた私の談話は、どこでしたか私も
はつきり記憶いたしませんけれども、
私はどの政党でも、共産党であらうと
何であらうと、日教組の内部に入り込
んで組合に干渉するようなことは、絶
對してはいいけないという考へを持つて
おりますので、お話の通り關係は全然
ございませぬ。

それから日教組は政治団体である
といふようなことを先ほどのどなたか
のお話の中に取りましたけれども、か
やうなことにしても考へておられない
わけでありませう。私もどこまでも職
員団体だと考へております。

それから日政連のことをお話になり
ましたが、先ほどから共黨一体とか何

とかいふ／＼おつしやいましたけれども、私も、私どもは日教組と日政連とは何ら関係のない団体である、こういうふうな考えでおります。それから日教組としては政党といわれるような政治活動はやりたくありませんし、またやつておりません。

○竹尾委員 それは水かけ論になりまして、やつておられぬと言えどもこれはそれだけを聞きおかなければならぬとせんとけれども、いかに日教組が熾烈なる政治運動をしておるかということには衆目の見るところであつて、この法案の立案された原因の一つは、まさにそこにあつたかと思ひます。

そこでもう政治活動は一切禁止されておる、全然関係がないとおつしやるから、これ以上質問するすべはないのですが、もう一度お尋ねします。屋の時間に高津委員が共産党の運動、あるいは共産主義者といふものは暴力を肯定し、プロレタリアの独裁を認め、議会政治を輕視して院外の闘争を大いに重視する、そういうものを言うのだ——これはある程度それで間違いないと思ひますが、そこでお尋ねいたしますけれども、日教組のやつておられる運動が、暴力主義に傾くかのごとき行動が相当あると私は思ふのです。これは、私はいつか引用したことがありますが、昨年あなたの方で出された実力行使闘争方針といつたような宣言書の中に、この実力行使といふものは悪いことであつて、非合法である、憲法的でないのだ、しかしそれをあえてやらなければならぬから大いにやりたまへといふような激励の文章があつたと私は見ておりますけれども、こういうことは少くとも暴力を肯定する思想に近

づいておるところの運動であるといふぐあいに私はとりまきけれども、そういう点はどうでしょうか。

それからもう一つ、例のすわり込みの問題です。ああいうことは少くとも普通の職員団体のやるべき行動でないと思ふ、こういうぐあいに解釈いたしますが、その点どうでしょうか。

○小林公述人 お尋ねの暴力主義に傾いておるといふお話はなほだ迷惑だと考えます。私も決して暴力主義に傾いておるような事実はないので、もしおありでしたらひとつ具體的な事象を示しておつしやつていただきますと思ひます。

それから非合法活動を認めて、その非合法活動をやれといふような宣言を發したといふお話でございますが、日教組は非合法活動をやるやうという考えはございません。またやつてもおりません。

それからすわり込みでございますが、すわり込みについては、先ほどからいろいろお話がございましたが、私もすわり込みを別にやりたいと思つておりません。話合いがつけば、なるだけ話合いでやつて行きたい、すわり込みなどというのを別に私も好んでやつたわけではございません。ただ私もやりましていた例は——以前のことにさかのぼつて申すよりか、私の事例の方が一番よろしうございましてから申し上げますが、先ほどの公述人の方のお話にあつたように、私はやはり文部省の大臣初めの方でも十分話合いをしてもらいたと思つております。これにはやはり時間の制限とか何とかもなくしていただいて、よくわかるように話合いがつくやうになら

れば、私はすわり込み等はいらないものだと思つております。しかし私もがすわり込みをした場合のことは、私が初めて委員長になつたときのごときでございまして、その際私もはじめて執行部ができて、新しく執行部も出発いたしましたことですから、日教組として大臣に会つていろいろお話をして、こういう申し入れをしたのでございまして、私はそこで重大な問題に一つづつたつたわけでございます。

日教組と交渉するとか話合いをするとか、そういうものじやなく、陳情といふことであれば受けてやう。そういうのであれば、まず一番初めは委員長一人来たかどうかといふやうなお話でございまして、私はこれではやはり困る、少くとも日教組といふ一つの団体は、法的には認めておられないかもしれせんけれども、少くとも日教組は五十万の教師の代表の団体として存在しておる。これはどなたも認めていただいておりますから、やはりそれを認めた上においてひとつ話合いをしてくれ、それは交渉であらうが何であらうが、言葉はいいのですが、団体の代表として話合いをしてくれる。その際にはやはり一人といふやうなことでなく、執行委員と話合いをやるという態度をひとつ示してもらいたい。そうすれば何もすわり込みをする必要はない。しかしながら……（三百人じやないか）と呼び、その他発言する者あり）

○辻委員 静かに願ひます。

○小林公述人 そこで私は認めてもらえないので、今後こういうやうなことが起れば、日教組は組合としていろいろな交渉に當ることができないと思つて、これは重大であると考えたので、

これは重大であると考えたので、実はそういう形でなく、日教組として認めて話合いをしてもらいたといふのですわり込んだわけでありまして。しかし先ほど申し上げます通りすわり込みが手段ではございません。今後そのやうなことがなしに行われるならば、私はその方法が最もいいと思つておるわけでありまして。

○辻委員 次に辻原弘市君。

○辻原委員 最初に瀧川先生に二、三點お伺ひいたします。先刻瀧川先生のお話の中に、この法案を總體的にきめつけられまして、この法案が若くは団体としておるやうに日教組のやうな団体を規正するといふことであるならば、この法案はその目的には沿つていない。日教組の団体は、それ自体ほとんど拘束を受けるものではないと、こういうことを前置きにせられまして、もし拘束するとするならば、むしろ直接日教組という団体を拘束するやうな法的措置をとるべきである、こう申されたのでありますが、もちろんこれは總體的な御意見の中からその論がお生れになつたことだと思ひます。そこで法的な問題についての権威であられまして、若干参考までにお伺ひをいたしたいのでありますが、もし瀧川先生の御意見によつて、今後そういう措置がかりにとられたといたしますと、これはまた非常に重大な問題であります。そこで、こういった一つの団体を規正する、いわば憲法の結社というものを法律でもつて禁止もしくは制限をして行く行為に対して、法理的に、または憲法上、瀧川先生はどのようにお考えになつておるか、まずこの点をひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○瀧川公述人 今、日教組を規正する法律としてはだめだと申し上げたのは、日教組がかりによくない団体だといふことを前提としての話なんです。今お尋ねのことは団体を規正することが憲法上違反かどうかというお尋ねです。しかしそれは違反でないと思ひます。つまり公共の福祉に反するやうな団体を規正することは、憲法にも何ら禁止されてないと思ひます。

○辻原委員 私のお伺ひいたしましたのは、今瀧川先生が指摘されたのは、おそれる憲法のもとに成立した政府は、暴力もしくは云々、という観点でお話されたのだと思ふのですが、かりに一般的に許されている民主的な諸団体を規正する、あるいはその結社を禁止するといふ行為、こういった点についてはどうなのかといふことについてお伺ひいたしましたので、再度この点についてお伺ひいたします。

○瀧川公述人 私の申し上げたのは前提といふか条件がついておるもので、公共の福祉に反するやうな団体なら規正もしくは禁止してもいいということなんです。一般の穩健な団体を禁止することはできません。これは憲法違反です。たとえば暴力団体であるとかいふものを禁止することは、憲法違反ではないといふことなんです。これは仮定論です。今あなたのおつしやつたのは一般的に団体を規正するのはいかどかといふお尋ねなんですが、それは一概には言えない。公共の福祉に反するやうな団体なら規正することができる、こういうことなんです。

○辻原委員 時間がありませんで次に移ります。

第二の問題といたしまして、先ほど

今回の法案の中に罰則がついておることは、法理論的にも適當ではないという御説明がありました。その点は私も若干わかりましたので、その点はお伺いいたしません。先生の御研究なされた範囲で、従来こういった種類のいわゆる身分法、あるいは先ほど先生が触れられておりましたような騒擾罪であるとか、あるいは国家を転覆させるような政治犯、こういったものを除いての一般的政治行為の問題、政治活動の問題に対して、諸外国の諸立法の例を見た場合、今回のような罰則規定を付しているものがあるかどうか、あるいは従来の日本の法律の中で——これは先刻、公述人のどなたから、教育関係の身分立法の中においてはなかったという話を承つたのでありますが、内外あるいは今まで過去にさかのぼってみても、そういう点の事例があつたかどうか、ひとつ法律的にお伺いをしておきたいと思ひます。

○滝川公述人 国家公務員法には罰則がついておるのです。ところが教育に関する公務員法には罰則がついておりません。それから諸外国の例とおつしやるのですが、これは一概に申せません。戦後いろいろの過渡的な国家の立法ではかつて見なかつたような罰則がついておりました。しかしそれはだんだん是正されて行つて、教育に関する場合には大体罰則がついていない、つまり行政処置と申しますか、免官するとか免職するとか、事はどうでもよろしいが、そういうふうな処置でどまつておる、こういうことであります。

○辻原委員 次に先ほどの先生のお話で教員というものは、国と地方の區別をすべきじゃないという御意見がありました。この御意見からさらに私は先生の御結論を引出して見ますと、言われておる御趣旨というのは、国家公務員と地方公務員を含めまして一般の公務員というものと教員というものは、おそろしくここに本質的な相違があるのじゃないか、こういうふうな御意見ではなかつたかと思ひます。そういういたしますと、公務員の身分、制度という一つの形を改めなければならぬという議論にも通ずるわけでありますが、これをそのまゝをつくり一つの身分、制度にいたしますと、ここに教育公務員という一つの体系が生れて参ると思ひますが、そういうことについて先生はどうお考えなされておられますか、これをひとつお伺ひいたします。

○滝川公述人 私は一般公務員と教育公務員というものは仕事の性質が異なると思ひます。公務員でなくとも、一般の教員、たとえば私立学校の先生も、公務員であるところの教員とそれの本質は同じだと思ひます。だからむしろ教員というものは教育者としての立法を考へていただく方がいいと思ひます。

○辻原委員 ただいまの問題に関連してありますが、おそらく先生の申された理由は——あるいはこれは多少失礼であります、概念的にわたつた教育というものを、国家というもののから出発されておるといふふうな向きにも私は拝聴いたしましたし、あるいはそのあとの日高先生の公述の中にあります憲法の問題から引出された理由もあるのじゃないかと思ひます。私は一般的概念的な意味合いから申すものは別といたしまして、かりに憲法の問題をもつて、いわゆる教育というものと国との関係の考へてみますと、憲法の二十六条にある規定をよくいろいろ問題に引例をするわけでありますが、ここに規定しているのは、国が義務教育に關して特に国民に義務づけられる、その裏として国民にその保障の裏づけをしておる、こういうふうな私は単純に解釈をしておるのであります。従つてここに言う憲法の考へ方というものは、国が義務を課している以上は国は最終的に責任を負わなくてはならぬ、同時にそれから出発する機会均等という考へ方はひとしく受けさせなければならぬ、そこに教育の一つのレベルの維持という問題も生れて来るのであらうと思ひます。しかしながら問題は、国にその責任があるとしたとしても、いわゆる国が直接やるか間接的にやるかという方法論の問題とおのづから本質的に違つてくるのじゃないか、従つて憲法のこの論法からいへば、すぐさま国家と義務教育を結びつけるという考へ方は、一度飛躍した考へ方ではないか、こういうふうな私は考へるわけであり、従つてもしこの憲法の精神が、ただちに国の責任においてやらなければならぬといふふうに結びつけられるといたしますならば、当然この憲法のもとに、つまり基本法なりあるいは教育法なり、その他教育全般の立法というものは、その考へ方に貫いておらなくちゃならぬと思ひますけれども、しかしながら必ずその教育行政の体系というものは、そういう考へ方に基いては今日つくられておらないことは、これは先生も御承知の通りであらうと思ひます。いわゆる

方法論としては、あくまでも分権制度を建前として教育が行われ、その制度の中から生れて来たゆゑに、国家公務員と地方公務員、その中に含まれる教職員の差が今日においてはあつたといふふうな私には考へておりません。従つて先生がかりにその憲法論からお話をなさつておるとするならば、現在の教育諸立法と憲法の考へ方とに若干ギャップがある。その矛盾を私は感ずるわけであり、その辺も御説明をいただければ幸ひに思ひます。

○滝川公述人 今回の憲法上教育を論じておるのではないかとお尋ねでちよつとめんくらつたのですが、私は憲法上申し上げておるわけじゃないのです。私が申し上げておるのは、教育それ自体は地方でやろうが国家でやろうが同じだ。また国立であらうと公立であらうと私立であらうと同じだ。こういう考へです。それで今お尋ねがあつたのは食い違ひがあるように思ひます。

○辻原委員 ただいまの点は、滝川先生のお話を私がかつてに想像いたしましたのですが、日高先生のお話は確かに私はそう受取りましたので、ついでと申しましては失礼であります、この点をひとつ日高先生からお伺ひをいたしたいと思ひます。

○日高公述人 義務教育の発展の過程から申しまして、近代における義務教育というものは、国家が終局的責任を持つというところによつて成立したのである。従つて戦争前の義務教育と戦争後の新しい義務教育とは目標が違つたのであります。戦争前のは、ただ国民を国民の一人としてだけやるというふうなところに重点が置かれておつたのであ

りますけれども、今度の義務教育は、国民を個人として、人格として教育するところと主たる目標があらう。これはいかなる個人も義務教育から阻害されないという点においては、国が責任を持つ。こういう意味においては、私は統一した根拠が憲法の二十六条のうちにあるといふふうな理解しております。そうしてそれをただ機械的に同じようにやるというのではなくて、やはり統一のうちに変化も含むことができ、多様なうちにも統一があるといふところに、新しい義務教育のねらいがあるのだというふうな理解いたしております。ただ私はその統一論の憲法によつて義務づけられた教育であるという意味において、それが非常に公共的、な、そうしてまた国家的な意味のあるということをごで申し上げたつもりであります。

○辻原委員 ただいまの御議論から、ただちにこの特例法の問題でもつて国家公務員同様にすることによって御賛成だと言われたのは、これは議論にわたりますので省きますが、いささか根拠が薄弱であらうと私は考へます。

次はいま一点滝川先生にお伺ひをいたします。今回の二法案は、教員個人の政治的自由は何ら拘束するものではない、従つて心配はいらぬという御意見でありました。ところが私たちがこの法律を拝見いたします場合には、もちろん中立性確保の法律においては、直接教員を対象としたくないで、第三者である何人かを対象にしており、それから、その面からのみこれを見ますならば、確かに教員の自由は直接法律の対象にはなつていないかもしれせん。しかしながら問題とされる場合に

おきましては、事前の予防措置といつたような問題もありまして、それにつきまとうこの種の犯罪の捜査といつたようなことが行われる場合に、その捜査の手がどこに伸びるかと思へば、それに至らした教育をやつたと考えられる教師に一つの犯罪捜査が及ぶことは事実であります。そういう点について、これはもちろん判定のつきにくい問題ではあるけれども、心理的にその個人の思想的自由といつたようなものを拘束することは常識であると思ひます。同時にまたこの法律の適用と同時に、人事院規則による政治的行為の制限は、投票権を除いてその他の行為は一切禁止をされているということになりまして、そこに特定の政党に賛成しあるいは反対をするそれらの政治的目的を有するということになれば、先ほど先生がお話の中に出されたように、個人が自分の友だちに会つて、某々政党に対しては反対だとか賛成だとか、あるいは入黨の勧告をしたとかしないとかといったような行為について、これはもちろん予想でありまして、断定はできないとしても、そこに何ら拘束を受けないのだという議論は私は成り立たないものと考えます。滝川先生はそうしたことについて、何ら懸念はしないのだという、將來にわたつての御確信があらになつて申されたのであるかどうか、この点は非常に重要であります。もしかりに滝川先生のその議論でもつてすべてが行きますならば、おそらく今日のようないろ／＼な国民の輿論は起つておらないだろうと考えるのであります。それについていかようにお考えになりますか。

○滝川公述人 私には理論的に申し上げて、教員個人の思想の自由は絶対に制限してはいけないことを申し上げたのでありますけれども、実際問題として、ある何人かが、ある団体を教員として教員に何らかのことを行わせるという場合に、その教員が罰せられることはあるだろうと思ひます。しかしその教員は罰せられない罰せられるのは、その団体を利用して教員を教唆した人間が罰せられる。そうしてその教員は罰せられないのです。だからして教員が事実上何か問われることはあるかも知れない。のみならずこの義助教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する法律案の第五条に、「前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の區別に應じ、左の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる」となつております。これはつまり被寄附学校と申しましようか、被寄附学校の学長なりあるいは教育委員会、府県知事が出してくれという要求があつたとき初めて起訴するということです。これを理論的に申しますと、請求がなくても検事なり警察なりは調べることでできると思ひます。従來の例によつて初めて調べる。たとえば今は姦通罪がなくならぬが、姦通罪を調べるときに、妻が姦通したのを夫が告訴しないのに、警察や検察庁で先まわしして姦通罪を調べておつたという事実はないのです。つまり夫が告訴して初めて調べておつた。従來の姦通罪の取扱ひはそうであつたのです。請求の場合でも、たとえば外国の国旗を汚辱したというときに、当該の国の請求をまつて罪を論ずるという規定があります。そういう場合に、その国が請求も

しないのに警察が検事が先まわししてやつたことではないのです。その慣例で行きますと、實際処罰の請求がない前に警察や検察が活動することはないと思うのです。しかし實際問題としてそれはあるかもしれぬという御懸念が出て来ることは当然だと思ひます。將來その点で今の被害者の教員が何らか問われるとか、罰せられるとかなんとかいう点で、教員に警察が断圧を加えるじやないかというところをおつしやられれば、その心配は全然ないとは言ひ切れません。しかし今申し上げた抽象論としては、個人の思想の自由はこの法律によつては侵害されていない、こういうことを申し上げたのです。

○辻委員長 辻原君、あなたは二十分おやりになりましたからその程度にしてください。坂田君。

○坂田（道）委員 私は信濃教育会の松岡さんにお尋ねをしたいと思ひます。先ほどの松岡さんの公述を承りました。教育者としての信念に、一面において非常に心を打たれたわけでございまして、そこでお尋ねしたいのであります。そこで昨年の暮れ岩手県でもやりましたし、また今年になりましてからも北海道で行われた例の一斉賜暇の問題でございまして、聞くところによりまたまた全国一斉に賜暇をやるということと聞き及んでおるのでございまして、一体日教組が指令をして先生たちを一斉賜暇に導くということとは、私非常に非法的なことだと思ひます。と同時に教育的な立場から考えて、子供は少くとも義務教育を受ける権利を持つておる、その権利を蹂躪して先生が教壇を放擲する。それが問題だとお

ば三本建の問題であるとかあるいは教育二法案であるとか、いずれにいたしましても、少くとも先生は教壇を守り子供を守り、義務教育を守る義務があるし責任があると思うのであります。それを自分たちの都合でこれを放擲することは、教育者として最も償まなければならないことだと思ひます。これは、この法案なり何なりについての批判は強いけれども、教壇を放擲し、子供をはつぱり出して子供の権利を剝奪したこの教職員に対する批判が非常に軽やかである、当然のことかのごとくに感じておる。この点が、私どうも納得が行かないのでございまして、先ほどの教育的御信念から考えますならば、少くとも七十年の伝統を持つた信濃教育会の副会長であられます松岡さんでありますれば、こういう指令に対して敢然として立つ、そしてこれに警告を発するくらい良心と勇気があつてしかるべきではないか、こう思ふのでございまして、この点につきま

○松岡公述人 私も原則的に子供を放擲することはいいとは思つておりません。しかしこれは教育者ということでは一致しますが、私の方の団体ではな

○松岡公述人 一斉賜暇という問題もその原因がありますが、これはだんだん反省して直して行けると思ひます。法律や刑罰を使つてこれが直るか直らぬか、そこは見解の相違でありましかるが、これを直すためにこういうものをやるというところはかゝつてよくない、これは直るんだ、こういうふう

思つております。

○坂田(道)委員 次に小林委員長にお尋ねしたいのでありますが、きよの新聞紙の報ずるところによりますと、日教組の秘密指令で一斉賜暇をやるというようなことが出されたそうでありますが、これは事実でございますかどうか。

○小林公述人 秘密指令ということは出ておりません。

○坂田(道)委員 二月一日と二月二日に秘密会議を開かれて、指令権の委譲を各県に迫られたということを聞いておりますが、この点はいかがですか。

○小林公述人 秘密指令を出すというようなことはきめておりません。

○坂田(道)委員 この前委員長を通じて日教組の二十七年及び二十八年年度の予算並びに大会の経過報告あるいは運動方針等を当委員会にいたしまして要求をいたしましたのでございますが、小林委員長、それはお出しただけですか。

○辻委員長 それは私から申し上げます。実は先刻日教組の使いが参りました。三月一日にその資料提出方を依頼いたしました回答でございますが、直接本組合関係者が貴委員会に臨み陳述することが最適切であると推察いたします。従いまして資料提出は参つた折にお呼びただけで、参つた折にその説明の参考資料として御要請の文書を出す用意があることを申し上げる、こういうのが出ておりますので、この委員会が終りましたから一応理事事会でお諮りしたそうと思つております。

○坂田(道)委員 ただいまのはどうもわれ／＼解せないのございまして、

常に日教組はガラス張りであるということをお申しながら、こつちが要求したのにかかわらずこれをやらねえといふのは、私たちとしては実に遺憾であると考えております。

それはそれとして、聞くところによりますと、日教組は二十八年年度の予算書の中で闘争費といたしまして千百五十四万を計上し、かつその中で国会闘争費として、二百二十一万を計上しておられるように聞いておるのでございますが、これは事実でありますかどうか。

○小林公述人 予算書その他については、ただいま委員長さんからお話になつた通りでございます。なおただいまの御質問に對しましてはさうなことは、私の方の調査研究にあたりましては、第三者にこれを依頼する、そのような場合に、実費の一部を支弁するやうなことはございませうけれども、今お話をうたう、国会何だか費ですか、そういうことはありませんことを申し上げます。

○坂田(道)委員 その国会闘争費の中で、研究依頼費としまして五千円、そしてそれを二十二人に三回にわたつてやる、そしてその合計が三十三万円、それから特別研究依頼費として五千円ずつ二十人、二回、これが二十万円(その他いろいろございまして、政治研究費という総合計が百三十三万といふことになつておるそうでございますが、これもお認めにならないのございませうか。この二十二人といふのはいわゆる教職員組合から推薦し、公認をし、そして政治連盟に入つて衆議

院、参議院で活動しておられる人だと聞いておるのでございます。それで五千円くらいの受取書を書かせたとか何とかいふことも聞いておるのでございます。しかしもしこの金が各人に渡つておるといたしますならば、これは金額は非常に小さいけれども、これは国会闘争費という名前において二法案をつぶすべし、あるいは成立すべしといふことであるといひますならば、これは演説ではないかと思つたのでございますが、この点に對する明快なる御答弁をお願いしたいと思ひます。

○小林公述人 はつきり申し上げました。たいへんうがつたお話でございますが、さうなことはございませう。それでこれについて別に申し上げることはございませう。

○坂田(道)委員 それではもう一つ御質問いたしますが、日教組は毎年教育研究大会といふものを開いておられます。その研究大会費用として約六百三十万円、特に講師謝礼として五十万円を計上しておる。その五十万円の講師謝礼といふものはやはり静岡原等において清水幾太郎さんなりあるいは岡分一太郎さんですか、そういう人たちに、あるいは矢内原さん、そういう方々にやられる費用でございますか。

○小林公述人 研究大会についての予算を持つておることは事実であります。但し金額等については私は明細に知つておりません。なお講師に對しては実費その他支給するといふことはあると思ひます。

○坂田(道)委員 先ほど小林委員長は共産党との関係はないとお話でございませう。その関係がないという意味は、少くとも共産党に支配されては

おらない、こういう意味だつたらうと思つたのでございます。と申しますのは、われ／＼が仄聞いたしますのに、現執行部の方々は相当共産党と關つて来ておられる。またそれに対しては一面において私は敬意を表しておるのでございませうが、そういう意味において共産党の熾烈なる挑戦と申しますか、そういうものがあるといふことはお認めになりませんか。

○小林公述人 共産党に支配されないとも申しましたし現執行部が執行部内において、共産党と關わなければならぬといふような事態はございませう。

○坂田(道)委員 たとえば高知の教研大会の場合において、全国のいわゆる共産党のグループ活動が行われ、そしてそれに講師の一人、あるいは教職員の若干名が会合をし、そして、たとえ最初あなたの方の執行部の案として、平和と生産のための教育という第八分科会のスローガンを、この共産党系のいわゆる統一派といふ人たちは、平和と独立のための教育といふふうに直すために、相当激烈な議論が關わさつたという情報、共産党の方から入つておるわけでございますが、あなたはそれをお認めになりますか。

「何も知らない、何も知らない」、「だた月給もらつておるんだらう」と呼ぶ者あり」

○小林公述人 月給のお話はひとつかみんべんしていただきます。私はやはりまじめに、相当議会の尊厳を汚さないやうにやつておりますから、どうぞ、高知のときは私は行つておりませんので、今年もそういうやうなことを言われたことがございます。共産党のフランク活動が行われておるといふ

点、しかし私はそういうものが行われたか行われなかが知りませんし、また私どもは別なもの、いろいろなこと、をやらねえといふことはつこうだと思つて、人のことまで干渉する筋合いもないし、またそういうもの、われ／＼は何ら影響もされないのですから、その点はそういうふうにお考え願ひたいと思ひます。

○坂田(道)委員 小林委員長としてはそう答へざるを得ないのだらうと思ひますけれども、共産党側から見ても、たとえ、第八分科会の際にも、国際平和を理解させるため、結局アジアについて云々といふ、第三勢力のみでは困難であるから、民族解放運動の歴史的發展を明らかにするとの附帯条件も決議させる。なおいわゆる社会党左派の唱える平和論を堅持しつつ、日本共産党と一線を画せんとした執行部の意圖を打破して大きな成果をあげておる。こういうふうに見ておるのでございませう。

さらにまた、いろいろ宇治山田の大会、あるいはこの前の山梨の大会において、統一派が非常に成功を収めたといふ共産党の資料もありますが、あなたがそういうふう簡単に共産党のことを考へておられるとすると、私は非常に不安を感じるのございまして、われ／＼はこれと真剣に關つておるのだといふことを聞けば、私としても実にありがたく感謝をするわけでございますが、この共産党に對する考え方といふものは、やはり今まで申し上げてきたやうな甘い考え方ではおられないのか。最後にお聞きいたしましたので、私の

質問を終わりたいと思います。

○小林公述人 分科会の討論について
ただいまいろいろお話がありました。共産党が非常に活躍をしたというように、今度の静岡の教研大会におきましては、少くとも現場の研究を取上げて、そしてこれを討論するにあたっては、じっくりと、単なる上すべりの議論をするこゝろに討論をしようというので研究を進めております。これが私どもの今度の研究の態度です。その点につきまして。

第三者の批評として、今度の研究は非常に静かであつた、よかつたという御意見もあつたし、あるいは中には、あちこちから大分いぢめられてちよつと腰が抜けたんじゃないかという批判を受けるくらい、私たちはちゃんと静かにやつたつもりであります。そういうことでございまして、その討論の過程においては、決してさような上すつた、あるいは一党一派に偏したようなことが持ち込まれて討論されたとは、聞いてもおりませんし、現在私もそれに参加して各分科会へまわつておりますので、なかつたと確信をいたしております。なお山梨とか山梨とかいうようなところで共産党がどのような活動をしたかという点でございまして、これはどの労働組合でも、大会中央委員会等におきましては、戸口のところでいろいろなビラをまくものであります。これは左右両翼ともやつております。これは何とも私もいたし方がないのでありまして、入るときには私もそのビラをもつて入りまして、くれぐれから、そのビラにはいろいろなことが書いてありますが、さ

うなことはもううだけでありまして、なお簡単にとおつしやいませが、私は簡単に考えておらぬです。私は日教組の運営というものの上において、決して一党一派に偏するようない、一党一派に牛耳られるような運営というものはとらるべきでない、そういう態度で執行の責任に當つております。

○坂田(道)委員 最後に、今の静岡県のときには静岡にスムーズに静かに行われた、静かに行われましてその内容というものが非常にけしきものであるならば、われ／＼としては非常に考えなければならぬと思うのであります。この静岡県の教研大会に、文部省から偏向の事例として取上げておられます、和通小学校の四年生の先生であります仁賀武さんの論文が討議され

た。「村を守る平和的生産者の教育」、これは内容を読んでみますと、まづた共産党の指令としておる一つの教育方法をとおつておると思つてございまして、しかもこの人が滋賀県の教研大会の代表者として選ばれて来ておる。もしこれが事実とするならば、こういつた教育というものが、単に偶発的に京都であるとかあるいは山口で行われましても、教研大会の代表者によつてこういう内容を持つたものがやられるという内容になります。二、三年の間に日本がこのような偏向教育によつて染りつづけられる可能性を少くとも私たちは感ずるのでございまして、仁賀さんのこの「村を守る生産者の教育」というものは行われたのでございまして、どうか、この点をお聞きいたします。

○小林公述人 文部省からの資料をおつしやいませが、この仁賀さんの私あつてよく聞いてみましたが、当日

の討論には入つておらないようです。

○辻委員長 次にお西正道君。
○大西(正)委員 滝川公述人にお尋ねいたしますが、教育の政治的中立の確保に関する法律案の中で、一般の先生方が心配をしております一つは、今お話のありました罰則のところなんでありまして、これにつきまして私お尋ねしようと思つておつたところ、ちよつとお話がありまして、もう少しつづつたのでお尋ねしたいと思つております。第五条では、「前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、左の各号に掲げるものの請求を持つて論ずる。」となつておるのであります。今のお話では学長並びに教育委員会その他が請求をいたしましてから初めて警察の権力が及ぶ、こういう建前になつておるということでありましたけれども、一般の先生方もここに非常な不安を持つておられるわけなんでありまして、この法の建前が予防立法的なものでありますので、犯罪客観が認められた場合には、警察官並びに検事は請求を待たずして学内に入り、あるいは子供を使つて調査をし、いろいろと警察の活動が行われると思つてございまして、この点のいかにがでございまして、請求を待たずして捜査逮捕等が行われる可能性があるのではなかつたかと思つております。この法の解釈の可能性というものは、この法の解釈の上から一応あると思つております。

○滝川公述人 理論上はあります。請求する以前に捜査するということは理論上はあります。親告罪は告訴を待つて初めて起訴するといふのですけれども、告訴がなくとも、起訴以前に調べることがこれはかつてあります。

従来はそういうことはやつていない、こういうことなんです。この場合にやるかどうか、これはわかりません。わかりませんが、今お尋ねの、理論上あるかとおつしやれば、理論上あるとお答えするよりしかたがないわけでは

○大西(正)委員 さらにつづつたのでお尋ねいたしますが、従来はそういうことになつたというものは、たとえばあなたのお話では、姦通の問題等においては、請求がなければそういうこととはしなかつたというのであります。今申しましたような意味で、この法案自体が予防立法的なものであるがゆゑに、あなたの御見解をいたしましては、将来こういう危険が多分に予想されるというふうにお考えになつておられませんか。

○滝川公述人 ちよつとあなたと見解が違つたのです。あなたは予防立法だとおつしやるけれども、また予防立法だといふことをここでたび／＼聞きました。私が、私は威嚇立法だと思つております。それで刑罰を科するといふことで、刑罰を科せられるとびつくりしてやめるのです。これは御存じの通り。たとえばやみ行がはげしくなると、検事や裁判官が集まつて相談してあります。どうしたらやみ行がなくなるか。そうすると威嚇主義、こういうのです。これは最も常識的なことです。威嚇主義にすれば人は一時びつくりするのです。しかし実際は、罰せられないのです。なぜかといふと、犯罪があつて威嚇主義、犯罪があつたら必ず発覚する、発覚すれば威嚇に処するといふことになればこれはきくのです。このまんな段階が抜けておるのです。威嚇主義といふのは威嚇主義ですが、

この立法も、今予防立法だとおつしやるが、私は威嚇立法だと思つております。

○大西(正)委員 私は大学者に対して論争しようというわけじゃありませんが、私は威嚇によるところの予防立法だといふふうには解釈いたしまして、先生の御見解とはそうかわりはないと思つております。

そこでもう一つ、今の警察法の改正等の構想はよく御存じだと思つておりますが、このように警察法が改正されましたあかつきにおいては、今の警察機構のものが強化されやしないか、こういうことを私は考へるのです。この点についての御見解をひとつ承りたいと思つております。

○滝川公述人 今警察法の改正とおつしやるのですが、どういふ点の改正をおつしやるのですか。

○辻委員長 大西君、ただ単に改正といふだけではわからないから、どういふふうなことを言われるのか……。

○大西(正)委員 おわかりなければこの問題はけつこつであります。今新聞等いろいろ報道が出ておりますから……。

○滝川公述人 いろ／＼多岐にわたつておるので、どの点をおつしやるか……。

○大西(正)委員 要点を申せば、中央集権的な従来の国家公安委員のあらゆる権限を……。

○滝川公述人 わかりました。自治体警察をやめて国家警察にする、その場合にどうかという問題ですね。これは私自身の考へとして、一概に言えないと思つております。都会では自治警察

でいいと思います。ところが地方の人口の少ないところでは自治警察ではできない。たとえば巡査が六人しかおらぬのに、何か放火でもあつたら、六人みな行つてしまつて、こちらは強盗やろうと何やろうと何でもやれるんです。ね。だからこれは一概に言えないと思うのであります。現在この問題とひつかけてお話しすることはむずかしいと思います。

○大西(正)委員 今度は松岡さんにお願ひしたいのですが、松岡さんは信濃教育会の副会長さんでございまして、日教組は結成以来教育会を、偽な言葉で言へばつづすという方針をとつて来ておる。そうして多くの教育会がなくなつて、ただ伝統を踏るところの信濃教育会が厳然として存在され、今非常に活発な活動をしておられる。この点に対して私は松岡さんに敬意を表するわけでありまして、日教組と犬猿と申しましうか、ただならぬ仲の信濃教育会の松岡さんが、今回の教員の政治活動の禁止に對しましては、いろいろ言われておりますけれども、日教組の政治的偏向を是正するというのが主である、こういうことが言われておるときに、この法案に對するどのような見解を述べられるかということに對しまして、私は非常に興味を持つてきようは拝聴したわけでありまして、なお松岡さんは一昨年でございまして、か、世界教員の会議、いわゆるWOTPに日本の代表として、い、教育の問題を論議されて、視野が非常に広いと私は考えております。その松岡さんからこの法案につきましては、強い反対の意見が述べられたわけでありまして、私はこのことにつきまして傾聴に値する

ことと考えておるのであります。そこで今申しました第五條の問題、申請をまたずして警察権力が教育に干渉できるというこの問題が、一般の教員諸君に、あるいは教育に熱心なところの父兄にどのような不安、危惧を与え、それが現場の問題としてどういふふうに起りつづかあるかということ、少くともあなたの所屬しておられるところの信濃教育会はどうであるか、ひとつあなたの見聞を御紹介願ひたいと思ひます。

○松岡公述人 非常に不安を与えるわけでありまして、取調べられるということ、一つには教育者の権威にもかかりまして、そういうようなことがあつた場合には、先生は威信を失つてしまふということでありまして、私は教育者にとつては非常に脅威であるといふますか、権威を失墜するものであります、こういうふうに考えております。

○大西(正)委員 もう一つ小林君に、私の記憶に誤りがなければ、議會政治を否認しなければならぬ、こういう言葉がはつきりとおつたように私は思ふのであります。私はこれは非常に重大な問題だと思ふのであります。そこでこの際ひとつあなたの言明に對して、はつきりとした見解をただしておかなければ、影響するところすこぶる重大であらうと私は考えます。共産黨の方針につきましては、専門家の高津正道さんがお話になりましたが、その中にやはり議會政治を認めないというところが一つのはつきりとした要素であります、これは皆さんも認めるところでありまして、今の発言は、日教組が共産黨に牛耳られておるか、あるいはトラク活動に引きずられておるといふと

きに、こういう発言があつたということとは非常な疑念を与えようと思ふのであります。そこで私ははつきり聞いておきたいのですが、この法案の名前は教育の政治的中立の確保に関する法律なんです。そこで私はこの政治的中立ということとをどのように考えておるかというのを、ひとつ私の見解を少し述べますから、あなたが私の見解に大体同じだというならば、それでよろしいのであります。もし違ふということになれば、ひとつ前の問題と関連してお聞かしたい。

私は政治的中立ということとは、何も右と左とのまん中だというふうな物理的なまん中という意味じゃないと思ふんです。これは教育というものが時の政治権力から自由であり、自主性を持つていふことであると私は思ふ。そういう意味におきましてこの教育委員会制度の意味があると思ふのであります。いま一つ内容の面におきましては、平和と真理を目ざすところの教育の理想に照らしまして、時の政治のいろいろの現象に對しまして、理非曲直、正邪善惡を教育の理想によつて判断する。それは政治の権力にも金力にも迷わされないとこのい、いわゆる批判的な精神、これが私は教育の政治的中立の内容であると思ふのであります。そこであつたの言われるのが、今の政黨政治のもとに於いては、たとへば今は自由黨の内閣が出現したてでありますから、この政黨政治のもとにおきましては、厳密な意味での政治権力から独立したところの教育の中立性はあり得ない。そういう意味で教育の政治的中立というものは、この政黨政治のもとにおいてはあり得ないんだ、こういう立

論ならば、これは一つの教育の理論としてははつきりばなものであると私は思ふのであります。ところがはたしてそういう見解をもつて、教育の政治的中立ということとを厳密に言うのならば、これは議會政治を否認しなければならぬ、こういう御見解であるか、あるいは今言つたような危惧すべき共産黨の關係において言つたのであるか。この点を明確にしておきたいと思ふのであります。くだいようでありますけれども、自由黨政府のとりましますところの文教政策は、これは善惡を越えまして、当然自由黨の文教政策がそのまま行われていゝものでなければならぬ。これはいいとか悪いとかいふ以前の、政黨政治、内閣政治のもとにおける当然の帰結だと私は思ふのであります。そういうものとおいて厳密な意味での政治的中立というものは否認しなければならぬ政治というものは否認しなければならぬという一つの理論の発展としてこういう結論を言われたとすれば、私は安心をいたしました。その点についてひとつ明快にこの際お答え願ひたいと思ふのであります。これは決して日教組の弁解のみならず、この法案の根本の問題であらうと思ふのであります。

○小林公述人 たいへん私の言葉を曲解されておられるようであります、これは私の表現のまずさから来るものと考へます。ただいま速記をちよつと見せてもらひましたら、私の表現に否足らずのようなところがあると思ひます。全部を讀んでいただければ、今のような考え方は出て来ないと思ひます。私は議會政治を否定するなどということを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

の組合員は、日教組がこういうことをきめたから、もう教員として全然中立的教育が保たれないというような考え方は困るといふんです。そういうことであれば、自由黨の黨員が教員になつたり、大臣になつたりするということになると、教育の中立性は全然保たれないということになるんじゃないか。私はそういうことはないといいのであります。基本法第八條、あるいは基本法に示された全体の意向というものは、自由黨員であらうが何であらうが、教育の中立性を守つてやれるというようになつておるわけでありまして、私はその限度を守れば、りつぱにやれるものだと考へております。だから今言つたような、日教組の組合員であれば中立的教育ができない、あるいは自由黨の黨員であれば公正な中立的教育ができないといふことであるならば、議會政治も何も認められないことになりはせぬかといふのであります。自由黨員は大臣になれませんか……。そういう意味で言つたわけでありまして、その点はどうぞ間違ひのないようにひとつお願ひいたします。これは現場の教員です。それから事は簡単であります。教育基本法八條というものは、あのことをもつてはつきりしておる、こういうふう

に私は考へております。

○大西(正)委員 これは答弁はいりませんが、曲解といふようなお話ですが私は決して曲解をしておるわけではない。むしろあなたの否足らずの言葉があなたの意圖に反して曲解されることをおそれて、あなたの正確なることでの答弁を、私はあなたのためにここで要求したわけなんです。誤解のないよ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うことを申したのではございません。日教組のやつてゐる組合活動がある、そ

うにお願いいたします。

○辻委員長 原田憲君。

○原田委員 私は最初に小林委員長に簡単に御質問したいと思ひます。あなたは先ほど坂田君の質問に対して、二十八年度の日教組の予算の中で国会闘争費として二百二十一万二千二百五十円という金が出ておる、それが五千万円ずつ二十二人に三回にわたつて出されておる、この二十二人というものは、偶然か實際か、国会に出ておられる日政連に属しておられる方と一緒にたつておるといふ問いに対して、知らないと言われたのでございすが、間違ひございせんか。

○小林公述人 先ほどの御質問は、金が幾ら出ておつて、それが日政連の議員に行つておつて、それは横職になるというふうな内容の御質問であつたと思ひますので、私はさうなことはない、こう申したのであります。予算書については、私が先ほど申し上げました通り、現在予算書を持つて来ておりました、その点については文部委員会が私どもの方の予算書を出せとおつしやるので、明細な点は予算書提出のときに来た者について十分お聞きとりをお願いいたわけでありまして、なお私どもの方の会計につきましても、さういふあいまいなことはないわけでありまして、証憑等もそろえてきちんとしておりますから、その点はさういふふうには……

○原田委員 あなたは予算を知らないと言つたから聞いておる。

○小林公述人 知らないとは言ひません。

○原田委員 私のここに持つておる「昭和二十八年年度一般会計歳入、歳出追加更正予算案、日本教職員組合」、これが表紙です。この中の十五ページに、今あなたが言つた国会闘争費として百六十八万円、これは当初予算額で、それに増加すること五十三万二千二百五十円、合計二百二十一万二千二百五十円というものが出ておる。その内訳として、研究依頼費五千万円に二十二かける三回、三十三万円、こゝに出ておるが、この事実はお認めになりますか、どうですか。

○小林公述人 研究調査に対しては、先ほど私も申し上げましたが、外部の方に依頼する場合もある。さうしてそれについては実費の一部を差上げるといふことはある、さう言ふのであります。但し今お話になつたようなことは、私が詳細にここで申し上げないとわからないのであります。その点については私どもの方の資料を出しますし、予算書を出せば当然説明もいたしますから、はつきり聞いていただきたい。私全部知つておれば一番いいのでありますけれども、会計その他について存じておりません。

○原田委員 今のこのことはさかきことだから委員長の知らないことがあるかも知れないので、すけれども、大ざつぱなところ、総額についてはよく知つておられると思うが、二十八年度一億一千三百七十三万八千六百六十円一銭、これが日本教職員組合の歳入歳出追加更正予算案となつて出ておるのですが、これを認められますか。

○小林公述人 数字をはつきりは知りませんが、概算してそのくらいの数字だと思ひます。

「議事進行」と呼ぶ者あり

○原田委員 痛いところを突いたら議

事進行と言ふなよ。もう一言だけが小林委員長に聞きたいと思ひます。日教組の第十回定期大会の運動方針書の中に、これは世界観といふか、その中に、この一年間世界の動きはどのようにかわつて来たか、ということ、アメリカを中心とする国際独占資本は世界の至るところで戦争の計画を仕組んで来た、という何が入つておるのです。それからまた、これらの世界の平和勢力は社会主義建設を共通の目標として持つようになることを予想しておりますが、あなたはこれをお認めになりますか。

○小林公述人 文字その他の表現一切が正確であるかどうかはわかりませんが、私も、さういふような書き方があると思ひます。

○原田委員 私はPTAの塩沢さんにお尋ねしたいと思ふのであります。すあなたも先ほどPTAの立場として、父兄の立場として、非常に参考になることを公述していただいたことを感謝いたしますが、あなたの個人の意見としては、できるだけこのような法律を出さない方がいいやないかといふことを述べられたのであります。われわれでもこのような法律を好き好んで出したくないのであります。先ほどあなたは先生方が外濠公園なんかに行つてはほしくないといふことを勧告もしたと言われましたが、あなたの勧告通り先生たちはみな行かれなかつたのですか、どうですか。

○鹽澤公述人 前に一斉賜暇をするお話が出ましたときに、組合に参りましてお願いいたしました。一斉賜暇をとりやめていただきました。

○原田委員 外濠公園の防衛大会のときはどうですか。

○鹽澤公述人 防衛大会のときは私は存じませんでした。

○原田委員 先ほど小林委員長は私の問いに対してお答えになつて大体そのようになつたが、朝の質問でも私は申し上げたのでございすが、五十万の中の一人、二人、あるいは偶発的にこれが起つたといふことなら、国が法律を出して先生たちを取締る必要は私はないと思ひます。しかしながらこれは今小林委員長が認められたように、アメリカを中心とする国際独占資本は世界の至るところで戦争の計画を仕組んで来た、これらの世界の平和勢力は社会主義建設を共通の目標として持つことになることが予想される、という世界観、情勢分析のもとに立つて、さうしてスローガンとしては、そのために吉田内閣を打倒するんだ、平和四原則を守るんだ、軍事基地に反対するんだ、というふうなスローガンを掲げて、これを実践するために、たとえ山口県の日記のような学習方法でやろうといふことがうたわれてある。これは決して偶発的じゃない、連絡をとつてやられておるといふことを私たちが憂えるのであります。ここに決して偶発的でない恐ろしさを感じるものであつて、革命は決して二千万、三千万の人たちがみな立ち上つて行われるものじゃない。わすかの人たちによつて行われるものであります。私はさう先ほど来られた群馬県の先生にお尋ねした。あしたは日曜日であるが、朝の新説と、日教組が全国に秘密指令を流して、さうしてあしたは日曜であ

るが登校して、十五日にはいわけのストライキをやるといふことになつておるが、あなたはどうかと聞いた場合に私の方ではみんなが賛成しておるからやるでしよう、さう言ふ。ところが、これは新聞でございすが、群馬県では十四日を父兄参観の授業日として、十五日に反対大会を行う計画を進めておるが、県教委は全面的に反対の態度を示している、さう出ておる。監督機関である地教委が反対しておる。ところが日教組は指令しておる。さうして地教委の言うことを聞かずにやろうと申す。これは一体だれが先生たちを監督するのか、日教組の指令には従ふけれども、地教委には反対して頑固なことを守るかといふことを、われわれ非常に懸念するのであります。しかもこの日教組の組織は、先ほど小林委員長は、共産党とは関係がないように言われておりますけれども、われわれの調べるところによつて、日教組の組織の中では非常に熾烈な闘争が行われておつて、今年の宇治山田の大会におきまして、わずかの差をもつて引続き世界自由労連へ加盟することになつた、危うくソビエトを中心とする世界労連の線へひつぽられるところだつた。そして現にあなたは東京都のPTAの代表者でございまして、東京都の「日教組の方では都教組を守る会」これは去年の九月十七日のことですが「組合員のみならず！われわれの都教組は今重大な危機に直面しています」何が危機に直面しているかといふと「現執行部に集う多数のメンバーを更に十数名に正式黨員を含む共産党グループの全面的進出をねらつていま

す。われわれは都教組を外部の指令で動かそうとする人々の進出と統一委員会という仮面をかぶった共産党の支配を絶対に防がなければなりません。執行委員長長谷川正三、執行副委員長藤山幸男同じく菊地武雄、書記長神部英夫、こういう名前をすつと出して、これを組合中に配つて共産党から守らなければならぬということを言つておる。あなたはPTAの会長をしておられるが、都教組の中に明らかにこういう動きがあるというのを、みずからが物語つておるのです。ここに非常に危険がある。しかも共産党に奪われなかつたらどうだ、今度は左社一辺倒なんだみんな金を出しておる。あなたはきょうここにあられたからわかるでしょうが、大勢傍聴に来ておられたが、あれはみんな関係者じゃないですか。そういう関係にあつて、一方的に非常に中立性が侵されているという事実を見ると、この法律は私はやむを得ないと思ふ。

最後にひとつ私の意見を述べて、もう一ぺんあなたの意見を伺いたい。ちやうど私たちの若い時分に東京で神兵隊事件というのがあつた。この公判が続いておるときには私は傍聴に行つた。その傍聴席には紋付を着た神兵隊の右翼の連中が一ぱいになつてゐる。そして裁判法廷で天野辰夫という右翼の首魁が、検事席を指さして三橋検事を盛んに罵倒する、私は若かつたから、あんなく／＼英雄だなどというように感じました。検事は恐ろしいものだと思つてゐるのに、それを罵倒する。検事の中で一人鼻をいじくつたら、この神聖な天皇の名において開かれる法廷で、鼻くそをはじくつたと言つて攻撃した。そしてあなたは天皇機関説はどう考へると言つて裁判長に聞いた。検事にも聞いた。みな天皇機関説はいいとは言えない、天皇絶対である、この日本の国では天皇機関説がよいとは言えない。そうするとこの天皇機関説を教へてゐる美濃部達吉を取締らないでなぜおれを取締るのだ、こういうことを言うのです。そして弁護士は商売ですから、どんな悪党でも弁護する。そして花井弁護士が、ロンドン条約当時から説いて、彼らがなぜ罵倒しなければならなかつたかというのを説いて行く。これはそばで聞いておつたらなか／＼明論です。そうしてこの裁判の判決がどうなつたか、宇野裁判長は、この反逆事件、反乱事件を起したこれらの神兵隊の人に、日本に例のない、その刑を免す——無罪ということは言えないから、その刑を免すという判決をした。これらの人が国家の反乱を起しながら無罪になり、英雄になつたのです。そこで日本の国がどういう経過をたどつたかというところは、あなた方はよく御存じの通りだが、今はその反対をやられてゐるのじやないか。松川事件はどうです、傍聴席は赤旗ばかりである。それで日本には天皇という絶対のものはない、今度何が絶対だ、憲法だ、平和憲法である、これを守るのがなぜ悪いのか、この議論がなされて、まったく裏返しであります。私はここに非常な危険を感じる。今ここでわれ／＼がしつかりしない、もしもここで国会の力というものがなくなつたら、おそらく日教組の行き過ぎをどうするかといつたら、これは右翼団体か日教組の幹部を暗殺するか、あるいはあの本部をぶちこわしに行くかこ

ういう事態が起つて来る。これはうそじやない。この間大川周明が出て来て、若いやつをそのかして、国を汚濁してゐるところの池田とか一万田 吉田を殺しに行かなければならぬというところ、そのために護衛がつけられてゐる。そういう事態が日本の国に起つてゐる。私たちはこういうことを考へるときに、これは空想空論でなく、現実をなげめるときに、大学の先生方あるいは新聞記者ならば、これは批判的立場であつて、りくつて世の中をよくして行つたらいいということ、これはそれでいいでしょうが、現実の立場に立つて政治家というものは、これは見のがしておくことはできない。改善の策であつても、残念ながらこういう法律を出さなければならぬ。私はこう考へておられますが、あなたはどうか考へておられますか。

○國澤公述人 いゝ／＼とけつこうな御高説を拝聴させていただいて、まことにありがとうございます。先ほどお話のございました都教組が何か印刷物を出版してゐるということ、ごさいまします場合に教組という考へ方を一つも持つておられません。PTAはあくまでも教組という考へはとるべきじやないという考へで、私もいつも学校の先生とおつき合ひしてあります。従つて思想の問題などにつきましても、お話をの先生に伺つてお話しをいたししております。教組と提携したということは一度もございませぬ。ただ先生方の団体の有力なところでありまうと、先ほどお話がありまうしたようにときには、こちらの方からお願ひに参つております。従つていゝ／＼と先生方と話し合つておられますが、過去におきましての先生方は、比較的話がわかつてくたさる。先生がおつしやるまでもなく、思想の問題その他につきましても、私も古い教育を受けたものでございませぬ。従つて子供をやはり自分の色にして行きたいというふうな気がするのでございませぬ。私が心配いたしますのは、法律をこしらえてそういうふうなことをやつた方がいかどうか。例を申し上げますならば、非常にそういう方面に力を加えたために、地下にもぐつてしまつて探すのに骨を折るような事態もありました、また学校のそういう組合の活動でそういうふうな幹部がおつても、下部の大部分の先生はそうじやないのだ。むしろ私が心配しますのは、それよりも別の方にあります。それはいいかと思ひますので、この機会にお願いしたいことは、私も父兄のために、いな国民のために、よい政治をしていただきたいというこゝとです。結局政治がよければ赤が桃色になり白になる。政治が悪ければ白が桃色になつて赤になるというごさいいます。私はぜひそういうふうな政治を皆さん方にお願ひいたしまして、私どもが安心して先生方と子供を育てて行くように仕向けていただきたい。これが私の見であります。

○辻委員長 山崎君、議事進行の御発言をお許しいたします。大分おれましたか……

○山崎(始)委員 それでは一言議事進行で発言させていただきます。実は今原田委員が予算書を持たれて、小林委員長に御質問になつたのですが、先ほど坂田委員も三十分おやりになりましたが、私はほとんどしんぼうして聞いておつたと申しますことは、きようは皆さんお忙しい中を来ていただきまして、公述人なんです。公述人として呼んでつるし上げをするがごとき印象を与へるようなことを聞くことは、よくないと思ふ。しかもあなた自身は一人三十分お許しになつてゐる。しかもお客さんとしての礼儀を失つて発言なさる。こういう点は、私は委員長として議事進行上十分御注意が願ひたいのであります。それで私は原田委員の御発言の最中に、数分後にもう一ぺんまたこれをやるのじやないかと思つたから議事進行でお願ひしたのであります。どうぞよろしく。

○辻委員長 最初にお断り申し上げましたように、討論にわたらせませんようにと申し上げましたが、御質問中に一御注意申し上げるのもいゝかと思つて差控えたのであります。私はきつめて公平にやつておるつもりであります。時間も私の目の前に時計を置いて見ておりますが、三十分にはなつておりませぬ。辻原君と大体同等の時間あります。少々長過ぎたと思つておりますから……

○山崎(始)委員 私は時間の短い長いを言つてゐるのではないのです。きようは参考人であるというのではないのです。しかもさつき予算のことに関しては理事會を開いてあらためて云々と言われたのではないですか。わかりました。

○辻委員長 わかりました。公述人

の皆様方にちよとお願ひ申し上げます
が、たいへん時間が遅れましてまことに
恐縮に存じます。また四人ほど質疑
者が残っておりますから、どうかひと
つごしんうばをお願いしたいと思
います。ちよつと速記をとめてくだ
さい。

〔速記中止〕

○辻委員長 速記を始めてください。
それでは必ずお一人十分以内とい
うことを御遵守願ひたいと思います。高
津正道君。

○高津委員 小林委員長にお尋ねしま
すが、私は、日教組の三役の中にも、
それから執行委員の中にも共産党は一
人もいないということをもつた良心
に警つて確信しておるのであります。
あなたが、自分もそう思うということ
を言われるとみんな安心するのであり
ますが、それをお言ひになるお考えは
ないか。私は強制することはできませ
ん。私はそう思い込んでいます。実際
そうなんだから……

それからこの内閣のもとでは破防法
が制定され、電産と炭労がねらい打ち
にされて、スト規制法が制定され、大
学生が進歩的だといふのでその選挙権
を奪うことまで企てられたが、しかし
それは大衆の圧力で遂にはうむられ
たのであります。今また警察の中央集権
化が企てられ、そしてここに教員の政
治活動を縛り、日教組をつぶす。そう
いうような法律案が出ておるのであり
ます。私はこれはさらに私立大の教職
員に及び、大学の教授の、人事院の理
解においてある程度持つておるその幅
も、まただん／＼狭められる方々に拡
大する傾向にあると思ふのであります

が、あなたは私に同感してくださるで
しょうか。

それから日政連という団体が政治結
社の屋敷をしております。これは市岡と
いう事務局長が采配をふるつておられ
ますが、この人は中央でどういふ議論
をされるか知らぬが、広島県に帰つた
場合は、わが尊敬する改進黨さんの平
川篤雄前代議士の運動をいつもやられ
ておることはだれ知らぬ者もないので
あります。そうして日政連の会合には
自由党の人も行かれれば、左派も右派
も行く、共産党はここには一人も行つ
ていないのであります。われ／＼はこ
ういふような事実を天下にもつと明ら
かにされなければならぬと思ふ。言え
るだけは言つてほしい。

それから瀧川先生にお尋ねいたしま
すが、第一の特例法でございますが、
教員の勤務地域以外で今まで与えられ
ていふところの政治的活動を禁止する
といふこの法案は、基本的人権を新た
に制限し、むしろ剝奪するものであり
ます。先生は、この法案でも地方公務
員たる教員を国家公務員を規制する人
事院規則に右へならえとしてゐるが、
あれはひどいものだから右へならえと
いうなら、むしろ国家公務員をこそ現
在の地方公務員法にならうべきであ
る、こゝういふ明快なる論理で、第一の
法案に反対の意見を述べられましたが、
私はその点で意見が一致するから、
非常に意を強うしたのであります。
さすがは自由人権協会の顧問であ
られ、また鳩山文部大臣が、あなたを
育にしようとした場合に、敢然と学
園、学問の自由を守るリーダーとし
て、あのとき大いに専断されたが、さ
すがやはり京都大学の学長はりつぱ

だ、こゝう思うて私は感動したのであり
ます。

そこでお尋ねいたしますが、教室に
おける中立性の確保といふことは教育
基本法もそれを明記しておる。私はそ
のことは賛成であります。しかし先
生はこの第二の法律案にも反対をなさ
いまして、そのお説を聞いておりま
す。ある効果をねらつてゐる卑屈で
ある。正面から切り出せ。目的からい
つて日教組をねらうならば、この法案
はまわり道をとつてゐる。扇動、教唆
といふ文字は曖昧不明瞭であつて、罪
刑法廷主義の立場から見ても、不相当
である。この言葉ははつきり記憶しま
せんが、おもしろくないという意味を
明瞭におつしやつたのであります。私
はそこで質問をいたしますが、憲法の
第九条には、平和主義を強く表明して
ある。平和主義であります。私は憲法
を全部一々みな子供や学生に教えるわ
けには行かないから要点については熱
心に教えてよろう。たとえば基本的
人権を重視する部分あるいは主権在民
であるといふ部分、あるいは第九条の平
和主義、これをもし熱心に教えるなら
ば――そのことはこれはこゝういふ説を
なすものがあります。この第九条につ
いては、これを存続して、再軍備すべ
からずといふ政党がある。改正して再
軍備をすべしといふ政党がある。ある
いは拡張解釈で行け、このままで再軍
備していいのだといふ政党もある。そ
れですでに論争になつてゐる部分、そ
のこゝろをあまり力を入れて教えて
は、それは教育の中立性の違反の問題
になる。教育基本法第八條の問題にな
つて来る。こゝういふような説をなすも
のがあつて、こんなことを言へば私は

扇動とか教唆といふ文字があるから、
中立性がどこで違反されておるのか、
見解がきつめて不明瞭であつて、まさ
に先生の言われる通りであると思ふの
であります。こゝういふような法律が
できますれば、教壇における中立性
の違反の扇動者、思想や学問や教育の
自由な精神的な問題に対して、
刑罰をもつて臨むこの法律はまづたく
やばいものであると思ふのであります
が、この際先生から、お急ぎになるの
でありますから一語でもようござい
ます。どうぞそゝういふような法律は、
非常に乱暴だ、どこかの政党が何か言
えば、もうそこは触れてはならないと
いうようなこと、それは乱暴な解釈で
ある、こゝう思ふ。その点、イエスとか
ノーとか、一言でも言えるならば、そ
れをお聞きしたいと思ひます。
日高元事務次官を除く諸先生から
は、い／＼有益なる御意見を伺つて
喜んでおります。

○瀧川公述人

お答えいたします。憲
法第九條の解釈をして、それが何です
か、中立性の違反になるかといふよう
なことを言う人があつたのですか。高津委
員「熱心に教へれば」と呼ぶ。熱心に
教へたところ、それがほんとうにそ
の人の学問上の信念であれば、それは
かまわないと思ひます。(高津委員)義
務教育の学校でも「と」呼ぶ。義務教育
の学校でもかまわないと思ひます。

それからもう一つ、あなたは日教組
をたたきつぶす法律だと言われまし
た。しかし、私はこれは日教組をたた
きつぶす法律かどうか知りませんが、
世間がこゝう言つておるならば、横から
やらずに、正面からやれと言つたので
す。日教組は何をしておるか、こゝで

たいへん質問があつて、私も大体どう
いうことが行われておるかといふこと
がわかつたのです。私は実は教授をし
ておりました。教授は一つの経営者で
あるから、組合に入るべきものではな
いといふ意見を持つておるから、私は
教員組合に入つておりません。従つて
私は、全然組合とは関係がなかつたの
です。ところが、最近でもありません
が、日教組はなか／＼圧力を持つてお
るといふことを発見したことがあるの
です。それだけ御参考に申し上げま
す。

私の方は学長を選挙しております。
私が十一月二十三日に当選したわけな
んです。就任は何か規定がありまし
て、十二月の十一日でないかと就任で
ないのです。その間に四人の人が来ま
して――そのときちやうど処分があつ
て、大学がストライキをやつておつた
のですが、その処分はけしからぬとい
ふやないかと私をつかまへて言つたの
です。私は処分に全然関係がないから
、処分は知らないと言つたら、学長た
る者が知らぬとは何事だと言つたので
す。いや、学長と言つて、私は知らない
前の学長がやつたので、私は知らない
のだと言つたら、部長は知つておるだ
らうと言つたら、部長は知つておるだ
らう、部長は相談に乗つたのだらうと
言つた。すると、あなたは部長のくせに
知らぬとは何事だと言つたら、私は部
長ではない、四年ばかり前から部長を
してないと言つたのです。そうした
ら、ちよつとはこ先が違つた。これは
学生事件ですが、この事件は長引くと
思ふか、あなたの責任で処理するか
といふので、これはあたりまえだ、私の
責任で処理すると言つたのです。そう

したら、われ／＼は要求を出す、こう言つたのです。それで私は拒否した。あなた方は大学の自由とか、学問の自由とか、大学の自治と言いつながら、大学の自主性にあなた方が干渉することは何事だ、そういう要求は聞かないと言つたのです。そうしたら、要求を聞かなければ主張すると言うから、主張も聞かない、主張するのはかつてだけども、私は聞かないと言つた。それじゃ希望を述べると言うから、それもかつてだから私は聞かないと言つた。それでそのまゝわかれた。名刺をくれたら、みな日教組の委員長とか、副委員長とかいふ人です。日教組は大学に干渉することはめつたにないと思つたのですが、そうするとこれは中学や小学校には相当圧力を加えるのじやないかという印象を私は得たのです。私は日教組に接触したのはそれだけです。その後には日教組は抗議文というものを持つて来ましたが、私は開封してありませんから、何を書いたのか知りません。それだけ申し上げておきます。

す。やはり過去の事実等から推して、私はこれは非常に心配であると考えております。そしてまたこれが教育に非常に重大な影響を及ぼすと考えております。私ももちろん法律その他の学問的なことはよくわかりませんが、現場というものを考えた場合に、これは重大だと考えるわけでありまして。

○辻委員長 世耕弘一君
から簡単に申し上げます。私は日教組に対しては深い敬意を払つておるのであります。なぜ敬意を払うかといふと、日本の普通教育の根幹をなすものだと私は考えるからである。きわめてまじめな、純真な態度で、教育方針を確立してもうその中核をなす団体であるから、完全な養育をわれ／＼は望んでやまない。

そこでお願いしたいのであります。時間がなからしく省略いたします。私は問題を簡単に取扱うために、別な面からお尋ねして参ります。が、むしろ組合員というような立場から委員長にお尋ねしてみたいのがいいのじやないかと思つております。私の調査した資料によりますと、組合員は相当多額の組合費をとられておるのであります。ある組合員の声を聞きますと、悲鳴をあげてゐる。数字を申し上げると長くなりますが、一万二千四百円、月給をとる人の中で、控除が二千六百五十円、組合費が三百三十円平均とられておるといふ状況であります。その組合費がどういふふうに使われているかといふのが大きな問題なのです。それはいづれ予算の表が出ると思いますが、内容がわかると思つていますが、たか／＼疑問に思ふことは、たと

○小林公述人 三役に共産党がいるだらうというお話であります。そういうふうには三役をばつて行きますと、私は日常一緒にやつておりますし、三役は特に、私も組合業務をやる上において／＼話し合ひをしておりますが、そのようなことはないと思つております。

それから日政連のことに關しましては、先ほども申し上げました通り他団体でございまして、ちよつとお客えはできません。それから教育二法案に対しての心配は、私は公述いたしました通りで

えは四百四十円の組合費がとられたときに、その中で百二十円が組合費で、あとの二十円は闘争資金として取上げられてゐる。しかもそれが昭和二十七年十二月二十七日には、闘争資金追加金として四百三十円とられておる。それからさらに二十八年度に、これは組合闘争資金追加金として五百三十円とられておる。ずつと百円、五十円といふふうにならかなり多額な臨時闘争費が追加徴収されておるのであります。私の聞くところによりますと、その闘争費だけは秘密にして、いまだかつて一回も発表されておらないといふことであります。これはどうゆうわけか。この安い月給で働いておる教員諸君から、こういうふうな闘争費をとつて行くことが、はたして妥当であるかどうかといふことを、私は委員長に聞いておきたい。

それから省略する意味で端折つて行きますが、日教組の委員長初め、今言つた三役は、どれくらい月給をとつておられるか、ついでに聞いておきたいと思つております。

それからすわり込み職務ということが話題になつて出ましたが、すわり込み職務はいいのだといふことは言わなかつた。悪かつたと言つてゐた。行き過ぎだといふことを言つてゐた。文部省は話がわからぬからすわり込んだといふりくつは一応立つけれども、すわり込んだのが正当であるといふことを言ひわけに行きますまい。読売の部長さんからもお話があつたし、ほかの委員の方も、公述人の方もお話がありました。日教組の行き過ぎだといふことを言われておる。日教組が行き過ぎであつたら、反省しなければならぬ。しかもわれ／＼から言へば、教育

者にあるまじき行為を文部大臣の室でやつたその連中が、恬然としてそのまゝの地位にとどまるといふことで、どうして反省しておると言えるか、反省しておらぬじやないですか。これが労働者ならいい、あんちゃんならいい。いやしくも神聖な教育労働者と目されておられるその人たちが、人の指導に立たなければならぬ人が、何らの反省もなくして恬然として同一組合にとどまるというのでは、私は反省しておるといふことは言えないと思つて。

PTAの方が教育のことには私にまかせておいてくれといふような非常に力強いことを言つた。いいことを言うてくれたと思つておられる。はたしてPTAの方の言うようにまかしておいていいかといふことは——私にひつと証拠をあげてみましょう。鹽澤さんはおとこが杉並のようであります。杉並区教職員組合委員長遠藤某といふものが指令を出してあります。これは判が押してあるからまさかろそじやなからうと思つて。この遠藤某といふ人をあなたは御存じかどうか。知らないようではちよつとまかしておかれなかつた。この人たちがかなり手きびしい指令を出してあります。しかも市中を蛇行せよといふ命令が七月十八日に出てあります。蛇行といふたらへびのよう、こゝろいふようにして運動しろといふことです。こゝろいふことを生徒、父兄が見たらどういふ感じがするでしょう。近ごろの日本のPTAはPの方がうしろの方へつてPTPになつてしまつて、しまひにはTTPになつてしまつて、こゝろいふようなことが世間のうわさになつておる。しか

もそのPTAの中に共産党の分子が最近侵入して来たといふこともこの中に出来ておられます。もう一つ大切なことは、さきにもちよつと申し上げましたが、闘争委員会の中に、いわゆるピケ要員の行動の指令がここに出て来ておる。学校の先生が登録したりあるいは婦りのときに、尾行しなければならぬといふような先生があるといふことはおかしいじやないか。これも杉並から指令が出てゐる。しかも二人尾行しろと言つておる。保安要員は十八日支部大会場に行け、行かない先生には尾行しろとちやんと指令が出てあります。これも判が出てゐるのだからろそじやございせん。こゝろいふことをPTAのお父様方は御存じか、御存じならばあえて言う必要はないが、まだありますよ。しかもこれははなはだ不都合だと思つて。そういうようなことをして学校をサボろうといふ人がかりにあつたときは、校長先生のいないときに屈出をし、そのことまで指令を出しておる。もし校長がなか／＼早く帰らないときは朝早く学校に来て出してそつと行けといふような、そういうこまかい指令まで出しておる、かような状況であります。これではたして教育の中立性とか、あるいは政治の中立性が得られるか。

まだたくさん申し上げなくちやならぬことがあるのですが、もう一つ申し上げておきます。小林委員長は説明の中にこゝろいふことを言われてゐる……。

○辻委員長 世耕君、お約束の時間が迫つておりますし、まだ御答弁がなければなりませんから、簡単に願ひます。

もそのPTAの中に共産党の分子が最近侵入して来たといふこともこの中に出来ておられます。もう一つ大切なことは、さきにもちよつと申し上げましたが、闘争委員会の中に、いわゆるピケ要員の行動の指令がここに出て来ておる。学校の先生が登録したりあるいは婦りのときに、尾行しなければならぬといふような先生があるといふことはおかしいじやないか。これも杉並から指令が出てゐる。しかも二人尾行しろと言つておる。保安要員は十八日支部大会場に行け、行かない先生には尾行しろとちやんと指令が出てあります。これも判が出てゐるのだからろそじやございせん。こゝろいふことをPTAのお父様方は御存じか、御存じならばあえて言う必要はないが、まだありますよ。しかもこれははなはだ不都合だと思つて。そういうようなことをして学校をサボろうといふ人がかりにあつたときは、校長先生のいないときに屈出をし、そのことまで指令を出しておる。もし校長がなか／＼早く帰らないときは朝早く学校に来て出してそつと行けといふような、そういうこまかい指令まで出しておる、かような状況であります。これではたして教育の中立性とか、あるいは政治の中立性が得られるか。

まだたくさん申し上げなくちやならぬことがあるのですが、もう一つ申し上げておきます。小林委員長は説明の中にこゝろいふことを言われてゐる……。

○辻委員長 世耕君、お約束の時間が迫つておりますし、まだ御答弁がなければなりませんから、簡単に願ひます。

もそのPTAの中に共産党の分子が最近侵入して来たといふこともこの中に出来ておられます。もう一つ大切なことは、さきにもちよつと申し上げましたが、闘争委員会の中に、いわゆるピケ要員の行動の指令がここに出て来ておる。学校の先生が登録したりあるいは婦りのときに、尾行しなければならぬといふような先生があるといふことはおかしいじやないか。これも杉並から指令が出てゐる。しかも二人尾行しろと言つておる。保安要員は十八日支部大会場に行け、行かない先生には尾行しろとちやんと指令が出てあります。これも判が出てゐるのだからろそじやございせん。こゝろいふことをPTAのお父様方は御存じか、御存じならばあえて言う必要はないが、まだありますよ。しかもこれははなはだ不都合だと思つて。そういうようなことをして学校をサボろうといふ人がかりにあつたときは、校長先生のいないときに屈出をし、そのことまで指令を出しておる。もし校長がなか／＼早く帰らないときは朝早く学校に来て出してそつと行けといふような、そういうこまかい指令まで出しておる、かような状況であります。これではたして教育の中立性とか、あるいは政治の中立性が得られるか。

○世耕委員 日教組の中に共産党はない、こういうようなことを言うているけれども、実は私は写真も資料も持っていない、時間がないとい

うからしかたがない、あとでまた御参考には何だつたらお見せしてもよろしくございませう、あるという証拠がいくらでもある。しかも共産党が統一委員会という仮面のもとに巧妙な戦術をもつて日教組の中にもぐり込んで活動しているという状況は、逐一ここに報告されておるのであります。時間がないので徹底したお尋ねもできないし、またお答えもできないのははなはだ遺憾に思いますが、結局は今の日教組を共産党からいかに守るかということ、あなたが一番大切なことじやないか。しかも少数の共産分子によつて善良な教員諸君が騒動されておる。私はこういうことが今度の立法の処置における一番大切な問題であると思う。ある人いわく、少数じやないか。この少数がこわい。少数の者がかえつて多数の教員を教員として扱っている。私はさきよりは時間がないから証拠をあげて申し上げることを差控えておきますが、私も数十年來教育に携つて、現在教育に携つておる者の一人であり、教育の何たるかをよく承知いたしております。単に日教組の諸君を攻撃することのみがわれ／＼の責務じやない。教育を守るといふふうな建前から、むしろ小林委員長等の奮起を促した。私は笑を言うと、質問する前にあなたの前歴からいへ／＼な歩みを全部調べてみた。むしろあなたが今日委員長としておられることを私は心強く思う。心強く思うが、もう一段の奮起が必要だ。この点を特に私は要望しておきます。

○小林公述人 組合費が多額であるといふようなお話ですが、今お話になつたのはこの例かはつきり、そのどの例というの、果だと思ふのですが、日教組としてはそのようにたくさんとつてないわけでありませう。二十円ということになつております。

それから闘争費を秘密にして、その経理の公開をやらぬ、そういうことは絶対ございませぬ。これは日教組の名譽のために、私は断然さうなことはしないことを申し上げておきます。それから三役の月給であります。私はどうも三役の月給を知らないものであります。私のことも、きよりの法律案に一体月給のことが関係ございませうか。私はどうして関係があれば申し上げますけれども、私は教員としてもらつた給だけは組合からもらつています。それからすわり込みは、私は実はしなくとも、話し合ひができれば話し合ひで行こうという主義ですから、それはやりたくありません。それから労働者やあんちゃんやと違ふといふふうな考え方ですが、私はさういふふうには思わないのです。私は労働者とあんちゃんといふふうなものとは違ふとは思ひます。私は労働者を尊重してゐます。しかし私が教育労働者といふことを言つたのは、私どもの仕事が大変な子供を預かつてゐるということから、教育労働者といふことを日教組が言つてゐるのだ、そういう意味で、仕事の性格上非常に重要さと特殊なあれを持つておられますけれども他の労働者諸君を軽蔑するやうな気持は絶対私には持つておりません。

それから共産党についてまた再度御質問がございましてけれども、私は共産党であらうと何であらうと政見が私の方の組合内に介入することは、組合運営上絶対に好ましくないことであると思つております。

○磯澤公述人 世耕先生のお尋ねがございまして遠藤氏は、私も存じ上げております。どういふ運動をとつたかどういふ隊形をとつたか、これは組合のこととございませうから、先ほど申し上げましたように私存じませうか、ただ先生方としてお会いいたしますときに、私どもの気のついたことは順次申し上げて直していただいております。たとえば私どもの会合に先生方の御出席をいただいたときに、とつくりのジャケツをわざ／＼着て来られたやうなときには、何も組合の執行委員になつたからといつて、特に労働者の風をして来る必要はないだらう、われわれも着のまのままで来るのだから同じやうにして来てほしい、と申し上げまして、すなおに受入れられております。いろ／＼気のついたところから申し上げます。いろいろ／＼の気をつけてお申し上げますが、ただいかにせんPTAの関係者といふものは職業を持つておられますし、その監視に當るわけにも行きませんので、常にお会いするたびに、気のついたことを申し上げるやうにしております。

な勢力を扶植したりあるいはその思想を普及しないやうに、われ／＼PTAの者がしつかりしてこれを防いで行けばよろしいのであります。PTAにおきましていろいろ／＼各政党に所屬しておる方が入つておるのではありません。PTAの地区の会長をいたしておりますときに、やはり共産党の会員がおります、非常に激烈な闘いをいたしたこともございませうが、最後にはその方がすなおに転じて行つたという例もございませう。要は結局会員の自覚がしつかりしておればさしつかえないのじやないか、こういうふうな考えております。

○辻委員長 山崎始男君。○山崎(始)委員 法律の權威者であらせられます滝川先生にお伺いいたします。実は先ほど竹尾委員から教育の政治的中立性という用語に対してお尋ねがあつたのであります。私も今度の二法律案の内容におきまして、この政治的中立性という用語が相当程度規定されると申します。はつきりしたものでなければ刑罰規定を課するといふことは、最後においては刑罰規定を課するものであります。さういふやうになることは、私たとして是非に不安であるのであります。さういふのは、一政治的中立性というものが倫理的な用語であるのか、あるいは教育上の用語であるのか、それとも法律上の用語であるのか、先ほどの竹尾委員のお尋ねもこの点は非常に大切な点と申すのであります。私もその点は先生の御答弁が少し私よくわからなかつたのであります。この点につきましてひとつお願いいたします。

○滝川公述人 法律用語であります。ただおつしやる通り内容ははなはだ漠然としております。しかしさうむずかしいいへば、あらゆることはみな漠然としてゐるので、この政治的中立性という言葉も、事実の運営にあたつては、実際にはわかるだらうと思つてゐます。何をやらばいけなかつたか、どういふことは許さぬといふことは大体わかるだらうと思ひます。しかしその言葉は法律用語でも何でもありません。

○山崎(始)委員 いま一度お尋ねしたいのですが、この法律案は教育の中立性という言葉があつたから、罪刑法定主義の立場からいつてもどうかと思はれるといふお話でございませうが、大体法律といふものは、さつきりしたときには親の法律であるところの憲法、憲法といふものに従つて、いわば親法律のもとにおけるその趣旨をくんだ法律をつくらなければならぬ。たとえて言いますと、今日何ぼ食糧が不足しておると言ひましても、飯を一本に五は以上食つた者には罰金を課するんだといふ法律は、もとよりできるわけはございませうが、今度出ました二つの法律といふものは、ここぞいろいろ私た考へます、どこかに矛盾があると思ふのであります。この二つの法律案の親の法律すなわち憲法の何条に準じておる、こういう関連性が

あるんだということがなければならぬ
と思うのでありますが、今度の法律案
と憲法とはどういうような関係があり
ますか、その点をひとつ伺いた
いのであります。

○瀧川公述人 今おつしやつた法律と
憲法との関係というところは、憲法に違
反しない法律であればよいということ
なんです、憲法の何条に基いてこの法律
ができたというのではないだろうと思
います。であるから、今の、今度でき
る法律が憲法違反かどうかといこと
は、最高裁判所が判断すべきことなん
であつて、憲法の第何条に準拠してこ
の法律ができたといことは言う必要は
ないと思います。またさういふふうに
すべての法律を説明することは不可能
だと思ひます。

○山崎(始)委員 もう一点お伺いた
いのでありますが、先ほどから幾多論
議されておりますように、現在の教育
が地方分権であるか、あるいは中央集
権であるか——国家公務員の形をとる
か、地方公務員の形をとるか、これは
教育学上、その他いろいろ文政行政上
の、一つの制度の上の論は別といたし
まして、純法律的に考へてみました場
合に、地方公務員である学校の先生
が、国家公務員であるところの、人事
院規則に書かれてある規則だけが適用
される。言いかえますと地方公務員の
身分を持つております学校の先生
が、悪いところだけが国家公務員にな
つておる。国家公務員になりますと、
争議権がない、いろいろ政治行為は
できないというので、反面それをまた
いろいろ保護するところの道があると思
うのであります。この場合はい
ゆる人事院規則を適用されまして、罰

則という悪い面だけが国家公務員の見
方を持つて、いい面はちつとも持つて
いない、こういう点は立法上において
非常な問題があるのじやないかと思
うのであります。この点についてお伺
いたします。

○瀧川公述人 私らは、この前にも申
し上げた通り、国家公務員である教員
であるとか、地方公務員である教員で
あるとかいふふうに、教員を国家、地
方におけることとはよくしくない。教員
という資格においては国家公務員であ
るうが、地方公務員であるうが同じ、
同じように進んで私立学校の教員もやは
り同じように扱われるべきものだと思
つておるのです。そこで今あなたのお尋
ねの事柄とは多少ポイントが食い違つ
ておるように思ふのです。私が申し上
げたのは、教員としての立場から申し
上げたわけでありま。国家公務員で
あるとか、地方公務員であるとかい
う、地方とか国家といふものは重点を
置いて申し上げたのじやなかつたので
す。今おつしやる通りに、何も地方公
務員を、刑罰だけを国家公務員並にす
るといふ趣旨じやないのだらうと思
ふのです。いやしくも教員であるもの
は、地方公務員であらうが国家公務員
であるうが、公務員として政治的にへ
んばな教育をしてはいけないという趣
旨だらうと思ふのです。私はそう考へ
てゐるのです。

○野原委員 瀧川先生に二、三の点に
ついてお尋ねをいたしたいと思ひま
す。実は瀧川先生はどうしても七時に
お帰りにならなければならぬ。こう
いうせつぱ詰つた状況になつたにつ
いて、この議事の進行をした委員長に
対して私はまだ遺憾に思ひます。し

かしそのようなことは申しおられま
せんから、二、三先生に教えていた
きたい点は、教唆、扇動といふこと
でございます。先生も御承知のよう
に扇動につきましては刑法に規定がござ
いせん。なおまた今回の本法にも定義
が出ていないわけですね。ところが破
法第四條第二項に扇動に関する定義と
思われるものがうたはれてゐるので
ございまして、今回の中立確保の法律に
関する扇動は、破法第四條二項の
あの定義で行かれるものでございま
す。先生は御見解を承りたい。

○瀧川公述人 その扇動するといふ言
葉は、御承知だと思ひますが、明治三
十三年に出ておつた治安警察法の十七
條に、ストライキを誘惑、扇動した者
は罰するといふ規定がありまして、そ
のときに扇動といふ言葉を使つてお
つたのです。ところがどうも誘惑とか扇
動とかいふことではあまいだとい
うことが問題になつて、それが廃止にな
つたのは御承知のことと思ひます。と
ころで破法の四條に扇動といふ文字
を使つておられます。私はあのときに
は参議院の公聴会に命ぜられて、
扇動といふ文字はいけないと言つたの
です。教唆といふ文字は昔からあるの
です。と、明確に扇動がきまつてゐるの
です。ところが扇動といふ意味がき
まつていないので、今破法通り
根拠する、あるいは新しく解釈する
かといふことはどうもわかりかねるの
です。どちらにしてもあまい言葉だ
といふことは申し上げられな
いのです。

○野原委員 そこでお尋ねをしたい
のですが、破法の四條二項によりま
す、「特定の行為を実行させる目的を
も

つて、文書若しくは図画又は言動によ
り、人に対しその行為を実行する決意
を生ぜしめ又は既に生じている決意を
助長せしめるような勢のある刺激を与
えることをいう。」

○瀧川公述人 それは教唆じやないん
ですか。今あなたがお説きになつたの
は教唆ですよ。

○野原委員 これはどうも、教唆とい
ふ意味でございませうか。

○瀧川公述人 それは教唆です。

○野原委員 それじや先生の御意見に
従つてこのことは教唆だと思ひま
す。私はあとで調べてみたいと思ひま
す。

そこで次の具体的な例についてお伺
いしたいのです。これは中立確保に
関する点でございまして、ある人が雑誌
に論文を投稿したといふことです。そこ
でその投稿した論文を教職員の
団体が研究、討議の資料に使つた
といふことです。その論文の内容は特定の
政党を支持せよという内容になつて
ゐる。それが研究討議の資料に使わ
れた。討議の結果、教員が特定の政党
を支持し、または反対するに足る行動
をとり、第三條の第三項に抵触するよ
うな判断をされた場合に、この論文を執
筆した者は教唆もしくは扇動といふこ
とに抵触しはいたしませんか。

○瀧川公述人 今のお尋ねに対して説
明すると非常になかなかしい刑法の理
論になるのですが、この第三條に「何
人も、教育を利用し、特定の政党その他
の政治的団体の政治的勢力の伸長又は
減退に資する目的をもつて」と書いて
ありますけれども、そういう目的がない
場合には、ただ自分が論文を書い
て——こういうことをやる目的で書け

ば罰されます。そういう目的を持たず
に論文を書く人は、その場合にこれに
ひつかからない。ところがその論文を
そういう目的をもつて討議に付する場
合には、問題になります。これは主観
的違法要素といひまして、行為が違法
であるか、適法であるかといふことは
客観的にきめることだといふのが原則
なんです。新しいこともないんです
が、近ごろの学説では、主観的なもの
にもやはり違法性を決定する要素があ
るんだ、こういうことになるのです。
たとへば朝憲案の目的をもつて暴動
した者が内乱罪になる。暴動しただけ
では内乱罪にはならない。朝憲案の
目的がなければいけない。何々の目的
をもつて、こういうふうにあるんだ
ね。こういう場合には目的をもつた人
だけを罰するといふことなんです。今
のお話は、論文を書いた人間がこれを
参考にして、何か教育に利用しよう
といふ目的をもつて書いた場合にはや
られる。またその人間にはさういふ目的
がなかつても、利用する人が目的をも
つてやつたらひつかかる、こういうこ
とになります。

○野原委員 そこでお尋ねいたした
いは、政治的行為と申します場合には、
刑法上で申します作爲、不作爲とい
う点から、不作爲による政治的行為とい
うものもあり得ると私は思ふのでござ
いまして、いかがでございませう。

○瀧川公述人 刑法上作爲とか不作爲
とかいふものをわけるのは——今さう
いふことを言うことはおかしいです
が、古い語になつてゐるのです。ある
意思が表現された場合、それが消極的
な態度によつて表現されることが、積
極的な態度によつて表現されることが

があるのですね。今かりに作為、不作為といふことをもつていへば、作為による場合もありますし、不作為による場合もあります。

○野原委員 私は二十年ほど前に瀧川先生から——まだ先生にごあいさつしておりませんが、実は刑法の講義を承つた。そこで作為、不作為は古い説だと先生はおつしやるわけでございますけれども、たとえば次のような例はどうなるでございましょう。私どもは御承知のように平和憲法擁護の義務を負わされている。そこで平和憲法を破壊しようとする政策に対して反対しない。つまり平和憲法を破壊しようとする政策が私どもにおつかふさつて来る。教員にかぶさつて来る。その政策に対して反対しないことは、不作為による政治的行為だ。これは不作為が古いかどうか知りませんが、不作意による政治的行為にならないかどうか、いかがでございましょうか。

○瀧川公述人 わろん不作意による政治的行為になるのです。それはちょうど選挙のときに投票するのも投票しないのも同じことなんです。政治的行為であることは同じことなんです。

○野原委員 そこで不作意による政治的行為だといふと、これは作為による政治的行為が処罰の対象になるのと同じように、かくのごとき不作為による政治的行為も処罰の対象にならないでございましょうか。

○瀧川公述人 これはまたむずかしいです。不作為というのは、義務ある者がその義務を尽さない場合に違法性を持つといふことになるのです。ところがその憲法を守る義務は法律によるのであつて、それを侵した場合がこの法

律に書いてある犯罪になるかならないかという問題なんです。つまり守るべき義務ある人間が、義務に違反してそれを守らない場合に違反になるということなんです。それから、こつちから質問しちやいけませんから質問しませんが、今あなたのおつしやつた言葉で氣に食わぬ点があるのですが……。

○辻委員長 これにて質疑は終了しました。公聴会を閉するにあたりまして、一言公述人の皆様方にごあいさつを申し上げます。

本日はたいへんお忙しいところを長時間にわたりまして、しかも瀧川先生には特に遠路のところお越しいただきまして、たいへん時間の切迫しております折からにもかかりませず、熱心に貴重なる御意見をお聞かせいただきまして、この法案審査の上にわれ／＼委員一同非常に資するところ多いことを喜んでおります。委員諸君とともに厚くお礼を申し上げる次第であります。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後七時二分散会

昭和二十九年三月十七日印刷

昭和二十九年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局